

さつくばらんに御正直なところをお話しいただけるとありがたいんですが、どのようにお考えでいらっしゃるか。

○鳩山國務大臣 確かに、世論調査の数字を見るに、非常に厳しい数字だとは認識いたしております。

私は、麻生太郎という非常に個性の強い政治家、その個性が国民からまだ十二分に理解されていないのではないか、非常に強い個性ですから、理解され始めるとき態は一変するのではないか、そういうふうに期待をいたしております。

○寺田(学)委員 総務大臣をさせていたこともありますして、お人柄等を私も一部かもしれませんのが存じ上げる部分があつて、非常に正直に物事を話される方だなどということはあつたんですけど、最近は正直なところが裏目になつたり、また少し強がられるところがあつて、御理解がいただけなかつたりというところがあると思います。

また、数日前には、内閣改造をすべきじゃないかと一部閣僚の方がお話をされていました。大臣は、この内閣改造をすべきじゃないかという話については何かお考えをお持ちでしょうか。

○鳩山國務大臣 内閣のメンバー、閣僚のメンバーを決める、閣僚を任命するというのは内閣総理大臣の専権事項であつて、他の者が本来言うべきことではない。

ただ、与謝野大臣が、財務、金融、経済財政、何大臣分と言つたらいいのか、三大臣分といふのか、兼務されることとは大変ではないか。

つまり、財務大臣といふのは昔の大蔵大臣でござりますから、予算、決算、税等、大変な役である。経済財政大臣は、私、仕事内容を熟知しているわけではありませんけれども、経済財政諮問會議の取りまとめも司会から全部なさる役であつて、昔の経済企画庁長官のように現下の経済情勢についても国を代表して発言する。

そういう役が全部、与謝野馨という政治家、同期生ですし、非常に天才的な頭脳の持ち主で、天才と謝野馨だから務まつてゐるというふうに私はいっているのかもしれません。

思いますけれども、いずれ兼務が解かれるといふことになつた場合にはとにかくもう一人補う、それが四・七兆円の税源移譲のときにミニ改造があるのかなというふうに思われる方がいるということではないでしょうか。

○寺田(学)委員 なかなか慎重な御答弁ですね。そのときにはとにかくもう一人補う、それに加えて、地方交付税が五兆円以上減額されたことが、その後の経済や景気状況の中で、地方自治体に対する影響を与えてきた。

・先般の予算委員会の中で、鳩山大臣みずからが、まさしく数年前の三位一体改革に関して、私は初めてと言つていいほどだと思いますが、それでも、明確に失敗をした部分があるというお話をされたと思います。

大臣から見て、数年前の三位一体改革、どういう部分が失敗であったかということをより具体的に御答弁いただけたらと思います。

○鳩山國務大臣 世の中で一つの改革を、それも刺激的な改革をやれば、一〇〇%すべてが成功するということは常識的にはあり得ない、当然そこには光と影が出てくる、こうやってみてすごくよかつたけれどもこういう弊害が出たというのは常識的なことだろう。私は、そういう意味で、三位一体改革について、やはり結果としてまずい結果になつた部分があることは率直に認めるべきだと

いうふうに思います。

ついでに申し上げれば、私は、三位一体改革の意義は十分認めながらも、部分的には、自民党内で反対の急先鋒を張つたようなこともありますた。

○鳩山國務大臣 私は、余り祖父鳩山一郎が書いたものを詳しく読んだことはないんですけども、ただ、あれはいろいろなところで話したり書いたりしたものをまとめた「私の信条」といった本だったが、古いほろぼるの本があるんですけど、それを読み返してみると、行政改革という言葉ではないんですけども、要するに、財政の規律というものは非常に大事だということが書いてある。

祖父は、一言で言うと非常に官僚嫌いの点がございまして、物すごく官僚が日本の政治に悪い影響を与えていたというのを盛んに演説しているところに自分の息子威一郎が大蔵省へ入ってしまうということです。随分矛盾があったのかもしれません。

でも、そのころ、やはり行政改革の重要性み

そういうことで、結局は四・七兆円の補助金の削減があつた。税源移譲をやつたことは画期的なことですけれども、それが四・七兆円の税源移譲ではなくて三兆円にどどまつた。そのころ地方税は比較的税収の伸びがよかつたから案外目立たないで、それで、それに加えて、地方交付税が五兆円以上減額されたことが、その後の経済や景気状況の中で、地方自治体に対する影響を与えてきた。

補助金が減つたのは税源移譲とペアではありますけれども、やはり急激に地方交付税が減つたことは、結果として地方財政あるいは地方自治体に対しては影の部分として作用した、私はそう思つております。

○寺田(学)委員 本当にちゃんと振り返つて検証しないとだめだと思いますので、今大臣が言われた言葉、一つ一つメモをとつていてるんですけども、まずい結果、今、最後の御答弁の中では、急激に交付税を減らしたということがいわゆるます。

三位一体、補助金のこと、交付税のこと、税源移譲のこととあるんですけど、もつと端的に、具体的に、まずい結果というものは何を指し示されているんでしようか。

○鳩山國務大臣 これはすごく難しい問題です。それは、私がかつて文部大臣を務めておつたもので、だから、義務教育費国庫負担制度というものは、フランスのように義務教育諸学校の先生を国家公務員にしている国もあるぐらいでして、これ

は、国が全面的に負担をし保障すべき点ではない

か。この負担割合を二分の一から三分の一にした場合に財政力の弱いところにはしわ寄せが行くのではないかという観点で、私は相当な懸念を持っています。その点は案外うまく

いたものは永遠のテーマで、つまり、ジョギングとか健康管理みたいにいつも必ず行政改革をやつていなくちやいけないというようなことを祖父母は言つたかったのではないか。

ところが、この時代、とにかく行政の効率性と行政改革というのがありとあらゆる面で声高に叫ばれた。それだけ無駄があつたのも事実だろうと思つました。したがつて、三位一体改革のときは、例えば補助金が四・七兆円削減されても税源移譲が三兆円だったというの、あと一・七兆円は効率化するという意味が含まれていたんだろ

う、私はそう思つんですね。地方交付税の改革も思つてます。

しかし、結果として、国よりも地方の方により多くしわ寄せが行つたという部分があつたのではなかつたのか。その部分をまずかった部分、つまり、財政力の弱い地方公共団体は本当に自由に使える財源が減つてしまつた、その結果、私は今数字を持つておりませんが、地方単独事業というものが物すごく減つた。つまり、自由に使えるお金がなくなりましたから地方単独事業が半分とか三分の一という水準に減つていく。私はその辺を指摘したいと思つております。

○寺田(学)委員 大臣が今御指摘をされていること、先ほどの御答弁の中でも言われてること、急激に交付税を減らすのは問題じゃないかとか、行革のあり方、小さい団体、自治体に対してのフォローのあり方ということをさんざんこの総務委員会で議論してまいりましたが、時の政府は、いや、交付税を減らすのは借金があるんだから仕方がないんだ、毎年減らしていることなんだだから仕方がないんだということを強弁されておりました。

当時の、その三位一体のある意味責任者、担当大臣だったのはどなただつたか、大臣御存じですか。大臣だったのはどなただつたか、大臣御存じですか。

○鳩山國務大臣 麻生総務大臣という時代が二年

○寺田(学委員) まさしく今の総理が進められたことそのもののなんですよ。今、鳩山大臣が御指摘をされたこと自体が、野党のみならず与党の中からも議論の中にあつたのを、まさしく小泉氏、そして担当大臣だった麻生氏が、議事録を見

れば一目瞭然ですけれども、そのような懸念はないのだと言つて推し進めて、結果として今の現状があるということだと思います。

この麻生当時の総務大臣、現の総理大臣の責任というものは、この三位一体改革においてはどのように位置づけられているものだと大臣はお考えになられていますか。

○鳩山国務大臣 先ほど申し上げましたように、國も地方も挙げて行政改革、効率化に取り組まなくちやならないという大きな流れの中で三位一体改革というものが主張されるようになつて、これが実行に移されていった。

その中で、三兆円の税源移譲ということについては、とりわけ所得税から住民税へ税源を移譲するなどということは、私も大蔵官僚の息子でござりますけれども、当時の大蔵省、今の財務省から考えれば、ちょっとと考えられないような事柄であった。そういう意味では、三兆円の税源移譲は、三位一体改革の偉大な効果であり、金額には不足がありますけれども、これは光の部分と言つてもいいかもしない。

また、補助金の削減について、地方六団体で
しようか、あるいは知事会でしようか、そうした
ところに意見を求めて、どの補助金を減らしたら
いいか意見を聞いたというやり方も非常に新し
い、地方を重視したやり方であったというふうに
思うわけでございます。

しかしながら、バブルは崩壊しておったとは思
いますけれども、当時、地方税が伸びていく状況
の中で、地方の疲弊につながるという予測は余り
されていない方が多かつたようと思えるわけで
す。そんな中で、結果として、先ほどから私が申
し上げたような影の部分が色濃く出てきたわけで
すから。ただ、これは、一つの改革をやって、光

と影がどう出るかというのをやつてみてしばらく

たたない」とか「ならない」ということでござりますので、麻生総務大臣がどこまで予測できたかといふことに関していえば、それほど影の部分は生じないんだろうという確信と信念でなさったのではないのかと思うわけです。

役になつて全国百六十一カ所を回る中で、ああ、あの三位一体の影の部分がこういうふうに影響しているなどということを痛感されて、それで、今回の予算編成に当たつても、地方を重視しなくちやならないと言われて、私に対しても、とにかく地域と元氣にこころからこらしの貢献をつけて、つ

い、御自身が直接予測しなかつたけれども影の部分があらわれて、それを全国百六十ヵ所行脚の中でも現実そのものとして見詰められて、その若干の自己反省というのもあったのかも知れない。

だからこそ、今地方重視の姿勢を強く打ち出しておられるのではないか。こう思います。

うような話だと思つています。この間の三位一体改革、私も理念、考え方 자체は賛成をしております。ただ、確実に、やり方に問題があると感じます。そしてまた、地方が要求する補助金のカットでは、

ろが、失敗の大きな原因だと思つています。そういう意味で、今まで長年政権を続けられてゐるわけですから、以前の失敗というものに関しては謙虚に感じていただいて、それをただ単にその後になつてやり直すということではなくて、政権交代という形で責任をとられるのが国民にとっても一番いいことだと私は思つていますので、その点はしっかりと責任をお感じになられながら、その当時は反対だったとか、そういうことを言わね

すにやつていただきたいものだと思つています。
ごめんなさい。

交付税の話をしていく中で、やはり地方の崩落といふものが実際どのようになつてゐるかといふことは重要な話だと思つています。大きな交付税議論といふものが必要だと思いますが、その中ににおける、本当に具体的にどのように支出をされてゐるのかということは、つぶさに見る必要がある

そういふ意味で、数日前に大阪府の橋下知事が、いわゆる省庁が所管をしている公益法人 半ば強制的に取られている部分があつて、それをどう思つています。

負担したくない」という言の様な話をされましたが、このことは知事会の中でも非常に問題になつて、佐賀の古川知事を含めて、いわゆる法令分担金に関して削減をしてくれということを長年、要求しております、応じていただいているところもあれば、応じてくださらぬところもある

そして、ほぼ例外なくそういうような公益法人は天下りが行われている。やはりこういう状態を放置しておくべきではないというふうに思っています。

らい負担する必要があるんでしょうかというふうな指摘もありました。

そういう意味で、総務省においてはあまた指摘しなければならないような団体があるんですけどがきようは二つ、地方自治情報センターと自治体研修会です。

際作協会の中でも自治体国際作協会について特に議論したいというふうに思っております。一個一個問題点というのはほぼ同じぐらい含んでるんですが、まず簡単に、うちの県で指摘した部分があるんですけども、自治情報センターやLASDECというのですか、パンフレットを拝見しまして、組織図、役員・評議員というのがありまして、常勤のいわゆる役員の方が四名いらっしゃいます。小室さん、大塚さん、須貝さん、林さんという方がいらっしゃいますが、この

常勤の役員の中で、いわゆる天下り、省庁出身者
の行は可い、いふて、いふて、まぢ、うらう語事は

○椎川政府参考人 お答えいたします。
ただいま御指摘の財團法人地方自治情報センターの常勤の役員の件でございますけれども、今まで御教授ください。
の方は何人いらっしゃるか 参考の方で結構です。

○寺田(学)委員 今、常勤の四名の方がすべて中央省庁だということでした。
具体的な省庁名を御存じだと思いますので、この四名の方の具体的な省庁名を教えてください。

○椎川政府参考人　お答えいたします。
四人も現総務省の出身でございます。

であつたり大阪市長であつたり、さまざまな充て職を入れられて、結局のところ、常勤のいわゆる役員四名すべてが総務省の方だということでした。

○椎川政府参考人 お答えいたします。
一般会計の管理費、役員費というものを財務諸表から拝見いたしましたと、三千五百万というふうになつております。

○寺田(学)委員 きのういろいろお伺いしている

○椎川政府参考人　お答えいたします。
七千万・八千万というのは、恐らく自治体国際化協会の方の数字ではなかつたかというふうに記憶しておりますけれども、私たちの地方自治情報センターは、一般会計の管理費、役員費という財
中のお話と違ふんですか。四名合わせて七千万を超えているというようなお話がありましたが、そ
こら辺は違ふんですか。この常勤の方四名で三千
万ちょっとでよろしいんでしょうか。御訂正はな
いでしようか。

第一類第二號

務諸表から見ますと三千五百万ということになります。

○寺田(学)委員 紙ベースでいただいている部分があるんですが、役員の数を減らしているのかどうかわかりませんけれども、もうそれ以上お答えにならないのであれば、七千万と私の方は伺っていますけれども。

理事長小室さんのお幾らでしよう

○椎川政府参考人 お答えいたします。

理事長の給与額は、現在、約千九百三十万円でございます。

○寺田(学)委員 ほとんどじやないです。ほかの常勤の方はアルバイトなんですか。

理事長になられた方は二千万ほど役員給与をもらわれているわけですよ。そのほかに三人常勤の方がいらっしゃって、まさしく天下りでやられている。まずはこのような状態になつてゐるわけです。

では、この組織、資金はどこから集めているかということになれば、さまざま、都道府県、市町村から、会費であつたり、交付金であつたり、都道府県負担金であつたり、また補助金であつたりということで、百四十三億円ぐらいの収入を得ています。

具体的に何をしているのか。パンフレットを見る限り、非常にさまざまことをされていまして、総括して申し上げることは非常に難しいのですが、秋田県の外部監査の中で指摘されていることは、契約額ということで、随意契約されているみたいで、それが、地方消費税都道府県間清算システム、このことをするだけで五十万円県から持つていています。これは何か均等割みたいで、全国で二千万程度集めて地方消費税都道府県間清算システムを運営しておるのだと。それ以外に、軽油流通情報管理システムの運用業務委託費ということで、秋田県からだけで五百八十二万円、たばこ流通情報管理システム運用業務委託ということで百五十七万円、利子割還付調整シス

テムの運用業務委託、三十八万円、自動車税分配チープ作成業務委託、五百十万元。これは平成十八年の話ですが、さまざまな形で、そして、住基台帳を運営しているということで、またそれ以外にも何百万という形で負担金を求められている。

が費用対効果で正しいのか、そしてまた、その役員構成を含めて、天下りを全員入れて、理事長が二千万円の給与をもらつてやつてゐるということはやはり議論しなければならないと思つています。

大臣、今お話しした範囲の中で、御感想があればいかがですか。

○鳩山国務大臣 予算委員会等でも公益法人についてのさまざまな御指摘があり、公益法人と天下りの関係、わたりの関係等が随分議論になつておりますので、それは私も承知いたしております。まずは、公益法人については、基本的に全面的に見直すべきものであつて、本当に必要なものもあるだろうし、役割を終えているものもあるかもしれないし、役割に比べて組織や予算が大き過ぎる要は、公認法人については、基本的に全面的に見直すべきものであつて、本当に必要なものもあるだろうし、役割を終えているものもあるかもしれないし、役割に比べて組織や予算が大き過ぎる

ことのさまであるから、これは不適の見直しが必要な分野だ、こういうふうに思つております。

それから、もちろん私は、寺田先生の御質問と

いうことですから、きょうも朝五時半ごろに起き

てからいろいろ勉強したりレクを受けたりいたし

ておりますけれども、恐らく役所の人は怒ると思

いますけれども、今、公務員制度改革の中で、要

りますけれども、肩たたきというか勤怠退職をやめて、みんなが定年まで働くようにすればいい、そうする

と、人件費が物すごく大きくなるから、一定の働

き盛りからちょっと過ぎた人間は、再任用とい

う手もあるんですけれども、減給していくという方

法を考えなくちやいけないということが議論され

ていますよね。

そういう中で、いわゆる公益法人に転職した場

合に、まるで役所の現職の給与が保障されるよう

なあり方に問題があるのでないかな。それは非

職の何号俸で、これは次官級です、これは局長級です、これは審議官級ですという給料を保障するようなあり方に、多分みんな怒っていると思います。すけれども、私は問題があると思います、正直言つて。○寺田(学)委員 本当にそのような認識のもとで実行できるかどうかというところが一番問題になると思つんです。

私がけしからぬなというのは、いわゆる地方の実行できるかどうかというところが一番問題になりましたが、二十五年ぐらい前かなと思います。

○寺田(学)委員 本当にそのときは必要であった可能性は高いのかなということは、二十年前ですでの

大臣、今お話しした範囲の中で、御感想があれども、私は問題があると思います、正直言つて。

○鳩山国務大臣 私が三十四、五歳ですから、残念ながら、寺田委員は生まれてはおられました

が、二十五年ぐらい前かなと思います。

○寺田(学)委員 その当時は必要であった可能性

は高いのかなということは、二十年前ですでの

大臣、今お話しした範囲の中で、御感想があれども、私は問題があると思います、正直言つて。

○鳩山国務大臣 私が三十四、五歳ですから、残念ながら、寺田委員は生まれてはおられました

が、二十五年ぐらい前かなと思います。

○寺田(学)委員 その当時は必要であった可能性

は高いのかなということは、二十年前ですでの

大臣、今お話しした範囲の中で、御感想があれども、私は問題があると思います、正直言つて。

○鳩山国務大臣 大臣が文部政務次官だったとき

の事務を実施している。このことについては當時から多少関与しておりましたので、その事業の有

益性については、私は認めたいと思っています。

○寺田(学)委員 大臣が文部政務次官だったとき

の事務を実施している。このことについては當時から多少関与しておりましたので、その事業の有

益性については、私は認めたいと思っています。

○鳩山国務大臣 大臣が文部政務次官だったとき

の事務を実施している。このことについては當時から多少関与しておりましたので、その事業の有

益性については、私は認めたいと思っています。

○寺田(学)委員 大臣が文部政務次官だったとき

の事務を実施している。このことについては當時

から多少関与しておりましたので、その事業の有

益性については、私は認めたいと思っています。

○寺田(学)委員 大臣が文部政務次官だったとき

の事務を実施している。このことについては當時

○岡崎政府参考人 五名の方の年額の報酬の合計でございますが、約八千万円でございます。

それから、理事長の報酬でござりますが、給与規程上、国家公務員の一般職給与法に定める指定職俸給表の六号俸相当額というふうになつておりますので、金額に換算いたしますと、約二千七十九万円というふうに伺つております。

○寺田(学)委員 高いですね。それが高いかどうかというのはいろいろ弁明の余地があるのかもしれませんけれども。

この理事長オストどしうものか、先日我党に資料が来ました、五代連続同じ省庁から天下つてあるところの公益法人ということで、先ほどの自治情報センターも、そしてこの自治体国際化協会も該当する、いわゆる総務省の指定席になっています。

まず、このような形で行われて続いている現状に
関して、大臣から、何かお考へはありますか。

○鳩山国務大臣　自治体国際化協会については、
先ほども申し上げましたように、私は立派な仕事
をしているというふうに思つておりまして、海外
事務所も、三つでしようか……（発言する者あり）
七つあるんですか、それも実態を見てはおりませ
んけれども、それなりに仕事をしてもらつている
と思うわけであります。

ところが、さっきも申し上げましたけれども、役員報酬規程に基づく報酬額が、理事長は指定職俸給表の六号だ、専務理事が指定職俸給表の四号俸相当額だ、常務理事が二号俸相当額だ、常勤監事が一号俸相当額だというふうに役員報酬規程が一号俸相当額だというふうに役員報酬規程で決まっているわけですね。

だから、そのことが、私は、それはそれぞれ個人がおられるから失礼かと思うけれども、やはりどんな立派な仕事をしておられても、現職の経務省の次官から局長からが懸命に仕事をしておられる、そういう方々が次に就職する場所にこういうふうに何か給与保障があるようなことが、天下り、天下りと言われる大きな原因の一つではないかな。

もう一つだけ言わせてください。

これは私、議院運営委員長をやつたときにはびっくりしましたのは、大体、衆議院の事務総長が参

議院の事務総長か、今は変わったようですけれども、国立国会図書館長になるでしょう。たしか、ほとんど同じ給与だと思うんですね、事務総長と。あるいは高くなるのかわかりませんが。やはり国立国会図書館も立派なところだと思うけれども、衆議院の事務総長や参議院の事務総長が必ずそこに、いわば一種の天下りのように行つて、給与が同じかそれ以上というのは絶対おかしい。それで、年俸は、

いと感心した。そういう疑問はいこも感じるタイプのものですから。

○寺田(学)委員 大臣、大臣というお立場です
で、疑問を感じたら行動してください。前半の部
分で、いわゆる公益法人に関して、このように給
与が決まっているのはおかしいと思うと。所管大

臣ですよ。
では、大臣として、具体的に、この法人のみならず、少なくとも総務省の所管の公益法人に関して、今の疑問点をどのように御解決される予定ですか。
○鳩山国務大臣 とりあえず、すべて調査はした
いと思います。

問主意書で、地方自治体が国の役所の所管の公益法人に対し補助金、負担金、寄附金等で出してある総額等はどれくらいになっているかとお話をしましたら、そんな資料はないというような回答になりました。

今、本当に調査をされるということであれば、少なくとも総務省所管の公益法人に関して地方自治体がどれくらいの額を拠出しているのか、お調べになつていただけることは大丈夫でしょうか。

大臣、いかがですか。

○鳩山国務大臣 総務省という役所は、もちろん旧自治省・内務省の仕事を引き継いでいるわけでありますから、それこそ、地方公共団体とは極めて密接な関係があつて、地方公共団体の発展のた

めに体を張つてでも仕事をするというのが総務省
という役所だと思つております。

それだけに、大変地方自治体と関係が深い。このような総務省関係の団体が地方自治体とどういう関係があるのか、つまり、その関係において負担金等をどのように求めているかということは、これは当然調べなければならないことと思います。

たたきたいと思います。その負担金のみならず、寄附金、補助金、交付金、さまざま形で地方自治体から国の所管する公益法人に多額のお金が、召し上げられていると。いう言い方はよくないんで、しょうけれども、渡っています。大阪府及び知事会もそれを問題としています。

て、その負担金のあり方はどうなんだということを言っていますので、総務省として、総務省所管の公益法人に、私は全省庁やるべきだと思いますけれども、まずはそれを早急にやっていたらと思います。それはお約束いただけますね。はいということを着席しながらお話していただきました。

では、この国際化協会、何をやっておるか。――ETプログラムの話をされました。御存じの方も

いると思いますが、中学校、高校及び小学校に対し、外国の方を招き入れて、当時AETと云われていたと私は思ふんですけれども、英語のアシスタンントの先生を派遣する。この国際化協会の主要な仕事は何ですかと言われると、まずJETプログラムという話をされます。

このJETプログラム、お渡しした資料の一枚目の右側にあるんですが、細かくて申しわけないんですけど、二〇〇四年の六千人、役所の方に聞くと、このころがピークだったということでした。そのピークから、二〇〇八年の段階で四千六百八十二名まで減っています。役所の方からのレクチャーの中では、正直お金がもたないところは民間の英語教室から採用したりしているようですが、

いう話をされました。

るはさうがに、全国あまねくいろいろなところで、どうのうの英語の教師の方、外国の方を採用するというのには、さまざまな意味で苦難があったと思いますが、もうこれほど国際化が進んで、大体のところでも、何とかすれば民間の英語の教室から英語の先生を派遣してもらう等々ということは十分できるような環境になつてくる中で、やはり当然のことく、このJETプログラムを利用して、いわゆる

ALT ALT というのですかそれを招き入れる総数というのはどんどん落ちてきているんですね。

この落ちてきているJETプログラムを中心やっている団体なんですが、一番最後の三枚目の資料の右側にあるんですけども、各自治体から

の分担金で成り立っています。これは都道府県との政令指定都市からお金を分担金としていただいてるんですが、どういう基準で決められているのかわかりません。正直、秋田県は一千四百万円の国際化協会のために負担金を払っています。上にある宮城県、人口ではかなり宮城県の方が多いんですけど同じ額だったり、突出して東京都が多かつたり、大阪府が七千八百万円。私の秋田県が払っている一千四百万なんて、理事長の給料にす

らならないんです。そういう中において、皆さんからあまた集めたお金というものをJETプログラム及びこの協会の運営に使われているということになっています。

二十何年前にはこの協会自体及びJETプログラムの意味というのはあったのかもしれませんのが、これからどんどんこのニーズというものは代替可能になっていく状態になると思います。そしてまた、このような多額の負担金を出していることからして、この負担金を減らして、民間で何とかして英語の教師の方を採用したいなどいう健健全な、健全というか当然の知恵を働かせる方々もたくさん出ると思うんですね。

これは民間の代替ということも可能だと思うん

ですが、これからもこのJETプログラムといふことはこれぐらいの予算をいただきながら続けていくべきことなのかどうか。参考人の方でも大臣でも結構です、いかがですか。

○岡崎政府参考人 御指摘いたきましたように、確かに、最近JETプログラムの参加人数が減少しているのは事実でございまして、理由としては、基本的に地方団体が財政危機によつて非常

に厳しい状況になつたということとか、日本に来た参加者が途中で就職しちやつたりした場合の後補充等がなかなか今までのシステムではうまくいかない、中途補充の関係等がありまして、その辺は、今いろいろ文科省あるいは外務省とも相談しながら改善を検討しているところでござります。民間でできないのかというお話をありますけれ

ども、JETプログラムの参加者は、単に語学指導だけではなくて、地域における国際交流活動へ協力していくなど、地域の国際化にも寄与しているという認識でございます。また、都市部だけではなくて、全国津々浦々のJET青年を希望する団体に確実に配置するという意味では、非常に重要な役割を果たしていると思ております。

それから、語学の教育ですが、正しい英語を使えるかどうかというようなものを、在外公館で判定委員会をつくってちゃんと試験をして採用しておおりまして、単なる外国语指導助手のあっせんというだけではなくて、そういう政府が関与する世界最大規模の人的交流プログラムとして、海外からの評価も高いものだというふうに理解をしております。

○寺田(学委員) 別に民間の英語の教員の方で
あつたって、それなりの期間その地域にいれば地
域との交流もしますし、もし本国に帰られるのだと
したら、それは当然その経験を生かして知日派
にもなれますから、特別、JETプログラムで
来た方だけがそういうことになるような言
い方は、私は誤解を招くのではないかなと思いま
す。

負担金、その左の方に「二十年度の収支予算算総括表」というのがあります。この外国青年招致会計とこの左側の一般会計は、JETプログラムとは切り離した形の経費になっています。下に目を移して、雑収入。

主に自治体からのいわゆる負担金、分担金で賄っているんですが、JETプログラムは九億四千万、一般会計の方は二十五億かかっているんです。JETプログラムは大事だ大事だと言いながら、予算の大半はそれ以外のところに使われている。

では、それ以外のことというのは何だろうということになると、ちょっとページを戻してもらいうんですが、一ページ前に海外事務所の表が載つていると思います。何と七カ国に、さまざまな家賃が含まれながら、七つの事務所をこの予算をもとに運営しています。ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京。ニューヨークの住所は、これは引っ越しをされたということでの前の話ですが、前はフィフスアベニューといふ、だれが見ても超一等地のところに事務所を構えて、役所の方からいただいた引っ越し後の賃料というものがほぼ同額だった、及び少し高くてとまつたということなんですねけれども、四百二十万。ロンドンの場合は五十五万、パリが百三十万、シンガポールが二百七十九万、ソウルが百七十万、シドニーが二百十万、北京が百三十五万。このような賃料を払いながら、約二十人程度のスタッフを擁して、ここに事務所を構えて何をやっているか。いろいろお伺いするんですよ、レポートを出しています、地方自治体から来た方のアテンドをしています、さまざまなもの研究をしていますと。そういうような形で、この二十五億円ぐらいが使われているということになっています。

時間もないのではしょりながらやりますけれども、そこで問題点が出てくるんですね。

では、それ以外のことというのは何だろうとい
る。主に自治体からのいわゆる負担金、分担金で
賄っているんですが、JETプログラムは九億四
千万、一般会計の方は二十五億かっているんで
す。JETプログラムは大事だ大事だと言いなが
ら、予算の大半はそれ以外のところに使われてい
て、雑収入。
負担金、その左の方に、二十年度の收支予算総括表
会計、そして右側に外国青年招致事業特別会計と
いうのがあります。この外国青年招致云々といふ
のは、これはJETプログラムの特別会計です。
この左側の一般会計は、JETプログラムとは切
り離した形の経費になっています。下に目を移し

右側の一般会計財産目録といふところになるんですが、この固定資産の中の特定資産、海外事務所開設準備等積立資金、これは合計が百二十七億あるんですよ。毎年地方から二十数億集めておいて、JETプログラムという今の時代においてはさして重要ななくなつてしまふやうな事業をやって、そして海外に七つもこのような高額の賃料のところに人を雇い、そしてまた資産として百三十七億たまっているんです。

この海外事務所開設準備等積立資金とありますけれども、この七事務所以外、まだまだ広げるおつもりなんでしょうか。参考人の方でも結構ですか。

○岡崎政府参考人 御指摘の、海外事務所開設準備等積立金という名前になつておりますけれども、この活用ということにつきましては、海外事務所の新設、移転、あるいは、外貨払いが多いものですから、為替差損の発生等に対して備えをするというのが趣旨であると聞いております。

そこで、御指摘の海外事務所でございますけれども、新設につきましては現時点で具体化している計画はないというふうに伺っております。

○寺田(学)委員 開設の用意がないのに、何で百二十七億もためる必要があるんですか。為替差損と言いますけれども、ティーラーでもやつているんですか。単純に調査をしているだけでしょう。家賃等の事務経費の為替差損は多少出ると思いますけれども、百二十七億必要だというのはどう考えてもおかしいと思うんです。大臣、おかしくないですか、この百二十七億というのは。

○鳩山国務大臣 確かに、百二十七億というのはかなり大きな数字で、自治体からいろいろ負担を求めてきた、JETプログラムをやつてきた、いろいろやつてきた。そういう中で、国際化、つまり、在外公館ではないけれども、在外公館の地方自治体共同機関的なものとまでは言えないけれども、地方自治体の方が海外へ行つて、国際化の研修をしたり経験したりするための拠点という意味があるんでしよう。

ですから、これからさらにふやしたいという気持ちを本来持っていたのではないかなというふうに思いますけれども、もしこれ以上ふやす計画がないならば、この百二十七億というのはかなり大きな数字であって、最近、各都道府県からいただく、負担してもらう金額を一割ぐらい減らしてきましたという話でござりますが、これを当分使うつもりがないならば負担金をもう少し減らせばいいな、私は直観的にはそう思います。

○寺田(学)委員 その直観的なことを、所管ですから、何かしらこちらに働きかける必要があると思うんですね。百二十七億もためて為替差損などかと言つてある時点で、私はむちやくちやな理由だと思いますよ。

理事長が天下り、及び大半の常勤理事が各省庁からの天下りで、JETプログラム自体の重要性も二十数年前に比べると希薄化して、七つの海外事務所を持つてと。もちろん、外務省自体が、いわゆる海外の大使館がそこまで業務できないとうのであれば、物すごく単純な話ですけれども、総務省の人間の部屋一つでももらつて、そこで何とか手配した方がいいぐらいの話ですよ。わざわざこんな一等地に七つも事務所を構えて、それで今後のために百二十七億、為替差損のためだなんと言つてある時点で、これがいわゆる埋蔵金と言わずして何と言うのかということだと思うんです。

大臣自身、これはどうですか。地方自治体も、一千万、二千万、東京都に至つては億ですよ、そういうのを出して百二十七億円ためられているんじし、百二十七億というのは巨額だなと正思いでですよ。もうちょっと強い意気込みでは正されませんか。

○鳩山国務大臣 先ほど申し上げたとおりのことしか言えないので、ふだん目にする金額でもないし、百二十七億というのは巨額だなと正思いますが、それでも、百九億というのは随分安いなどといふ議論もしてきていますよね。だから、金額の多寡というのは、事柄に応じてすごく大き過ぎたり小さ過ぎたりするものですから、私も百二十七億

という数字について今その場で判断はできません

るお金なのかも知れない。

けれども、それだけの自治体に、たしか年間十八億ぐらい自治体から払つてもらつてているのでしょうか……（寺田（学）委員）二十数億です。全部合わせると三十億弱です」と呼ぶ自治体からですか。ああ、全部合わせると。それとの比較をしながら考えていくべき問題だと思います。

ただ、百三十七億というのがたまっているとすれば、それは、拠出金というのか分担金というのか、平成十九年度から一〇%減額されていますが、もつと減額すればいい、直観的にはそう思います。

今私が、直観的にこの百一十七という数字が物語る
すごく大きいとか、百九億というのは絶対安過ぎ
ると確信を持って言えた金額ですけれども、百一
十七についてはちょっと今自信を持って言えませ
ん。

○椎川政府参考人 先ほど寺田先生の最初の御質問、突然の御質問でちょっと失礼をいたしましたので、補足ないし修正をさせていただきたいと思います。

○寺田(学)委員 大体の状況は御説明したはずですよ。それこそ、常勤理事は大半が天下りで、二千九百理事長がもつていて、JETブログラムもこういう形にだんだん衰退をして、海外事務所自体も本当に必要かどうかという疑念があつて、百二十七億円ためているということですよ。

ち、中央省庁の出身者は三名でござります。それから、常勤役員に対する報酬でござりますけれども、一般会計の役員費は三千五百万でございましてたけれども、トータルの常勤役員に対する報酬の合計は約七千万というふうになつてござります。

○寺田(学)委員 一応通告していたことですか

橋下知事がこの協会に対し、天下りしているんだつたら、天下りという理由一つでしたけれども、負担金、分担金をこんなに払いたくないという話をされました。私はごもともなことだと思うんです。全国各地の分担している方が、役所に説明させるとこれは地方のためにやつていいらしいところ話で、皆さう一派でござ

ら、急にというのもなんなんですけれども。
大臣の話に戻しますけれども、私がお伺いして
いるのは、橋下府知事の、こんな団体にはもうそ
んなに払いたくないというところは一部理解でき
る部分はないですかという話を聞いているんで
す。できないということなんでしょうか。

る人たるしに詰をしますから皆さんで一気にオイコットすればいいんですよ、百二十七億きっちりなくなるまで払う気はないと。それぐらいのことをしてないと、役所の無駄遣いというのはなくならないですよ。しかも、それを地方の味方である総務省がやっているというのには本当にけしからぬことだと思います。

（鳩山国務大臣）ですから、この団体かとのよう
な活動をしているか、私はもちろん報告は受けて
おりますが、そこが物すごく無駄なことをしてい
るのか、非常に有効な、有益な仕事ばかりしてい
るのかというのには、私はまだ判断できませんから
お答えできません。

大阪府知事が言っている、分担金をこんな状態だつたら払いたくないというのは「一定の理解をされる部分もあるんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○寺田(学)委員 県と政令市がお金を出し合ってでき上がっている機関でございますから、これはお父様を含めた知事会だとか、そういうようなところで十分に話し合つていただくというのが私は正しい方向だと思います。私は、もちろん担当の大蔵として関与はします。

及び中心人物になつて、ひらのサボテン。ミニミニ

私は大臣として思う、所管大臣として思うんだと。その直観をお伝えいただいて、そして、少なくとも総務省所管の公益法人が地方自治体から幾らもらつていて、どのような活動をしているの

か、適正な額を皆さんから分担していただいているのか、事業が適正かどうか、それをお調べいただけるということはできますね。大臣、お約束ください。

団体については、もちろん私が調べることはできるし、どういう権限があるかはよく調べてみたいとまだわかりませんが、これは地方公共団体みんなでお金を出し合ってできている団体でございますから、知事会等でも大いに議論をいただきたいと願います。

○寺田(学)委員 時間が来ましたので終わります
けれども、先ほど御答弁の中で、総務省の中のい
わゆる分担金、負担金のことに関しては調べると
いうお約束だけは守つてください、よろしくお願
いします。

この民営化法の附則、かんばの施設を売り切る期限を定めたこの条項、最近、参議院の方でありますか、見直す考えもあるやなしやにお聞きをしておりますが、今のような現場のお声ももちろん酌み取つていただきたいと思います。一方で、こういううたがを始めたのは政治の側です。これを売り切

○赤松委員長 次に 小川淳也君。
○小川(淳) 委員 民主党の小川淳也でございま
す。予算関連法案についてお尋ねをいたしたいと思
います。

ろうとして郵政会社は必死でしよう、恐らく。
そういう状態の中で、大臣、この附則、改めて
見直しも含めて、そこまでおっしゃるなら、ある
種の御決意が必要かと思いますが、その点につい
てまず御所感をいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 坂出のかんばの宿は大変立派で
す。おふらうすゞへ。二施設全部が全部でま

三、三お尋ねをしたいと思います。
私、今週月曜日、上京する前に、地元香川県なんですがれども、坂出市というところにかんばの宿がございます。そこへ実際に行ってまいりました。瀬戸大橋を見おろす大変風光明媚な地形の中、全四十一室、見事な施設でございました。とにかく、まずは現場を拝見したいという思いで行つてまいつたんですが、私の方から御説明し

それで、さらにはいつぱいになつてゐるようなもののが数多くあることをよく存じ上げております。ごらんをいただいて、お泊まりになつてはいいんですか。できれば定額給付金を受け取つて、お泊まりいただけるとありがたいとは思います。今、一万一千円ぐらいですから泊まれる計算になるかな、こういうふうに思うわけです。

かんばの宿等の宿泊施設、これはマルバルクと一緒になんでしょうか、五年以内に譲渡または廃止という附則二条があります。ですから、私自身は、その附則二条を全く無視した答弁はできませんけれども、ただ、郵政民営化の見直しという中では、その部分だけ、これは法律でござりますから、国会の皆様方の御意見がそういう方向であれば見直して構わない条項だ、こういうふうに考えておるわけでございまして、私が一人で見直すと言つて、そう見直すというか附則二条を変えると言つたって、それで通るわけではあります。贊否両論いろいろあると思いますから、最終的には国会でお決めになることだと思いますが、今後の経済情勢等も見ながら、公的な宿泊施設のあり方等についても、議論がすべて終わってしまっているわけではありませんから、考えながら、私も考えますが、国会もお考えいただきたい、こう思います。

○小川(淳)委員 ありがとうございました。

重ねてこの点、逆サイドから意見を申し上げさせていただきたいと思うんですが、全般に元気のない麻生内閣において、鳩山大臣の存在感というのは、大変勇ましく、また楽しい、今のやりとり一つお聞きしても、際立った存在感だと思いますが、何か人気も急上昇のようなことも報道でお見受けいたします。

しかし、私、これは本当にリスクがあります、野党内含めいろいろな意見がありますからリスクがありましたが、あえて申し上げたいんですけど、この間の大蔵の郵政会社に対するおっしゃり方に例えれば、競争入札とは言えない、疑惑だらけだというコメント。言いわけのオンパレード、見苦しいというコメント。そして、きわめつきは衆議院の本会議、二月の十二日、西川社長のおつしやることが変わった、価格競争と企画提案の審査の混合であるとのわけのわからぬこと。これは、私は、わけがわからぬことはないと思います。

こういう一連のコメント、私は大変わかりやす

いです、歯にきぬ着せぬからこその鳩山大臣だと思いますが、現在、郵政会社は、株式会社化されたとはいえ、一〇〇%国の子会社であります。その所管の担当大臣は、十分な説明を受けてないとか経過を承知していないとか、いろいろなおっしゃり分はあるでしょ。

しかし、御自身が最終的な責任者であり、監督、許認可の権限を持つておられる方が、御自身の傘下にある郵政会社に対する、あるいはその西川社長を初め責任者に対する物のおっしゃり方としては、私は、下とは思いませんが、上ではない。やはり、家庭内では厳しくしかるべきであります、厳しく叱責すればいい。しかし、外向的には、御自身の所管であるいろいろ経過はあつたでしよう、御自身の所管であることにに対するある種の責任感、規範意識を感じながら外向的にはおつしやつた方が、より値打ちが上がるのではないかと存じます。

○鳩山国務大臣　すばらしい御忠告であり、御指摘だと思います。

私も性格が割かし単純なものですから、言葉を選んでしゃべることが兄と違つてできないものですから、本当に単純に物を言つてしまふんです。それで、実は、やはり反省しなければいけないことがあるなど率直に思つております。

結局、いろいろ反論が出てきます、社説とかそれ以外の記事で私に対する厳しい批判がある。そうすると、何か単純に腹が立つて、言葉が激しくなつてしまふ。

例えば分社化の件に関して、局会社と事業会社が一緒になつたら、郵政の九割を占める巨大な郵政ファミリー、巨大な郵政利権の復活であるという文字が新聞に出していました。そういうのを見ると、これは一生懸命働いている事業会社や局会社の方に対する冒瀆だ、そういう怒りを感じてしまふ。

それから、要するに、鳩山邦夫は全く企業とか経営とかいうのがわからない、赤字の企業だったから一万円で買ってくとも、そのまま赤字が出る

より一万多円で買つてくれたら御の字だというふうなのを見ると、またかあつとなる。どうしても物を激しく言つてしまふ傾向がある。

そこで、この間、最近国会が忙しくて確かに今に裕のない日々を過ごしておりますが、ふろん人のついてふつと思つたんですね。やはりこの問題の本質というのは、こういうことが一度とこういうようにすることももちろん重要だけれども、二度とこういうことが起らぬことは、国民に信頼される行政である、國民から信頼される日本郵政株式会社であり、四つの会社でなければならぬ。要するに、日本郵政をいい会社に改めるのが私の仕事なんだが、本来の仕事はそこにあるんだな。そこに監督権限も報告徴求の権限も与えられているんだな、そう思いまして、至らぬ者でありますから、これからも言葉の行き過ぎはあるかもしれませんけれども、小川先生のお話は、本当にすばらしい話が、今の小川先生のお話は、本当にすばらしい話としてのませていただきたい、こう思つております。

の御質問の中に、地方の負担金に対する自治体の側からの異議申し立て、これも公式、非公式にございました。加えて、大臣もよく御存じです、このところ、大戸川ダムや川辺川ダムに対する自治体の異論、そして、新潟や佐賀での整備新幹線の負担金に対する異論。自治体の側からは、まさに知事の反乱といいますか、これまで余り考えられなかつたような強い意思表示がなされております。

今からこの地方財政対策全般を議論いたしたいと思いますが、こういった知事側、地方側の反対論を前にして、この論争があるとすれば、にしきの御旗は私はむしろ地方側にあるんぢやないかと思いますが、まずその点に対する大臣の一般的な所感をいただいて、具体的な中身に入りたいと思います。

○鳩山国務大臣 基本は、国の形にある。つまり、一般的に言われている言葉で言うならば、国と地方の役割分担ということにある。そういう意味で、地方分権改革推進委員会の二次勧告が出て、これは地方の出先機関の廃止や整理ということばかりが注目されますが、実は、そうではなくて、やはりそこには地方と国の事務権限のありようが中心にある。

ですから、今委員おっしゃった中で、直轄事業の負担とすることを考えるならば、この負担の割合を減らすというような議論よりは、直轄事業を減らして、河川でも道路でも、大部分を直轄国道から地方管理国道に移すということが先にあるべきではないかな。そういうことの中から本当の意味での地方分権が生まれてくる、そういう筋道を私は考えております。

○小川(淳)委員 静止した状態で見ると、恐らくそういう冷静な議論ということになるのでしょうかが、この間の最近の経過を動的的に見ると、今この瞬間ににおいては、私は地方の言い分に理があるんじゃないかな。そういう方向感でぜひ以下の議論も進めてまいりたいと思います。

今般の八十二兆五千億の地方財政計画に関する

お尋ねをいたします。

まず、内閣府にお越しをいただきました。この

八十二兆五千億の地方財政計画の前提にもなって

いると思いますが、来年度、平成二十一年度の経

済見通し、これは既に財務金融委員会やその他に

おきましても甘いんじゃないかという指摘があろ

うかと思います。委員長のお許しをいただいて資

料をお配りしていると思いますが、来期の国内総

生産は名目で〇・一%の伸び。プラスだと。この

点、いかがですか。内閣府、お越しいただいて

ますが、御説明いただけますか。

○梅溪政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の政府経済見通しをございますが、

二十一年度、この姿については、原油価格の低下

などによります交易条件の改善に加えまして、政

府の経済対策の効果が本格的に発現することによ

り、二十一年度後半には民間需要が持ち直し、低

迷を脱していくことが期待されると考えておりま

す。

こうした観点で、実質GDPの成長率は〇%程

度、名目成長率については〇・一%程度、こうい

う見通しを立てているところでございます。

○小川(淳)委員 重ねてのお尋ねです。

ついせんだけって、今月の十六日ですか、今年

度、昨年の十月から十二月期の三ヶ月間で、年率

換算でマイナス一二%という大変衝撃的な数字が

報告をされたはずであります。これとの関連はい

かがですか。十月から十二月マイナス一二%で、

来年度はプラス成長に戻るか、この関連はいかが

ですか。

○梅溪政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、先日、十一十二月期のGDP

統計が出ました。二十年度の経済成長につきま

しては、これまでのところ、GDPの伸びはおろ

か、輸出、機械受注、消費者のマインドなど、経

済指標というものが非常に悪化しており、厳しい

状況にある点につきましては、御指摘のとおりで

ございます。

しかしながら、二十一年度につきましては、

私、先ほど御説明いたしました交易条件の改善あるいは累次の経済対策の効果、こういうものが発現すると見込んでおります。

もちろん、世界経済につきましては、不透明感も強く、今後、その影響が日本にさらに及びまし

て、景気の下降局面がさらに厳しく、また、長く

なるリスクが存在することについては十分認識い

たしております。

現在のところ、経済財政運営の基本的態度とい

たしましては、まずは、第二次補正予算のうち、

公共事業については可能な限り執行を促進させる

とともに、その他の事業についても、第二次補正

予算関連法案が成立し次第、執行を直ちに開始

し、速やかな実施を図ることを考えております。

二十一年度当初予算についても、早期成立をお

願いするとともに、成立後、年度当初から速やか

な執行をとり行つて、こういう流れの中で経済財

政運営に当たつていきたないと考えております。

○小川(淳)委員 簡潔な御答弁をお願いしたいん

ですが。

ちよつと、これだけ確認しますよ。昨年の十月

から十二月期で年率換算一二%、大臣、GDPが

一割減るというのは、恐らくこれは下限でしあう

べきであります。これが十月

から十二月期で年率換算一二%、大臣、GDPが

一割減るというのは、恐らくこれは下限でしあう

べきであります。これが十月

から十二月期で年率換算一二%、大臣、GDPが

一割減るというのは、恐らくこれは下限でしあう

べきであります。これが十月

から十二月期で年率換算一二%、大臣、GDPが

一割減るというのは、恐らくこれは下限でしあう

べきであります。これが十月

から十二月期で年率換算一二%、大臣、GDPが

一割減るというのは、恐らくこれは下限でしあう

べきであります。

段階の経済指標をもとに来期を見通し、そして税収を見積もり、地方財政計画に至っているということであります。

この点だけは改めて確認しておきませんと、来

年度の予算案なり地方財政計画は甚だ不十分なもの

のという議論の種が残ったまま、直近の大変悪い

経済指標を前提にしないまま、来年度予算、そして来年度の地方財政計画を議論しているというこ

の現実、ぜひ改めて御認識をいただきたいと思いま

す。

こういう中で、国家予算、国の予算是八十八兆

五千億、史上最大規模と言われています。六・

六%増です。この借金もぐれの中での状況です

が、それでもそこまで伸ばしました。

鳩山大臣にお尋ねいたしたいんですが、今般

の、昨年の秋ごろからの経済危機は、よく世言

われています、百年に一度、百年に一度。これは

本当に百年に一度ですか。だとすれば、国家予算

は六・六%増、大見えを切つて大盤振る舞いして

います。これでも、さつき申し上げたとおり、年

率換算で一割近いGDPの落差が予想される以前

の段階での経済指標がもとです。

鳩山大臣、地方財政計画八十二・五兆円は、前

年度との比較でいりますとマイナス一%です。今

般の経済危機は本当に百年に一度ですか。そし

て、大臣が示された地方財政計画、前年比マイナ

スの地方財政計画は、国内外に対する地方財政の

責任者としてのメッセージの点から十分なもので

すか。

○鳩山国務大臣 百年に一度というグリーンスパ

ンさんが使つた言葉が一般化しておりますが、私

はよくわかりません。

先ほど委員がお示しになつた来年度の経済成長

率が〇・〇%というのが示されたときには、ああ、そ

れでは百年に一度というほどではないのではないか

かなと思ったことはありました。ところが、この

間の年率換算、まあ、瞬間風速と言つていいのか

どうかわかりませんが、マイナス一二・七%とい

う数字を見たときには、やはりこれは百年に一度

なのかなとまた思い直すというのが私の心の中の実態でございます。

瞬間にマイナス一二・七であつたものが、こ

れが続いて実際に二けたとか二けた近いマイナスに実績としてなつた場合には、この国はどうなる

のか。例えば、法人税がどうなるか、所得税がど

うなるか考えただけで、地方交付税がまた発射台がうんと下がつたら穴埋めをどうするのか、そこまで考えてしまつ実態がございます。

委員の質問に対するお答えとして申し上げれ

ば、確かに地財計画上はマイナスになつております

が、それは、かつて総務省におられた委員の方

が私よりも百倍お詳しいように、いわゆる不交付

団体の水準超過経費の大幅な減収という形で前年

度比一%減になつてしまつてゐるわけでございま

す。

ですから、不交付団体を除いて考へれば、もち

ろんすべての数字はプラスになるわけでございま

すし、地方の一般歳出は四千億円以上増加するの

で、これは平成十一年度以来十年ぶりの積極的な

計画となつてゐる。四千億円でどこまで自慢でき

るかわかりませんが、久しうぶりにこれだけのプラ

スになつたということが言えると思います。

地方交付税につきましても、ずっとマイナスが

続いてきて、平成二十年度でちょっとふえた。二

十一年度、この経済状況でプラスになるかどうか

という、いろいろな加算等がありましたが、大体

六千億ぐらいのマイナスになつていたところ、總

理から一兆円特別の追加をいただいて、それで十

五兆八千二百億という、前年度比四千百億円ぐら

いのプラスになつた。

こういうことで、これがとりあえず精いっぱい

だったという思いがあります。

それと、二次補正で入つておられます、これは

常に評判のいい地域活性化・生活対策臨時交付金

六千億というのがあります。もちろん、舛添厚勞

相がいつも言つておられる、雇用創出のための二

千五百足す千五百イコール四千億円というのもござります。そういうものを全部トータルで考へ

て、今のところは何とかこれが精いっぽいというのが、正直言つて私の思いでございます。

話がちょっと戻りますが、東京都とか愛知県の不交付団体は、好調な税収があつたときに、水準を超えた経費、水準超経費に相当する額を使ってしまつているわけではなくて、将来に備えた基金へ積み立てたり、地方債発行額の圧縮にこれを使つておりますから、今回、地財計画上はこのよだれ数字になつておりますけれども、基金を取り崩したり地方債発行を拡大して、東京も愛知県も実質的な歳出規模を維持して、むしろ拡大をしてくるのではないか。ですから、地財計画上はマイナス一%になつておりますが、実際実行される地方財政はプラスになるだろうと思います。

○小川(淳)委員 本当に現在の経済危機をどの程度深刻に受けとめるかということとも絡むんだと思いますが、いろいろと、大臣、不交付団体のこどとか、ここは言いわけを本當はしないで済む方がいいんですね、格好いいか悪いかという意味でいうと、格好いいかよくないかという意味でいふと、万全の対策を講じましたと言いついた方が格好よかつたんだろうなと思います。

これは、いずれにしても、今後の経済情勢を見通しながら、迅速にいろいろな対応を行つていただきたいと思います。

ちなみに、これは本当に百年に一度なのかどうかは、私も定かには言えません。言えませんが、もちろん百年前にさかのぼれば一九一九年の世界恐慌まで入るわけですから、そこまで入れるとどうなのか、これはいろいろな判断があるでしょう。

しかし、戦後だけでちょっと考えてみたんですね。年率換算で一割近いGDPの下落ということが、果たして過去にあつたんだろうか。やはり一番に思い立つたのは、あのオイルショックのときでありました。この点、少し数字をいただいて見

がマイナス三・四%です、四半期で三・四%。今回話題になりました二月発表の速報値は四半期でマイナス三・三%ですから、このオイルショック後、七四年の落ち込みに次いで、戦後、史上二番目の落ち込みであります。

ところが、これは奇妙なことに、あえて政府側を擁護するつもりもないんですが、マイナス三・四%七四年に落ち込んだ後、プラス〇・七、プラス二・三、マイナス〇・五、プラス〇・一、プラス二・二と、急回復しているんですね、そのときは。今回はどうか。こういう楽観的な見通しに果たして立つことができるかということが一つ大きな論点になるらうかと思います。

そこで、きょう、せっかく副大臣にお越しいただきましたので、御判断いただきたいと思いますが、参考までに申し上げます。

一九七四年に一月から三月でマイナス三・四%の実測を計測したときには、民間消費のマイナス、下落がほとんどの要因であります。最終消費支出がマイナス六、住宅がマイナス七・五、企業設備がマイナス四・五。これに対して、輸出はプラス五・七でした。これは資料をお渡しで見ていくなくて申しわけありません。これが一九七四年のことです。

今回、同じく全体ではマイナス三・三であります、ですが、消費支出の下落分は極めて小さい。最終消費支出はマイナス〇・四。企業設備は少し出ています、マイナス五・三。しかし、住宅はプラス五・七。これは官製不況と言われた建築基準法の改正分のはね返りでしよう。これに対して、輸出の減はマイナス一・九であります、今期は、そうすると、推測、推察の域を出ませんが、急回復をした七四年は、極めて好調な輸出の中であっている。これは、私は七四年当時と同じような

樂観的な見通しに立つことはできないと思いますが、副大臣、御見解をいただきたいと思います。

○宮澤副大臣 今、小川議員からいろいろ御指摘を受けました。まさにおっしゃるとおりであります。

たんですけれども、一九七四年の一月から三月期がマイナス三・四%です、四半期で三・四%。今はマイナス三・三%ですから、このオイルショック後、七四年の落ち込みに次いで、戦後、史上二番目の落ち込みであります。

さて、鳩山大臣、こういう中の八十二兆円の特徴というのは、百年に一度かどうかということは別にいたしましても、金融危機から世界同時不況になつた。その結果、日本の得意とする自動車、家電、さらに工作機械といったところで輸出が大幅に減少する。また、それに乗じて生産の方も大変下がつてきている。こういう状況から、三・三であり、年率一二・七というGDPの速報ベースになつたわけでございます。

これからどうなるかということは、もちろん、いろいろな光が見えない部分がないわけではありません。例えば、中国の内需が少し回復して、鉄鋼の船なんか随分動き出しているといったところがありますけれども、日本の主要な輸出手であるアメリカ、ヨーロッパというところを見ますと、まだ時間がかかるのかなという気がいたします。

そうした点からいいますと、国内的にいえば、まず今來おりましては輸出の減少、売り上げの減少に加えて、恐らく調整局面、在庫の調整等々ということで大生産が落ちてきているわけですが、ざいますけれども、早く調整局面が戻ってくれなければいけないし、その後、輸出がいつ伸び始めるとおり、決してこの第四・四半期にそれが実現する状況ではない、大変厳しい状況にあると私自身も認識しております。

○小川(淳)委員 ありがとうございました。

改めて二点確認したいと思いますが、来年度予算なり来年度の地方財政計画、そして来年度の経済見通しは、戦慄に値するGDPの下落比の前段階を前提に議論がスタートしているということが

たんですけれども、一九七四年の一月から三月期がマイナス三・四%です、四半期で三・四%。今はマイナス三・三%ですから、このオイルショック後、七四年の落ち込みに次いで、戦後、史上二番目の落ち込みであります。

そこで、きょう、せっかく副大臣にお越しいただきましたので、御判断いただきたいと思いますが、参考までに申し上げます。

一九七四年に一月から三月でマイナス三・四%の実測を計測したときには、民間消費のマイナス、下落がほとんどの要因であります。最終消費支出がマイナス六、住宅がマイナス七・五、企業設備がマイナス四・五。これに対して、輸出はプラス五・七でした。これは資料をお渡しで見ていくなくて申しわけありません。これが一九七四年のことです。

今回、同じく全体ではマイナス三・三であります、ですが、消費支出の下落分は極めて小さい。最終消費支出はマイナス〇・四。企業設備は少し出ています、マイナス五・三。しかし、住宅はプラス五・七。これは官製不況と言われた建築基準法の改正分のはね返りでしよう。これに対して、輸出の減はマイナス一・九であります、今期は、そうすると、推測、推察の域を出ませんが、急回復をした七四年は、極めて好調な輸出の中であっている。これは、私は七四年当時と同じような

樂観的な見通しに立つことはできないと思いますが、副大臣、御見解をいただきたいと思います。

○宮澤副大臣 今、小川議員からいろいろ御指摘を受けました。まさにおっしゃるとおりであります。

本一国ではどうにもならない構造化に追いつまっているという、この点が一つ。この二つを今後調に来ております。ただ、消費もこのところに来て少し下振れてきましたので、大変心配をしております。

さて、鳩山大臣、こういう中の八十二兆円の特徴というのは、百年に一度かどうかと申上げにくいくらいあります。おられるでしょうし、また、麻生総理の肝いりですか、地方交付税の一兆円の増額というようなことを盛り込まっているやにお聞きをしております。

そこで、今年度の交付税総額については、十五兆八千億を確保する見込みとお聞きしています。大臣も常々、あるいは先ごろ総務委員会でもおっしゃっておられました。この総額を確保するため将来の財源を先食いしていくことにはもう限界があるんじゃないかという、大変、御見識を既にいただいているわけであります。

そこで、今年度の交付税総額については、十五兆八千億を確保する見込みとお聞きしています。ピーケは二十一兆円でしたから、これでも六兆円近く減ですか、そういう中で十五兆八千億を確保しておられる。

しかし、交付税の財源の本体というべきものは、大臣御存じのとおり、所得税を初めとした法定五税、消費税や法人税、酒税、そしてたばこ税ですか、これ約三割が地方の財源だというのが大きな原則であります。それからいまと来期の見込みで法定五税は、法定五税から繰り入れられる交付税の財源本体はわずかに十二兆円。十二兆円の財源しかない中で、十分とは言えませんが、それでも十五兆八千億を確保さ

○久保政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、法定五税で入ってまいりますのは十二兆二千億でございました。それに国税の決算と予算との差で精算をしなければいけない分等々で、それよりも差し引きマイナスになつていくといふので、大体 法定税関係では十一兆ちょっとと云うことでございました。

いますが、本来返さなければならなかつたはずの交付税特別会計の借入金の償還図であります。十九年の当初残高で総額三十三兆円。これは、平成十九年から平成三十八年まで二十年かけて返しますという約束の金額については、資料をごらんのとおりです。

例えば今、地方自治体とのやりとりの間で、何とか、例えば補正予算でもいいんですが、こういふ事業をやりたいという申し出があつて、わかりました、補助金が半分出ます、残り半分は起債を認めましよう、その起債の主たる金額のまた四割とか五割とか六割は交付税で見ます、こういうふうに約束したものがすごく多いけれどももう地方自治体もだんだんそれがわかってきて、将来の交付税で見ててくれる、すなわち、基準財政需要に積んでくれるということではあるが、交付税がふえないので減つていけば、結局他の需要に食い込んでしま

私は、中学生か小学生の六年ぐらいのときに地方交付税というのがありますと。そのときは三税三税だったと思いますね。所得税、法人税、譲税の三税ではなかつたか。それで基準的な需要を収入の間を埋めると。やはりこの原則が大事なので、この原則が通用できる水準にしなければいいはない、そのところが最大のポイントなんだろうなと思うんです。

○小川(淳)委員 ありがとうございました。

そのとおりだと思います。ちょっとそこを後追いさせていただきたいと思うんですが、私は、何

○小川(淳)委員　これは年々複雑な制度になつてきているという気がしますし、その意味では当局の皆さんも本当に大変でしょうね、毎年毎年。国の予算当局とも大変でしょうし、これは制度をメンテナンスしていくだけでも大変な労力なんだろうと思います。

国税との精算、貸し借りもあるでしようし、これはよくごらんになる表ですね、お配りさせていただいた資料の二枚目をごらんいただきたいと思ふが、それを措置しているという分がございまして、これを、平成二十一年度で使える分、七千二百億円を全額使うということにいたしました。

それから、財源不足が十兆五千億生じました
が、財源対策債の増発等々を行つていきました。
地方交付税法の附則四条の三に規定しております
を適用することによって、折半ルール
を得なくなつたということによって、折半ルール
を適用するといつたようなこと等々で十五兆八千億
時財政対策特別加算が二兆五千億ほどございま
す。これを使う。

そしてさらに、先ほどございましたような、こ
れは総理の肝いりといいますか、一兆円を特別に
加算するといつたようなこと等々で十五兆八千億
を確保したということです。

○小川(淳)委員　これは年々複雑な制度になつてきているという気がしますし、その意味では当局の皆さんも本当に大変でしょうね、毎年毎年。国の予算当局とも大変でしょうし、これは制度をメンテナンスしていくだけでも大変な労力なんだろうと思います。

そして、かえて申し上げたいと思いますが、今年度予算は、さきの第二次補正段階で当初より七兆円減収になりました。七兆円減収になりますと、当然、地方財政には、交付税ではその三割分の影響が及ぶわけですから、二兆円の財源を確保しなければならなかつた。これも、大臣御存じのとおり、後年度から持つてきましたわけですね。去年、平成十九年にも同じような補正段階での減収、このときは二兆円の減収がありました。地方への影響分は三割ですから六千億円、これも後年度から持つてきました。

こうした矛盾をすべて吸収していた制度は、交付税特会の借り入れであります。しかし、それを平成十三年に確かに廃止をした。廃止をしたけれども、結果としてこういう形で財源を先食い、先食いしていくのでは、破綻することは明らかなんじやありませんか。

毎年毎年、これは問題の先送りであり、このままやつていけると思っている方、今、大臣初め、そして局長さん初め諸幹部の方、一同おられますが、平成三十八年にこうやつてやりますということを責任持っておっしゃる方は、この中には一人もいない。こんな形でやつていくことには、私はもう甚だ限界に来ていると思いますが、大臣、いかがですか。

○鳩山国務大臣 小川委員のおっしゃっていることは基本的に間違っていない、大変危機的な状況にあると思つております。

いくだけたということに気がついてきて、もちろん前から知つておられるんでしようけれども、眞水でなければ困るんだよと。知事会あたりからも、徹底して眞水だ真水だと、将来の交付税で見てやるからというのは、交付税がふえていくならいいけれども、むしろこんなに交付税が減ってきたり段階で将来の交付税を見てあげるというのは困るんだよと。これが危機的状況のあらわれ方の一つだらうと思います。

今先生御指摘の、交付税特会での借り入れが三十三兆あると。要は、今の地方の借入金残高九百四十七兆円と言わっているうちで、交付税特会から借り入れたもの、それから公営企業債を除くと三百三十とか四十というオーダーになりますが、その約半分ぐらいが臨財債とか財源対策債とか減収補てん債といふのは、いわゆる臨時的なものになつてしまっていますね、普通の建設地方債ではなくて、財源の穴埋めみたいなものが半分ぐらいを占めるようになつてしまつて、これもいすれ返さなければならないということでござりますから、そうなつてまいりますと、このままいけば制度的に破綻するることは間違ひがありません。

ですから、中期プログラムも含めて、将来の地方税財源について、例えば税源は国と地方が一对をを目指すとか、あるいは国税からの法定の繰り入れの率をぶやしていくとか、地方消費税の増額を図るとか、抜本的な対策を打たなければ、財政はもたないと思つております。

も地方に財源確保せよ、確保せよということを中心とし上げたいわけではありません。むしろ、来年年度予算で言うべきことは、もちろん景気対策は別途やるべき、別途やればいいんですが、本来、然務大臣として地方に言わなければならぬことは、来期の実入りは十二兆円しかない、この中でやつてくれということを言わないといけないです。景気対策分は景気対策分で別途用意すればいい。この交付税制度という中に潜り込ませたことにわかりにくさがあるし、また、この交付税という制度の性格をあいまいにもしています。私は、対処のしようがないところまで追い込んでいるような気がします。

その関連であえて申し上げますよ。麻生総理がつけ加えるように言った一兆円のうち、五千億半分は地域の雇用対策、雇用創出推進費など、名目がついている。

お配りした資料の三枚目をごらんいただきたいんですが、私も、恥ずかしながら、この単位賃田の一覧というのを初めて見ました。地方交付税の分配基準たる各単位費用、ちょっと汚い字で恐縮ですが、丸印をつけています。上からずっと見ていくと、八番目に、下から一番目の八番目に、地域雇用創出推進費という名目が立っています。これは道府県分でありますが、単価は人口一人当たり一千百七十円だと言っている。これは、人一人当たり二千百七十円で何の地域雇用対策をやるんですか。御答弁いただきたいと思います。

例えば今、地方自治体とのやりとりの間で、何か、例えば補正予算でもいいんですが、こういう事業をやりたいという申し出があつて、わかりきりとした、補助金が半分出ます、残り半分は起債を認めましよう、その起債の主たる金額のまた四割とか五割とか六割は交付税で見ます、こういうふうに約束したもののがすごく多いけれども、もう地方自治体もだんだんそれがわかつてきて、将来的な交付税で見ててくれる、すなわち、基準財政需要に積んでくれるということではあるが、交付税がふえなければ、減つていけば、結局他の需要に食い込んでいくだけだということに気がついてきて、もちろん前から知つておられるんでしようけれども、眞水でなければ困るんだよと。知事会あたりからも、徹底して眞水だ真水だと、将来の交付税で見てやるからというのは、交付税がふえていくならいいけれども、むしろこんなに交付税が減つてしま段階で将来の交付税を見てあげるというのは困るんだよと。これが危機的状況のあらわれ方の一つだろうと思います。

私は、中学生か小学生の六年ぐらいのときに、地方交付税というのがありますと。そのときは何税三税だったと思いますね。所得税、法人税、消費税の三税ではなかつたか。それで基準的な需要はない、そのところが最大のポイントなんだろうなと思うんです。

○小川(淳)委員 ありがとうございました。

そのとおりだと思います。ちょっととそこを後追いさせていただきたいと思うんですが、私は、何も地方に財源確保せよ、確保せよということを中心上げたいわけではありません。むしろ、来年年度予算で言うべきことは、もちろん景気対策は別途やればいい、別途やればいいんですけど、本来、公務大臣として地方に言わなければならぬことは、来期の実入りは十二兆円しかない、この中でやつてくれということを言わないといけないわけです。景気対策分は景気対策分で別途用意すればいい。この交付税制度という中に潜り込ませたことにわかりにくさがあるし、また、この交付税という制度の性格をあいまいにもしていますし、私は、対処のしようがないところまで追い込んでいるような気がします。

その関連であえて申し上げますよ。麻生総理がつけ加えるように言った一兆円のうち、五千億半分は地域の雇用対策、雇用創出推進費だといふ名目がついている。

お配りした資料の三枚目をごらんいただきたいんですが、私も、恥ずかしながら、この単位費用の一覧というのを初めて見ました。地方交付税の分配基準たる各単位費用、ちょっと汚い字で恐縮ですが、丸印をつけています。上からずっと見ていくと、八番目に、下から一番目の八番目に、これは道府県分であります、単価は人口一人当たり二千百七十円だと言っている。これは、人口一人当たり二千百七十円で何の地域雇用対策をやるんですか。御答弁いただきたいと思います。

○久保政府参考人 その前提といたしまして、先ほどお話を出ておりますように、交付税、折半ルールで埋めて十四・八兆を通常のベースで確保した上に、地方交付税を一兆円増額したということでございまして、単に一兆円増額をしていただけで終われば、臨時財政対策債が振りかえるだけになつてしまつてもいけないので、それに見合う歳出も一兆円立てていただきたい、こう申し上げておつたところでございまして、一兆円の歳出が地方財政計画で立ちました。そして、その半分を、御指摘がございましたような地域雇用創出推進費ということで、二十二年度と二十二年度、二ヵ年これを維持するということにしていただきました。

交付税上は、先ほどお話をございましたような形で、県の場合には二千百七十円、市は千八百四十円という形で単位費用を算定いたしましたけれども、考え方といたしましては、この五千億を交付税上も臨時の費目として雇用対策に使おうということでございまして、需要額が県と市町村それぞれほぼ同額でございますから、二千五百億ずつを県分、市町村分ということで振り分けました。そして、人口を基準にして配る。そして、補正をやっていきますけれども、県の場合でありますから、有効求人倍率とかそういうのを使おうと考えているところでございます。

これは、やはり交付税でございますから、それの地方公共団体が創意工夫していただき、雇用対策に使っていただきたい、こう考えているわけでございます。

○小川(淳)委員 いいですか、大臣、今お聞きのとおりで、これをなぜ県は人口一人当たり地域雇用の創出に一千百七十円なのか、私はその積算の根拠をお聞きしました。市町村については資料をつけていませんけれども、千八百四十円なんですね。なぜ県は一千百七十円で、なぜ市町村は千八百四十円なのか。

もっと申し上げます。幾つか丸をつけていますが、地方再生対策費、これは去年ですか、おどと

しですか、入ったもので、人口一人当たり千三百円。地域振興費は人口一人当たり六百十四円。何で商工行政費は人口一人当たり二千百三十円なんですか。なぜ上の、一番目の労働費は人口一人当たり五百四十八円なんですか。これは説明できませんが、地方交付税を十一月で配り終えるんですけど、地方交付税を十一月で配り終えるんですけど、五億だから、半分ずつ県と市町村に配ることになりました、ついで人口一人当たりこのぐらいの計算になりますという話です。

私が申し上げたいのは、それでやるならそれでやればいいんです、それでやればいい、交付税全体は、それでやるということはこういうことでさす、さつき申し上げました、ことしの実入りは十二兆円しかない、ついてはこれを都道府県も市町村も、分配の基準にはいろいろあるでしよう、大臣がおつしやった事業費補正みたいなことはやらずに人口と面積という本当に基本的な指標で分配すべきだと思いますが、来期の実入りは十二兆円なので、この分でやつてもらいますよ、ついてはこういう基準でだれの目から見ても明らかなるようになりますというふうにすべきです。

ところが、一方で、ここが問題です、地方交付税というのは、地方の財源不足額を埋めるものだ、基準財政需要額、標準的な自治体にはこれだけの経費が必要だ、しかし標準的な自治体にはこれがだけの税収しかない、その差額分を埋めるのが交付税だというもう一方の建前をとっている。だから、来期の実入りが十二兆円しかないのに、四苦八苦して後年度からわけのわからぬ財源まで持つてきて、総額で十五兆円超えているものを確保して、それを大きな額して配るんでしょう、ことに限つて言えども、こんなやり方でこの先やつていいけるわけがないことは大臣もお感じのとおりですし、御担当いただいたいる皆さんが高い一番それは感じておられることだと思います。

そこで、大臣、本当に時間も限られていますから、最後に申し上げたいことを申し上げて御所感算になるんです。アメリカは、地方が国の二倍。

をいたきたいんですが、私、考えたんです、ことしの補正予算を審議したときにも思いました、なぜ二兆円を来期以降の後年度から持つてくるんだろうと。去年も思いました、なぜ六千億円足りないから後年度から持つてくるんだろうと。

それは、大臣、仕組みとしては御存じだと思いますが、地方交付税を十一月で配り終えるんですけど、税収が確定する前に配り終えたら、是非でもその金額については税収が落ち込んでも確保しようとすると。これは逆でしょう。売り上げが落ちたらその範囲でやつてくれ、税収が落ちたらやれる範囲でやつてくれと言つて、初めて地方財政というのは規律が芽生えるのではありませんか。私は思つたんですよ、結局これは、地方交付税だけとは言いません、すべてが成長期の仕組みなすね。経済も、人口もふえてくる時代に、まさかことしの予算は、来期の予算は、去年より減らすことなんてあり得ない、約束したとおりの額は最後まで配れる、ことしよりも来年はもつといいはずだと。私は、地方行政に関して言えば、成長期の仕組みをそのまま置いているがために、今の理念として仕組みそのものがやつていけない時代に入つているんだろうと。

これは、実は地方財政だけではありません。年金制度もそうです。雇用市場、雇用の仕組みもそうです。教育もそうです。恐らく、すべては一九六〇年代にその基本形をなした成長期の仕組みのまま、その継ぎはぎでここまでやつてきている。つまり、その矛盾は吸収し切れなくなつて、ごらんいたいたいような状況に至つているということではないかと思います。

この二点、総務大臣の御見識をいただいて、質疑を終わらせていただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 おつしやつておられる事柄は、それなりに響くものがござります。

大臣、最後に、こういう交付税制度そのものが限界に来ていること、そして、せつかくお配りした資料ですから、もう一つおめくりをいたきたいたいと思いますが、総務省さん作成の、国と地方の支出のウエートの比較表であります。

日本は、地方が国の四倍ぐらいたい支出去る制度の改正か交付税の法定率の変更を考えな

丸をついているドイツ、これもやはり地方が国の四倍ぐらいですね。カナダ、これも地方が国の四倍ぐらい支出しています。一方で、イギリスは国の方が多いですね。フランスも国と地方が一対一ぐらい。イタリアもほぼ一対一。

大臣、お気づきだと思いますが、地方の支出割合が極めて多い三つの国、アメリカ、ドイツ、カナダ、これは連邦制の国であります。国の支出が多いイギリスやフランスは、单一国家で大変中央集権の強い国。

日本は、そういう意味では極めて異質です。連邦制の国に近いぐらいの方が役割を果たしている。しかし、一般議論しました地方交付税、そのほかにも補助金、地方債の同意、こういったことによってその自由度が極めて低い国、ボリュームは大きいけれども極めて自由度が低い国、これが地方、日本の特色であります。

交付税は、もう財源保障はできない、これから時代、財源保障なんてできぬ、実入りのある時代でやつてくれという、規律のある仕組みに変えなければいけないけれども極めて自由度が低い国、これが地方の特徴であります。

大臣、最後に、この二点、総務大臣の御見識をいただいて、質疑を終わらせていただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 おつしやつておられる事柄は、それなりに響くものがござります。

地方分権をもつともつときちんと進めなければならない、国と地方の役割分担をきちんとしなければならないと、いうふうに思います。

それから、地方交付税のあり方は今までは通用しなくなるわけですから、これは地方交付税法の第六条の三に明確にうたわれているように、地方交付税は、国税五税を基本として計算した額、基準財政需要と収入の差が埋めるべき額です、これが乖離がひどい場合には地方行政に関す

ればならないとなつてゐるわけですから、この法律に従つて地方交付税の抜本的な見直しをしなければならない、そう思います。

でも、それ以上に、あなたは重要なことをおつしゃつたので、私は、もう十五、六年前から、右肩上がりの経済成長が幻想となる、そのときに政治は大転換が求められるけれども、これがうまくいくかどうかが国の運命を左右するということを、環境を中心議論する者として訴え続けてきた。

今回の、百年に一度という話は、実は、人類の経済活動がそろそろ右肩上がりが幻想に近づいているのではないか、そういう認識に至りつあります。

〔委員長退席、森山(裕)委員長代理着席〕

○森川(淳)委員 ありがとうございます。

○森本委員 民主党の森本哲生でございます。

地方税、地方交付税の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきますが、その前に、大臣所信について少しお伺いさせていただきま

す。

先般の郵政民営化の総理大臣の発言でございましたが、四分社化を国民の皆様が余り理解をされておらなくて、その郵政民営化、総選挙になつて今小泉大勝利があったということなんですが、国民の皆様が四分社化に余り理解がなかつたというような発言については、国民の皆様に大変失礼な総理の発言だといふに私は思つております。

そのことについて総務大臣ほどのような感想を持つておられるのか、まず冒頭お聞きします。

○鳩山国務大臣 先般の総理の御発言は、私はこう受け取りました。

つまり、平成十七年九月の総選挙は、確かに郵政民営化が一つの大きな争点でありました。かといつて、それだけが争点であったわけではないと

思います。

そのときに、郵政民営化によつて国家公務員が

大幅に減るということ、そのことが盛んに訴えら

れた点ではなかつたか。ですから、いわゆる国家公務員の数が減るという意味での大行政改革といふことが一番主張されて、何分社化するかというこの説明を、例えば与党の議員がして歩いたのではなかつたのではないか。

だから、国民は結果として、大行政改革である民营化、しかし、その民营化後の姿については詳しく知つていた人はそれほど多くないのではないか、こういう認識をおっしゃられたのではないかなと思うんです。

○森本委員 これについては余り議論はいたしませんが、いずれにいたしましても、この四分社化というのが根幹になる法律でございますから、そのことを国民の皆様が理解されおらなかつたというようなことは、私は大失礼な発言だというふうに思います。(発言する者あり)

こちらの方からやじも飛んでいます、ここのところは相入れない部分だというふうに思つておられますから、ここは何度申し上げてもこのようないふうに思つておられます。(発言する者あり)

○森本委員 これは、やはり議論はいたしませんが、いざれにいたしましても、この四分社化というものが根幹になる法律でございますから、そのことを国民の皆様が理解されおらなかつたというふうに思つておられます。(発言する者あり)

この定額給付金は、実はもう申請書を住民に交付し始めているところが多い。申請書を送付します。申請を受け付け始めているところもあると聞きます。大体四月の初めまでにはかなりの自治体が申請書の交付は終わるだろう。こうしたことから、これから進んでいく中で、その一万二千円あるいは二万円の使い道を皆さんのがお考えになるようになります。

地域が考えて、きょう聞いたニュースでは、ある自治体は、二万円の方、つまり十八歳未満のある六十歳以上の方には二万一千円配る、また、同時に一割増しのプレミアム商品券を出す、そういう計画が次々と地方自治体から上がつてきていますので、自治体の間でも大分空気が変わつてきているのではないかとさうに思いつくから定額給付金の理解は一層進んでいくと思います。

○森本委員 既に進みつつある給付金、これについては理解をいたしております。しかし、このことが余り役に立たなかつたなどということを後日言われないように。そのことは今ここで確認をさせたいただいておきます。

○鳩山国務大臣 一つの政策をやるときに、それが、地域の元気回復・活性化を図ることを第一に

金、大臣にとって、後日、後悔されるような給付金にはならない自信はありますか。

○鳩山国務大臣 一つの政策をやるときに、その結果を一〇〇%正確に予測することはできません。

つまり、七十五兆円の経済対策の中の二兆円を、いわゆる緊急の生活支援、そして経済が上向

くための一つのきっかけ、景気回復に使おうといふことで行われるものでございまして、二兆円の定額給付金をやるから例えば高齢者の医療とか障害者の福祉とか学校の耐震化が進まなくなる、すばらしい議論になりますが、それはそういう方向でまた別途一次補正、二次補正、あるいは本予算で雇用の問題も含めて手を打つてあるわけでございますから、議論としては正しくないと思うのです。

この定額給付金は、実はもう申請書を住民に送付し始めているところが多い。申請書を送付します。申請を受け付け始めているところもあると聞きます。大体四月の初めまでにはかなりの自治体が申請書の交付は終わるだろう。こうしたことから、これから進んでいく中で、その一万二千円あるいは二万円は要するに公債、地方債の返済に充てられるようになりますが、残り三千億をまたさまざま地方の元気回復に使っていただこうと考えております。

話をと長くなりますから名前だけ申し上げます。が、例えは、私が特に強く提唱しております定住自立構構想の推進、これは約八十億円を支出いたします。それから、「頑張る地方応援プログラム」に基づいて実施する地域人材力活性化事業、これは、額は九千万と少ないのですが、意味は大きいと思います。また、過疎地域集落再編整備事業、これは三億。それから、携帯電話が利用できない過疎地域のエリア整備、これは九十億円近くというようなことで、全部が新規事業ではないと思いまますけれども、こうした事柄を行うことによって、地方の元気回復を図つていこうと考えております。

○森山(裕)委員長代理退席、委員長着席

○森本委員 今の大臣の一兆円の発言もありますが、私は、それで地方が活性化するとはとても考えられません。今、続いてお話をさせていただいて、後でその議論をさせていただきます。

自然との共生、これは一度聞かせていただきました。だが、この理念を二十一年度の施策の中にどのように取り入れておられるのか、そのことについてもお伺いします。

○鳩山国務大臣 私は、自然との共生というものを、もちろんの施策を展開するとされておりますが、特にどの分野を指されるのか、お聞かせください。

○森本委員 今の大臣の一兆円の発言もありますが、私は、それで地方が活性化するとはとても考えられません。今、続いてお話をさせていただいて、後でその議論をさせていただきます。

これは、話すとちょうど一時間ぐらいかかるのでござりますけれども、大目に省略をいたします

ことは、結局、周りの自然を破壊して、人類の繁栄、発展が短期間で終了することにつながるという信念でございまして、先ほどの小川委員とのやりとりの中で、私が、右肩上がりの幻想というものをいつまでも持ち続けてはいけないと申し上げているのは、その点でございます。

そういうことで、自然の中の一員として、我々は、本来ならばフロー社会で生きていくべきなんですが、ストックを食いつぶす、つまり、石油、石炭、あるいはその他、レアメタルでもそうなんですが、ストックを食いつぶすようになつてくると限界が近づくから、本来ならばエネルギーも全部フローで供給できれば一番いい、こういうことなのであります。

そういう中で、私は、総務省という役所の中で考えた場合には、地域と地域の共生という考え方を取り入れていきたい、こう思つております。来年度から始めますのは、若者が都市から農山漁村に働き手として長期間、最低一年以上行つていただけ地域おこし協力隊、青年海外協力隊の国内版のようなもので、これは特別交付税で考えたいと思つております。

それから、ちょっと持論が入り過ぎているかもしれません、本来、流域というのが一番重要なのではないか。要するに、川の上流、中流、下流、本当は流域で全部、市町村も都道府県も分かれていけばいいんだろう、というふうに思つております。まして、流域協定など、自治体間が協定を結んで水とか森等のボランティア活動をやる。そういう自然保護活動に、都市と地方両方、つまり川の下流から上流まで全員が参加するような枠組みをつくりたい。これも特別交付税で考えたいと思つております。

また、定住自立構想と申し上げておりますのは、一つの中心市と周りの自治体と、あわせて全体で人口が減らないというような構想でございまして、中心市と周辺の市町村が提携すれば、周辺の自然は壊さないで、中心市でいろいろな、例えば医療とか福祉とかそういうのを引き受ける、

これも一種の自然との共生ではないか。

それから、過疎地域の集落支援員という制度をつくって、過疎地域の集落の見回り等をしてもらつて、限界集落と言われているようなところが安心して暮らせるようにするなど、いろいろあるのです。

ですが、ストックを食いつぶす、つまり、石油、石炭、あるいはその他、レアメタルでもそうなんですが、ストックを食いつぶすようになつてくると限界が近づくから、本来ならばエネルギーも全部フローで供給できれば一番いい、こういうことなのであります。

そこには私も同感でございます。ただ、大臣、いろいろな施策をやられますのが、これはセーフティーネットも助けるだけの、活性化してくれる施策ではないというふうに私自身感じます。

今申し上げますが、戦後植林をされました。人林と森、森でも、森と森林という、これは専門的にいろいろ考えられる方がありますから、森と限定させていただきますと、ここは自然界の生態系がきっちり守れるところです。しかし、戦後植林をした、森林と言われる、林業をやられておりました。そこについては、適正な管理をされない限り生態系は維持できません。今、その生態系はほとんど維持されていないような状況が多いわけです。

しかも、地方はこことこころが暮らしの原点になっていると守られてきました。ですから、森と、田畠を耕して、その水をうまく海に流して、そこで自然界的な生態系が守られて、お魚を食べて、日本の食がずつと守られてきました。それが、パン食になつて少し食事も変わってきて、そして、輸出産業を中心とする産業の中から、森がどちらかといえばもうけられない産業として位置づけられてしまった。大臣、今、二ヘクタールの森林、六十二年生ですよ、昨日聞いた話で、山の奥とかふもととかいわゆる、国民年金を取られておる方が、一日五千元稼げないような状況が今の地方なんですよ。米をつくつてみえる方、二ヘクタール、三ヘクタールでは、とてもじゃないが、その程度の、五千円ぐらいの日当にしかならないでしょう。

千円ぐらゐの日当にしかならないでしょう。

今の寺田議員の、一人に二千何百万円と払われている世界と、たとえ年金暮らしでも、五千円でもいただいて二十日間働いて十万円いただけたから、何とかこの地域で、ボランティアもやって、張、年來の主張である自然との共生を総務行政の中ではそういう形で生かしていくといい、こういうふうに考えております。

○森本委員 流域という考え方大事だ、ここの中ではそういう形で生かしていくといい、こういうふうに私は思つています。私自身がそうした地域、山の中に入つておりますから特に感じることかもしませんが、全体に、そうした今的地方の現実でございます。

事は簡単なんです。森林は、国の責任で植林をしました。植林をした以上、適期適期できつちりと作業をして、間伐作業、枝打ち作業をやつて、人間でもそうですけれども、保育園、小学校、中学校ときつちり教育をして、そして一人前の人間として育つていくわけなんですが、山の場合は植え置かれて放置されるという現実。これは、経済が動かないから現実がこうなります。

ですから、もつと木材の利用を高めながらこのところを活性化すれば、私は、それほど国がどんどんお金をほうり込まなくとも解決していく問題になると思っておりますが、現実は悲惨な状況であります。百ヘクタール、二百ヘクタールと所存されておる森林のトップの方々が、私自身はその方々を殿のような存在で幼いころあがめておりました。しかし、今は正直、全く私自身と同じような生活。そんな中で今必死にもがいておられる姿を目の当たりにしています。

そういうことから、特に天然林として流域があるところは非常にいい流域になつていくと思つますが、手を入れた森林というものはきつちりやらないと、これは、今大臣がおっしゃられる基本的な流域が確実に崩れてしまうということ、このことを私自身強く思つておりますので、そのことについても少し申し上げて、御感想があれば、後

ます。

○鳩山国務大臣 非常にいいお話をありがとうございます。私が申し上げた定住自立構想は別にいたしまして、流域協定とか地域おこし協力隊あるいは過疎地域の集落支援員というような事柄については、基本的に山村や農村にもつと雇用が生まれる必要があるわけでございます。そういう政策と合

わざつていませんと、集落支援員を希望して行つたけれども全く何にもすることがなかつたと、いうことになれば効果を持ち得ないわけですから、地方に雇用を生ませる、地方に活力が増すような政策をどんどんやらなければならぬ。

その一つの考え方として、私は、昔の水源税のようないものがいいのではないか。地域と地域の共生と言つてお話をされているときに、余りにも国が思つておられるところが暮らしの原点になつっていました。ですから、森と、田畠を耕して、その水をうまく海に流して、そこで自然界的な生態系が守られて、お魚を食べて、日本の食がずつと守られてきました。それが、パン食になつて少し食事も変わってきて、そして、輸出産業を中心とする産業の中から、森がどちらかといえばもうけられない産業として位置づけられてしまつた。

それから、森本先生のお話の中で私が心から同意いたしますのは、戦後の、まあ戦前からかわからずつと守られてきた。それが、パン食になつて少し食事も変わってきて、そして、輸出産業を中心とする産業の中から、森がどちらかといえばもうけられない産業として位置づけられてしまつた。そういう意味でいうならば、不法伐採の外国人のものは絶対使わないということで、国内の木材を日本で消費するよう努めることはもちろんあります。手を入れた森林というものはきつちりやらないと、これは、今大臣がおっしゃられる基本的な流域が確実に崩れてしまうということ、このことを私自身強く思つておりますので、そのことについても少し申し上げて、御感想があれば、後

で、このところはまた別な意味で議論をさせて

いただきたいと存じます。

それでは、地方財政の問題で、少し病院の財政措置についてお伺いをさせていただいておきます。

たしか、二十年度内に公立病院の改革プランを作成されて、あり方検討会が二十年の七月に報告書を出されたというふうに記憶しておりますが、

二十一年度で交付税の対応も考えておられる。戻りますが、あり方検討会では四つのテーマで大体報告がされたというふうに聞いております

が、公立病院の財政措置とその存在価値、そして民営化についてのお考えを簡単に御説明いただけないでしょうか。

○鳩山国務大臣 公立病院は千以上あるのかなと思いますが、全く医療施設のないところに公立病院が存在をしている、つまり地域の唯一の病院が公立病院であるという例がありますように、採算がとれない、あるいは過疎地であるというようなところにも公立病院は置かれて、医療を提供しなければならないわけでございます。したがって、民間の医療機関と違って最初から大変厳しい条件が課せられているところに、医師不足の問題がある、あるいは診療報酬の問題があるということです。

思いますが、全く医療施設のないところに公立病院が存在をしている、つまり地域の唯一の病院が公立病院であるという例がありますように、採算がとれない、あるいは過疎地であるというようなところにも公立病院は置かれて、医療を提供しなければならないわけでございます。したがって、民間の医療機関と違って最初から大変厳しい条件が課せられているところに、医師不足の問題がある、あるいは診療報酬の問題があるということです。

したがって、公立病院に関する地方交付税の措置は、ことしは七百億円ほど増額をいたしまして、三千六百億円以上の地方交付税措置にいたしました。つまり単価アップ、これはペッドに比例したんだと思いますが、単価アップも図つているところでございます。

そういう形で、平成十九年十二月の公立病院改革ガイドラインで示したとおり、公民の適切な役割の分担のもとで公立病院の今後のあり方を考えていこうということで、ガイドラインにおいて

○森本委員 今ありました、十三年度から始まつた臨時財政対策債は、平成二十一年度は二十年度より二・三兆円多い五・一兆円。発行可能額の累計は現在どの程度の金額に上つておるのか、お聞かせください。

○久保政府参考人 御指摘のように、平成十三年度から、財源不足が生じたときに交付税特別会計度から、借り入れをするということはやめていこうといふのであります。公が施設を提供した上で民間の経営を活用する指定管理者制度、つまりこれは公設民営というのであります。私は夕張に参りましたが、夕張の村上先生という方は、この指定管理者制度

という形で夕張の病院を経営されていると思います。あるいは、場合によつては民間に譲渡ということもあり得るかも知れないと思つております。

いずれにいたしましても、それぞれの地域の実情があるということはわかります、それぞれ改革のプランをつくつていただくことも必要でございませんが、やはり公立病院だけに課せられている、

つまり、不採算のこともやらにやいかぬよ、不採算の地域でもやらにやいかぬよということを重く見て、地方交付税の措置は厚くしていかなければいけないものと思っております。

○森本委員 それと、大臣、公立病院はやはり今緊急医療の中核として任を担つておるということでございます。地方と都市というような考え方で私も今御意見を拝聴したんですが、そういうことも含めながら、民営化の議論については慎重にお取り計らいをいただいて今後進めていただきたいことをお願ひ申し上げて、次に進ませていただきます。

○森本委員 それで、私が言いましたのは残高ですね。一部返済をしておりますので、残高が二十年度末では二十七・九兆円になる、こう考えております。

○森本委員 失礼しました。そのところは理解をしました。

減収補てん債を含む、これは赤字地方債と言つていいのかどうか、この金額についてはおわかりではありませんか。

○久保政府参考人 減収補てん債は臨時財政対策債と若干違つておりますので、年度途中で基準財政収入額と実際の収入見積もりとがずれたときに発行いたしますけれども、これの残高が、ちよつと古くて恐縮でございますが、今私が持つておりますのは平成十八年度末で四・九兆円になつてゐるということです。

○森本委員 この数字はなかなか出にくいうといふ理解ですね。十八年末の金額が四・九ですね。

○久保政府参考人 申しわけございません。突然だつたものですから、私、資料を用意していな

う制度を導入いたしました。

そこで、お尋ねの平成十三年度からの累計でござりますが、平成二十年度までを累計いたしますと二十六・一兆円でございます。それに平成二十一年度分を含めますと三十一・二兆円になると見込んでおります。

○森本委員 最後、もう一回。二十七・九兆円。その前段は。

○久保政府参考人 その前段でございますけれども、平成二十一年度分を含めると三十一・二兆円。二十六・一兆円でございますから、それをさらに発行いたしますので、三十一・二兆円でございます。

○森本委員 それで、私が言いましたのは残高ですね。一部返済をしておりますので、残高が二十年度末では二十七・九兆円になる、こう考えております。

○森本委員 失礼しました。そのところは理解をしました。

減収補てん債を含む、これは赤字地方債と言つていいのかどうか、この金額についてはおわかりではありませんか。

○久保政府参考人 減収補てん債は臨時財政対策債と若干違つておりますので、年度途中で基準財政収入額と実際の収入見積もりとがずれたときに発行いたしますけれども、これの残高が、ちよつと古くて恐縮でございますが、今私が持つておりますのは平成十八年度末で四・九兆円になつてゐるということです。

○森本委員 この数字はなかなか出にくいうといふ理解ですね。十八年末の金額が四・九ですね。

○久保政府参考人 申しわけございません。突然だつたものですから、私、資料を用意していな

ります。

私自身は、それによつてますます借りやすくなつて財政が悪化していくのではないかという心配。また、政府保証もなく、地方公共団体から出資もない状況で、逆に、貸し出しがふえますから、新機構の経営は大丈夫なのかということについて。二点、お伺いします。

○久保政府参考人 御指摘のように、公営企業金融改革において地方共同の資金調達機関として、公団体金融機関と改めるという御提案をいたしました。昨年から発足しました。これは、政策融公庫時代と異なりまして、今年から発足しました。これは地方公共団体に対して新たな出資や政府保証を求めないということになつております。

○久保政府参考人 このたび、現機構法を改正いたしまして、一般会計にも貸し出しができるよう、名称も地方公共団体金融機関と改めるという御提案をいたしました。これにつきましては、当然でございますけれども、市場からの信認について十分留意して対処をしないと、例えば市場から資金調達する規模が大きければ金利が高くなつたりしてしまつといったようなこともございますので、機構の財務基盤の枠組みによって可能な範囲で、しかも機構の意見も十分に踏まえて貸付規模等を設定する必要があると考えております。

○森本委員 そうした観点で、来年度の地方債計画における機構資金は、御指摘ございましたように、臨時財政対策債が急増しておりますので、これの一割程度をここで引き受けようというので、五千億円の増額をいたしております。

全体の資金調達、そして貸し付け、これについては慎重にやつていく必要があると考えております。

○森本委員 今、小川委員の方から、交付税の特会借入金についてもお話をありました。

そのところについては私もお伺いをしたかったのですが、例えば、その三十四兆円、そして地域総合整備事業債等、後年度それを交付税に算入していこうという約束。

そんな中で、私は小川委員のこの資料をお借りするわけでござりますが、三十八年が三・五兆円ですか、三兆円近くの金が大体三年間。こういうむちやな資金の償還計画というものはどこかでりセットしないと大変だということを感じさせていただいて、そして今、小川委員の質問に対して大臣はその答弁がありましたので、あえてそのところも、十分認識はされておるということをございますが、こうしたこれまでの質疑を聞かせていただいて、消費税の話もありましたが、再度総務大臣に、こうした現状の中で、どこかでりセットするか、ほかの財源をもつて処理するか。これは、今の小川委員からの質問、私の今の質問を聞いていただいて、大変な状況だということ以外の何物でもないんですが、もう一度簡単に答弁いただけますか。

○鳩山国務大臣 バブル経済崩壊後に、当然、税収の落ち込みが国税、地方税ともにあったわけであります。景気対策をやるというので、減税もありました、公共事業の追加というのもありました。そういうようなことが全部加わって、地方の借入金残高が、交付税特会借り入れ三十三・六兆円を含めて百九十七兆円に上つております。

この百九十七兆円から交付税特会と公営企業で借りているものを除いたものの中の半分が財源穴埋めのためのいわゆる赤字特例債のようなもの、国で言う建設国債のようなものは半分ぐらいいしかないというぐらいの方は厳しい状況にあるわけでございまして、その元利償還が今後の地方財政を圧迫することは間違いない。ことしの地財計画でも元利償還金が十三兆三千億という金額でございますから、八十兆余りの地財計画の中で非常に大きな要素を占めているということをございま

す。

結局、財政が厳しいから借金をする、国に穴を埋めてもらつたときは折半ルールでやはり半分地方が負担をする、将来の負担をするということ

で、将来の地方交付税の先食いをしてしまって、それで交付税がふえればいいんだけれども、交付税はふえない。先食いをして、結局、他の単独事

業等に使えるお金がますます減つてくるということでござりますので、国と地方の税源を一対一にするとかいう目標を掲げながら、中期プログラム

と言われるような計画の中では、地方消費税の充実を絶対に図つてもらわなければいけないし、地方交付税の法定率のあり方ももはや避けて通れない問題になつてきているという認識でございま

す。

○森本委員 それでは、そのことをしっかりと踏まえて、今後、地方そして国で検討をいただきたい、今後、地方そして国で検討をいただきたい、そのようにお願いをしておきます。

少し地方税法についての質問があつたわけですが、時間があればということで少し確認を、建設業の退職金の共済制度についてお聞かせください。

○森本委員 これでは、そのことをしっかりと踏まえて、今後、地方そして国で検討をいただきたい、そのようにお願いをしておきます。

少し地方税法についての質問があつたわけですが、時間があればということで少し確認を、建設業の退職金の共済制度についてお聞かせください。

○森本委員 これは、貼付されお支払いする額が二年で十五万程度ですから、仮に一年で大体四万か五万と置きましょう。その場合、一千億円。そういう計算は乱暴ですか。

○氏兼政府参考人 手帳更新がないまま十年経過したという方でも、再びこの業界に戻つてこられる方という可能性はありますけれども、そういう留保をつけさせていただいた上で、委員の計算をしますと、そのような数字になるということをございます。

○森本委員 たびたび申しわけないです。責任準備金にこの分野は入るのか。責任準備金としてこの金額を想定されて用意されておるんですか。

○氏兼政府参考人 そこは、責任準備金に入るのもござりますし、入らないものもあるということがあります。

○森本委員 たびたび申しわけないです。責任準備金のこの当期損失が生じました。その結果、十九年度末におきます建退共給付経理における累積剰余金につきましては七百六億円というふうになつてござります。

○森本委員 この百十四億円の損失の内容については、後で細かい資料をいただけますか。

○氏兼政府参考人 御報告いたします。

○森本委員 それで、二十四月末満の、ということとは、支払いをしなくてもいい方々の中でも、十年

以上の未更新が平成十一年度末で百七十四万人、十八年度末で二百三十二万人。今、どのぐらいになつていますか。

○氏兼政府参考人 お答え申し上げます。

掛金納付月数が二十四月未満、すなわち給付要件を満たしていないところでござりますが、

かつ十年以上共済手帳の更新が行われていない者

の数字でござりますが、平成十九年度末において二百三十六万人でございます。

ただし、これは昭和三十九年以降のストックの数字でございまして、毎年積み上がる性格のものでございます。

○森本委員 それで、例えは、二百三十六万人、これは、貼付されお支払いする額が二年で十五万程度ですから、仮に一年で大体四万か五万と置きましょう。その場合、一千億円。そういう計算は乱暴ですか。

○氏兼政府参考人 手帳更新がないまま十年経過したという方でも、再びこの業界に戻つてこられる方という可能性はありますけれども、そういう留保をつけさせていただいた上で、委員の計算をしますと、そのような数字になるということをございます。

○森本委員 たびたび申しわけないです。責任準備金のこの分野は入るのか。責任準備金としてこの金額を想定されて用意されておるんですか。

○氏兼政府参考人 そこは、責任準備金に入るのもござりますし、入らないものもあるということがあります。

○森本委員 それは、確実に氏名等でチェックできる体制という是有るんです。

それともう一つ、従業員に張つておられる証紙が余つてくるから、インターネットオーネットショヨンにかけられて、例えは三百十円の印紙を、十万円台としますと三十一万円、その印紙がオーネットショヨンで十七万円でかけられて、それをペたべたと張つたら、オーネットショヨンで買ったのをそれに張りさえすれば、二年間で十五万円の退職金がもらえるということなんです。

これはほとんど、そういう例は少ないと思いま

すが、片や、せつから納めても、一番大変な所得の低い方々にそのお金の共済制度が生きてい

ます。今、一千億円ぐらいありますよね。張つても、実際、責任準備金にも入つていいない。こうい

う矛盾といふものはしっかりやつていただかなければ

ます。

○森本委員 それと、受給資格があつて三年以上未更新、四十万人、約六百四十億円。これは責任準備金に入つていますか。

○氏兼政府参考人 対象になつてございます。

掛金納付月数が二十四月未満、すなわち給付要件を満たしていないところでござりますが、

○森本委員 それと、例えば中小企業退職金の共

済制度 中小企業、例えば建設業のいわゆる常雇いの方々がこの退職金制度を使っておられる場合、ということは臨時の方に張られないということですよ、自分の会社の従業員に張つたときにでも支給はできるという現実を聞いていますが、いかがですか。

○氏兼政府参考人 現に一般の方の中小企業退職金共済制度の被共済者である者につきましては、特定業種退職金共済契約の被共済者にならないとどうふうに中小企業退職金共済法第五十四条で定めがございます。

○氏兼政府参考人 現に一般の方の中小企業退職金共済制度の被共済者である者につきましては、特定業種退職金共済契約の被共済者にならないとどうふうに中小企業退職金共済法第五十四条で定めがございます。

したがいまして、御質問のような状況は制度上想定されていないということでお答えします。

複する加入をいたしました場合においても、二つ以上上の契約が同時に効力を有するものではない、すなわち、一方が無効であるというふうな理解でござります。

したがいまして、御質問のような状況は制度上想定されていないということでお答えします。

それがもう一つ、従業員に張つておられる証紙が余つてくるから、インターネットオーネットショヨンにかけられて、例えは三百十円の印紙を、

クションで十七万円でかけられて、それをペたべたと張つたら、オーネットショヨンで買ったのをそれに

張りさえすれば、二年間で十五万円の退職金がもらえるということなんです。

これはほとんど、そういう例は少ないと思いま

すが、片や、せつから納めても、一番大変な所得の低い方々にそのお金の共済制度が生きてい

ます。今、一千億円ぐらいありますよね。張つても、実際、責任準備金にも入つていいない。こうい

う矛盾といふものはしっかりやつていただかなければ

ればいけませんし、これは余り申し上げるといろいろなところで弊害が及んでくるかもわかりませんが、本来張らなければない方に貼付をしないで、そして自分のうちの従業員にそれを張るとすればこの共済制度はかなりゆがんだ部分になつておると私は思います。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の方にその評価結果が送られてまいりますので、その仕組みの中で、我々の方としては、厚生労働省の方でとられた措置、それから機構の方でとられた措置についてきちんとチェックをしていきたい、かようになっておるところでござります。

ちり定義をしているわけではございませんけれども、北欧型の非常に大きな福祉をやっている国、また、アメリカのように医療保険がないような国の中で、今の日本の現状的なものを中福祉という表現をさせていただきました。

一方で、潜在的国民負担率という概念がございま
すが、この場合は国債の発行額がプラスされる
わけでございまして、こうした意味では、今回、
消費税等税制で手当てをするといった意味では、
潜在的負担率という観点からすると、大きく変わ
るものではないんだろうというふうに思つております。

ですから、そこのところを国土交通省、総務省、そして厚生労働省が連携をとつてしっかりやっていただかないと。こういうようにインターネットオークションで流れている罰則もない。私はこういう制度はおかしいと思いますが、いかがですか。

○森本委員　インターネットオーディオは確認していなかつたというこ
　　と、これで終わりますが、知つ
　　ておられた方へお詫びを申し上げます。
○関政府参考人　承知をしており
○森本委員　終わります。

クションは総務とでよろしいで
ていましたが、
けられたのは、
ませんでした。

でございましたけれども、恐らく根源的には、搖りかごから墓場までというよう/high-fiscal-governmentをする国が大きな政府であり、福祉の小さな国が小さな政府というのもとともに語源ではあったと思いますけれども、与謝野大臣も国会で答弁されておりましたけれども、小さな政府というのは、行政改革を散氏的こやつて行く、官の肥大化を防ぐ、予

○福田(昭)委員 副大臣に失礼ですけれども、潜在的負担率も、財務省の資料ではまだ四三・五%ぐらい。基本的にまだ五〇%に行っていないんですね。ですから、それも含めて中福祉・中負担と言ふならば、少なくとも国民負担率は五〇%以上にならぬないと中負担にならぬかと思うんでよ

構においては、ITシステムの入れかえの作業を行つております。これは平成二十三年十月に起動する予定でございます。これが入りますと、一般の中小企業退職金共済制度と建退共との間の名寄せが可能になるということでございますので、一生懸命やつていただきたいというふうに思います。その間、現在取り組んでおります、こういった加入申込書面に、現に持退共に入つてゐる人は加入

○福田(昭)委員 民主党的福田昭夫でございま
す。

算の無駄遣いを防ぐといった意味で、小さな政府ということは、今でも小さな政府を目指さなければいけないと我々は思つております。そうした意味で、小泉政権下で小さな政府ということを言った連続性をまた我々の中期プログラムでも当然打ち出したと考えております。

一方で、福祉につきましては、中福祉と申し上げましたけれども、大変ほころびが目立つてきておりましたけれども、大変ほころびが目立つてきておりました。

ですから、そういう意味で、麻生内閣は、すべてあいまいなんですけれども、朝令暮改内閣ですけれども、これも朝令暮改内閣のようにしつかりとした議論をしていないということなんですね。それが一つよくわかりました。

では、二つ目は、法人税の実効税率の引き下げについてであります。

○森本委員 時間が来ましたので終わりますが、システム最適化の間にどのように取り組めるかということにつきましては、先生の御指摘もありますので、また検討させていただきたいと、いうふうに思います。

らに高まつて、ポスト麻生と言われるかもしけなかつたので、非常に残念に思つております。さようもぜひ勇気ある答弁を期待して、質問をさせていただきます。

まず、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムについて、宮澤内閣府副大臣にお伺いをいたします。

いる部分もある。そういう中で、ほころびを補いつつ、一方でやはり国債に頼らざるを得ないという状況の中で負担の方も考えていかなければならないということで、今回、中福祉・中負担という方向を打ち出させていただきました。

○福田(昭)委員 非常にあいまいですね。中福祉・中負担の社会を目指すことにならないんじゃないじゃ

「税制抜本改革の基本的方向性」の中で、法人課税について、「社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。」とありますけれども、これはどういう意味なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

一つ目は、中福祉・中負担の社会についてであります。

ないですか。
例えば、国民負担率は何%程度を考えているん

たかなど思つて、もう一度その点だけ申し上げますと、潜在的国民負担率は足して四七、八%でござ

○閣政府参考人 十四年の勧告を受けまして、厚生労働省の方からは、勧告に沿つた措置をとると、いづれもござります。

安心強化の三原則の第一の原則に、「中福祉・中負担の社会を目指す。」とありますけれども、こ

ですか。財務省がつくつた資料によると、イギリスは五二・一%、ドイツが五六%、フランスが六六・三%など。口語上、口頭上、いふなれば、国

さいます。今回、中福祉・中負担といって、たとえ消費税等々税制改正をして歳入増をした場合であつて、この春正月の負担率にしてしまはずはない、

いう回答がございました。
その後、特殊法人でありましたものが独立行政
法人になりましたので、今は、独立行政法人評価課
という仕組みの中でチェックをするということです
ございます。

われは小堀さんか進めてまいりました小さな政府路線をやめるということなのかどうか、お伺いをいたします。

六・三%です。中福祉・中負担といふことは言えないと思うんですが、いかがですか。

各省に置かされました独立行政法人評価委員会がまずチェックをするわけでございますけれども、

中福祉・中負担という方向を打ち出させていただきました。中福祉・中負担といいましても、きっと

担率といった観点の議論は当然しております。ですから、そういう御質問だったと思います。

第一類第二号

ほど違った税制というものをし得ないというところがございます。そういう中で、国際的整合性の確保ということを述べております。

一方で、社会保険料につきましては、実は統計的になかなか難しいところがございまして、フランスなどは随分企業の負担が高いようでございますけれども、恐らくアメリカはかなり低いといった中で、その辺も見据えながら税制改正を考えいかなければいけない、また、社会保険料についても考えいかなければいけない、こういう意味でございます。

○福田(昭)委員 実は、これは専修大学の町田教授がまとめてくれた資料なんですが、GDPに対する日本の法人の公的負担を見ますと、確かにアメリカやイギリスよりは日本は高いんですけども、それでも八%弱です。フランスやスウェーデンは一四%前後です。OECD平均は九%ぐらいでして、OECD平均よりも日本の企業の国民負担率は実は低くなっています、軽くなっています。したがって、法人税の引き下げは全く必要なない、私はそう思っております。

この町田先生の文章をちょっと紹介いたしますが、「法人税引き下げを主張する前に」ということで書いてございます。

「財界は日本における法人所得課税負担が重いと強調するが、社会保険料雇用主負担は軽く、両者を合計するとOECD平均を下回っているのである。大企業が他のアジア諸国と比較して質の高い労働力、整備されたインフラの下で企業経営を行なうながら、公的負担についてアジア並みを主張するのは、国民生活を配慮しないエゴイズムである。仮に法人所得課税の税率引き下げを実施する場合には、これまで法人に対して行われてきた多様な優遇措置の廃止」、例えはここにも書いてありますけれども、「課税ベースの拡大による増収分の範囲内で実施すべきである。重要なのは雇用の非正規雇用者へのシフトにより、厚生年金や健康保険の収入基盤が弱まりつつあることである。雇用主負担分については労災保険と同様に支

規給与総額を賦課ベースとすることにより、非正規雇用者の分についても社会保険料を負担させる必要がある。」と町田先生は見事に指摘をいたしております。

したがって、これは余りにも経団連からの要求をそのまま取り入れたような文書でございまして、こうしたことはやるべきではない、私はそう思つております。

次に、「経済財政の中長期方針と十年展望」について、宮澤副大臣にお伺いをいたします。

一つ目は、三段階の取り組みについてであります。

「国民に温かい効率的な政府を目指す」と、ここには小さな政府は出てきませんが、「温かい効率的な政府を目指す」という考え方を基本とし、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る。」として、「当面（景気対策）、中期（財政再建）、中長期（改革による経済成長）の三段階で日本経済の立て直しを図る。」とのことです。私は、「一番目と二番目は順序が逆だと思うんですね。」「当面（景気対策）」、これは一致をいたします。しかし、二番目の中期的が改革による経済成長であつて、中長期的が財政再建を果たす、こうした順序でないと、私は経済も財政も再建できないと思いますが、いかがですか。

○宮澤副大臣　中期プログラム、十年展望で三段階に分けて記述をしております。これは、それぞれ当面があつて、中期があつて、中長期があるということではなくて、今からこの三つ、景気対策、財政再建、改革による経済成長、この三つを目指していこうと。

ただ、まさに今、景気対策というのは一番焦眉の急でございます。一方、例えば財政再建については、景気対策と若干矛盾するといいますか、お金が要るといったところがあるわけでありますけれども、やはり財政再建というものを頭に入れながら景気対策をするといいますか、景気対策がいい財政にプラスで戻つてくる、税収で戻つてくれといつたようなものに配慮するというようなこ

ともありますし、また改革による経済成長といふのも、当面の景気対策がすべて終わつてから始めるのではなくて今から始めていくという、三つが書いてあります。

いざれにしても、財政再建の方は、ある意味でいえば、これは法律で決めればできる話であります。なかなかそこまでいくのが難しいわけでござりますが。

一方、改革による経済成長というのは、官、公の話ではなくて民の話が大きくなりますので、少しへんが長くなるといった意味で中長期という表現をしているということをごぞいます。

○福田(昭)委員 どうもよく意味がわかりません。

何か与謝野大臣も、景気がよくなつた上り坂のところで増税する、そのときに消費税を上げるんだけど、まあ、三年後をめどにという話をしておりますが、これは全く大失敗をすると思いますね。

その大失敗の例が、実はきょうは息子さんもおられますけれども、橋本内閣のときに、ちょっと景気がよくなつて消費税を三%から五%にしたんですよ。それで見事に沈没しちゃつたんですよ。このことについて、橋本元総理は、後々、失敗だったという反省の弁をちゃんと述べているんですよ。そうでしょう。だから、これは同じ過ちを繰り返すんじゃないですか。いかがですか。

○宮澤副大臣 先生がおっしゃるところが本当に一番難しいところでありまして、私どもとしては、前回、上げるタイミングを少し間違えたなどいう気持ちがござります。

景気というのが大変難しくて、実感できるときには大体山の最頂部にいるようなところがありますして、一番高いところにいるときは次は落ちる瞬間にでござりますので、その辺、上がり際というところがどこというのを見きわめる、しかも、これは政治的に、法律でござりますので、コンセンサスができるかどうか、この辺が非常に難しいところを今与謝野大臣が大変苦労されているんだろうと思います。

○福田(昭)委員 もし増税するんだつたら、実字にしたんですね。今度オバマ大統領もやると言いましたよ。中流家庭や低所得層には減税ですよ。ですから、これは全く増税するのなら大金持ちは大企業ですよ。全く増税する部分が違うと思いますよ。

○宮澤副大臣 もう少し詳しく考え直すべきだと思います。そこで、二つ目は財政健全化についてあります。

○福田(昭)委員 それは、この基礎的財政収支の定義はこれでいいのですが、「二点目」として、国と地方の基礎的財政収支の違いについてぜひお伺いをしたいと思います。

○宮澤副大臣 そのとおりでございます。

○宮澤副大臣 これは財務省がつくった資料ですけれども、下段の方に「基礎的財政収支の均衡」ということで、「政策的支出を新たな借金に頼らずに、その年度の収支等で賄えている状態」、こう言うんだそうですが、内閣府もこの定義でよろしいですか。

○宮澤副大臣 そのとおりでございます。

○福田(昭)委員 それでは、この基礎的財政収支の定義はこれでいいのですが、「二点目」として、国と地方の基礎的財政収支の違いについてぜひとも伺いたいと思います。

○宮澤副大臣 資料の一をごらんください。これも財務省がつくった資料ですが、この資料によると、国は一般会計ベース、地方は地方財政計画ベースになつてゐるんですね。内閣府がつくった資料は、多分、国民経済計算 SNAベースでつくっているかと思ひますが、どうしてこういう違いが出てきたのか、おわかりなら教えていただきたいと思います。

○宮澤副大臣 プライマリーバランスの均衡という観点から書かれたのは二〇〇六年骨太でございましたけれども、私も当時国土交通部会長をやつておりますまして、この議論に参加いたしました。まさにおつしやるとおり、国民経済計算、SNAベースの議論で、正直言いましてなかなかはじめなかつた議論をいたしましたけれども、すべてその時点から政府として正式なものは国民経済計算、SNAベースで出してきております。

したがつて、この財務省の資料でござりますけれども、財務省がどういう趣旨でつくったかはよくわかりませんが、正確ではないことは確かでございます。恐らく、マスコミ等々にわかりやすい資料ということでつくったものであつて、決して政府全体のものはございません。

○福田(昭)委員 副大臣、予算、決算を預かる財務省がつくった資料が政府全体の資料じゃないといつたら、これはちょっと聞き捨てならない話です。

実は、この間ちょっとお聞きしましたらば、どうも、このSNAベースでつくったプライマリーバランスの資料ではわかりづらいから、もうちょっとわかりやすくくれと当時の小泉総理が指示したらしいんですね。そうしたら出てきたのは、国は一般会計だけ、特別会計は入れない、そして地方は地方財政計画という資料が出てきたんですね。

これをよくごらんいただければわかりますように、これは、地方は地方財政計画上、プライマリーバランスが黒字、国は赤字だと。私は、これは疑うんですが、実は、このときちょうど三位一体の改革もやっていたんですよ。国の一般会計の赤字を地方につかえるための資料にこれは使われたんじゃないのか、こう実は思つているんですね。国は赤字ですよ、地方は黒字ですよということでした。

たった三年間で六兆八千億、三位一体の改革で、今まで地方に配つてきたお金が減らしました。これで国は少し助かりました。こういう材料に使うというのは大変けしからぬ話で、小泉総理の道路公団改革も郵政民営化も全部ペテンですよ。これもまさにペテンの一つですよ。とんでもない話であつて……(発言する者あり)そうです、そのとおりです。なかなかいいやじですよ。

それで、問題は国と地方の基礎的財政収支の違いで、国と地方では基礎的財政収支の意味が違うと思うんですが、もし違があるとしたらぜひ教えてください。

○宮澤副大臣 このSNAベースというのは、本

りくく、私自身もなかなかじめなかつたものが、正確ではないことは確かでござります。恐らく、マスコミ等々にわかりやすい資料とすることでつくったものであつて、決して政府全体のものはございません。

本当に、私最初に申し上げましたように、大変わかります。恐らく、私自身もなかなかじめなかつたものが、正確ではない資料がここに出ているんだろうと思います。

○福田(昭)委員 副大臣、予算、決算を預かる財務省がつくった資料が政府全体の資料じゃないといつたら、これはちょっと聞き捨てならない話です。

うちのおやは旧自治省で、知事もしておりますが、一方で、國と地方、両方に目配りをしなければいけない立場だと私自身思つておりますが。

やはり、プライマリーバランスについていままで、国と地方がよくなつてゐる数字というの間違いくなるあるわけでござりますが、一方で、地方の収入の状況等々、先ほども鳩山大臣の答弁等々を聞かせていただきましたけれども、大変厳しい状況があつて、國の方が国債を出す力があると

いふた意味では信用力が高いといった部分があることは間違いないわけでございまして、その辺を考えながら毎年度予算編成をしていく、こういうことだらうというふうに思つております。

○福田(昭)委員 そういう意味では、地方は、国

の、総務省の指導のもと大変な努力をしたんです。プライマリーバランスも、実は全体としては黒字になつてきたんですね。でも、國の努力が足りないんですよ。國の努力が足りないのに、國の赤字を地方につかえるようなやり方をしたん

です。

私は、これは疑うんですが、実は、このときちょうど三位一体の改革もやっていたんですよ。でも、國の努力が足りないんですよ。これは先日、鳩山大臣とも一
致したんですが、國のプライマリーバランスは、余りプライマリーバランスにこだわり過ぎると、

かえつて日本の経済成長そのものをとめちゃうと思ふんでですよ。それは、國は、御案内のとおり、通貨の発行もできるし、いざとなつたら徳政令もできるんですね。それから、金利の上げ下げができるんですね。それから、強大な権限を持っている

べきなんですよ。それだけ強大な権限を持っている

度、頭のいいところで考え方です。

それでは、次に行きます。

四点目は、名目GDPと実質GDPの今後の見通しであります。

今回の十年展望で、閣議決定をするに当たつて、比較試算を行つておりますが、名目GDPと

財政収支の黒字化と、「目標」に、資料の一番下を見ると、こう書いてあるんですよ、「國の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させる

ことをを目指す」と。國としてもじやなくて、國が

まず地方に模範を示すというのが先じやないですか。何か地方を先にやらせて國は後からやるんだ

と、こういう目標のつくり方は、私はないと思い

ますよ、基本的に。

ところで、この基礎的財政収支の黒字の幅とい

ておりますけれども、政府参考人でもいいですが、どの程度が適切なんですか、黒字幅というのには。

○西川政府参考人 基礎的財政収支の黒字化につきましては、できるだけ早く達成した方がいいとすること、それから、その先、債務残高のGDP比をさらに引き下げていく必要があるということ、具体的に黒字幅をどの程度までにするのがいいということではなくて、最終的には、債務残高を引き下げていくのに資するようなレベルまでします。

ただ、金利と成長率との関係で、例えば名目二%程度黒字といつたような議論がされたこともあります。

○福田(昭)委員 GDPの二%程度ですか、黒字幅は。

○西川政府参考人 成長率と金利の差が二%程度あるような、そういう黒字ということです。済みません。

○福田(昭)委員 わかりました。

私は、先ほどの質問でしたが、國のプライマリーバランスと地方のプライマリーバランスは違います。これは先日、鳩山大臣とも一致したんですが、國のプライマリーバランスは、余りプライマリーバランスにこだわり過ぎると、かえつて日本の経済成長そのものをとめちゃう

一方、地方の場合は、実は私、栃木県のプライマリーバランスを黒字化しました。これは十四年ぶりです。十四年ぶりに黒字に二ヵ年連続させてもらいました、知事として三年目、四年目で。

十四年ぶりに黒字化させてもらいましたが、地方自治体の場合のプライマリーバランスも、私は、全部沈みつ放しじやだめだと思うけれども、浮いたり、プラスになつたりマイナスになつたり、これでいいんだと思うんですよ、基本的に。

景気がよくなれば上に行くし、悪くなればプライマリーバランスは沈むし、そのため財政調整基金みたいなものがあるわけでしょう。ですから、

プライマリーバランスが常に黒字でなくちゃならぬという考え方私はおかしいんじゃないかな、

こう思うんですよ、基本的に。

ですから、そうしたことでも、今、財務省が進めってきたようななど、いか、政府が進めてきたような小さな政府路線、一年間の収入で一年間の支出を全部賄う財政均衡主義、そして消費税増税、この三つをやめなかつたら、絶対、日本の経済、財政も立て直しきれないと思いますよ。ぜひもう一度、頭のいいところで考え方です。

それでは、次に行きます。

この三つの呪縛から逃れることができ日本経済と財政を立て直すために大変重要なだと私は思つております。

一方、地方の場合は、実は私、栃木県のプライマリーバランスを黒字化しました。これは十四年ぶりです。十四年ぶりに黒字に二ヵ年連続させてもらいました、知事として三年目、四年目で。

十四年ぶりに黒字化させてもらいましたが、地

方自治体の場合のプライマリーバランスも、私は、全部沈みつ放しじやだめだと思うけれども、浮いたり、プラスになつたりマイナスになつたり、これでいいんだと思うんですよ、基本的に。

景気がよくなれば上に行くし、悪くなればプライマリーバランスは沈むし、そのため財政調整基金みたいなものがあるわけでしょう。ですから、

プライマリーバランスが常に黒字でなくちゃならぬという考え方私はおかしいんじゃないかな、

こう思うんですよ、基本的に。

ですから、そうしたことでも、今、財務省が進めてきたようななど、いか、政府が進めてきたような小さな政府路線、一年間の収入で一年間の支出を全部賄う財政均衡主義、そして消費税増税、この三つをやめなかつたら、絶対、日本の経済、財政も立て直しきれないと思いますよ。ぜひもう一度、頭のいいところで考え方です。

それでは、次に行きます。

今回の十年展望で、閣議決定をするに当たつて、比較試算を行つておりますが、名目GDPと実質GDPの実額が逆転するのは、世界経済が急回復する場合、順調に回復する場合、低迷する場合と三通りで、あるいは消費税をどうした場合とか、シナリオを十七通り試算しておりますけれども、名目GDPと実質GDPの実額が逆転するは何年ころなんでしょうか。その見通しを教えてください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

今回の経済財政の中長期方針と十年展望に関し

ます内閣府の比較試算、さまざまなケースを出しておりますが、御質問のございました、名目GDPの水準が実質GDPのそれを上回るようの場合というのには、主に世界経済が急回復したシナリオの場合であつて、表章しております表におきましては、二〇一八年度という場合でございます。

副大臣、今お聞きになつたように、名目GDPと実質GDPの実額が逆転するのは、世界経済が急回復した二〇一八年ごろという見通しをしています。これじや、とてもとても日本の経済の立て直しも財政再建もできないじやないですか。

でありましたデフレを脱却するという言葉はどうしても出てこないんですよ。一言も出てこないですよ。デフレを脱却しながら、経済の成長も、成長の果实も、国民が果实を手にすることもできませんし、それこそ借金も減らないし、財政再建もできないんじがないですか。いかがですか、これは。

○宮澤副大臣 今、役所の方から答弁いたしましたように、二〇一八年で、最も望ましいケースで、実質GDPを名目GDPが抜くわけでござります。

一方で、ある意味では、これは統計の魔術みたいなところがございまして、すべての数字が、今、二〇〇〇年比のGDPのデフレーターでやっております。その結果、二〇〇二年だとマイナス一・八、二〇〇三年マイナス一・三というように、一%前後のマイナスがずっと続いておりました。

その結果、将来の見通しも、実は、名目がなかなか伸びない、こういうことになつておりますが、足元でいいますと、例えば昨年の七一九はGDPデフレーターはマイナス一・六でございまして、十一一二はプラスの〇・九というふうになつております。二〇〇九年度の見通しでも〇・一のプラス、二〇一〇年度でも〇・三四のプラス

○福田(昭)委員 試算値は閣議決定していないうえですけれども、しかし、少なくとも文章の中に、どうやってデフレを脱却して、この十年間名目経済と実質経済が逆転しちゃっていますけれども、それをさらに正常に戻すんだという意欲がなきや、経済も財政も再建できないんじゃないのか。そこをぜひもう一度考え方直していただきたいと思います。

時間がだんだんなくなつてきましたので、いよいよレーターベースで言うと、プラスということを想定して今計画がつくられております。

いよ鳩山大臣にも質問しないと申しわけないので、次に御質問させていただきます。
財源不足の補てんについてであります。

地方財源の確保策についてであります。
先ほどから指摘がありましたが、もう地方
へ出張は皮肉としてしまつた。地方は才原が
ありましたので、重複を避けながら申し上げたい
と思つてますが、三つ飛ばしまして、四つ目の

文代和田屋は筋書きをしてしまった。坂方に貰ひながら、大変な厳しい状況で、どうやつて予算を組んだらいいかわからないような状況であります。今、知事さんたちが反乱をしておりますけれども、第一回目の日暮さんは、地方予算と代わる

や新潟の矢事あるいはナガハラタムとおの、みんな財政が逼迫して、もうどうにもならない中での反乱なんですね。

力法でどんなふうに進めていきたかと思つて、わざしやるのか、お伺いしたいと思います。

度の地政言語においては十日を越すものが出現をしたわけでございます。そういう状況でございまますと、いわゆる地方交付税法第六条の三第一

項、つまり、本来の地方交付税は、私の子供のころは国税三税、今国税五税の法定率で計算したものが一七二・二、もう、ううな十・九二になつ

の差はそれよりもはるかに大きいものがある。この乖離が多分一割以上あつたら、もう大きな乖離。それが三年以上続いたら、長く統いている。

こういう判断だとすれば、地方交付税法第六条の三第二項に基づいて、地方行財政制度の改正または地方交付税法の改正によるこれが公

では、國も大量の公債を發行する厳しい財政でござつて、二番目は、公債を發行するにあつては、地方交付税の法定率の引き上げを行なうこと必要だと。今こういう現状にあるんだろう、そう考えております。

状況にあることを考えると、これは、私に法定税率を上げたいと思いますけれども、直ちに引き上げることは現実にやや困難であるとすれば、地方交付税の特例加算や臨時財政対策債の発行で財源不足を補うべきである。つまり、今までの大元でござる、

足を補てんしているというのか今のが渋てござります。

ことは 地方交付税の先食いをしていることにな
るわけですから、先食いしているということは、
地方交付税がふえていいければいいけれども、ふえて
いかなければ何か別のものを、タコが自分の足を

食べようにして食こていいかなくちやならぬといふことになるわけですから、本質的な問題の解決にはならない。

点で、玉と地方の税収の比を一対を目指すつもり、三兆円の税源移譲をしましたが、大胆な税源配分の見直しというものを考えていかなくちゃならない。

中期プログラムについては、先生は批判的におっしゃいますけれども、中期プログラムで消費税の議論が行われるならば、ここは偏在性の少ない地方消費税の充実を図る絶好のチャンスかなと

いうふうにも思っております

卷之三

ですから、世の中が少子高齢化社会になつてどんどん社会保障費がふえていくのは当たり前の話なんですから、そちらは是認しましよう。もちろん、無駄は省かなきやなりませんが、例えば公務員の人事費とか公共事業費とかその他の経費は現状維持でいきましょうという方法だつてあるんですね。ですから、まさに、本当に日本の社会で、どの分野が今お金を必要としているのか、予算を必要としているのかという分野に資源を振り向けていく、そういう構造改革をしなきやだめなんです。

そういう意味で、地方財源の確保も、そういう観点から交付税の法定率もしつかり見直していたらしく。そういうことも大事だと思いますし、またさらに、お金の効率的な使い方ということであれば、我が党が掲げておりますような国庫補助負担金の一括交付金化というのも大変効率化につながるわけでございまして、そういう意味も含めて、ぜひ幅広い検討をしていただいて、地方が困らないように、麻生総理も言っておるわけありますから、それこそ地方栄えずして国の繁栄なしと言つているわけでありますから、ぜひそういう観点から地方財源の確保についても御努力いただきたいことを心から御期待して、ぜひ勇気ある発言をしていただいて、本当に頑張っていただければと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○赤松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○谷口(隆)委員 質疑を続行いたします。谷口隆義君。

午後零時三十八分休憩

午後二時開議

○赤松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○谷口(隆)委員 公明党の谷口隆義でござります。

きょうは、質問の順番を変えてもらうのに、関係の方からは、二十分しか時間がありませんが、大臣においでいただいておりますので、大臣が、大臣にお話を伺いたいと思いますが、午前中の審議の中でも公立病院改革について言及されておりました。

公立病院は、地域医療の核を担つて非常に重要な立場にあるわけでございます。しかし一方で、医者不足、特に小児科、産科等の医者不足、また、過疎が進んでおりますので、地方の公立病院は経営上も大変厳しい状態にある。診療報酬もマイナスでありますし、そもそも地方団体の財政状況が非常に悪いというような状況があるわけであります。

新聞報道によりますと、関東一都六県の公立病院の半数以上が自治体の直営方式の見直しを検討しておりますというような報道がございました。自治体の方は、一つは非公務員型の地方独立行政法人化をしようとか、指定管理者制度を利用した民間医療法人への運営委託だとか、また公務員型の地方独立行政法人への移行だとか、こんなことを検討されておられるようでございます。

○鳩山国務大臣 厚労大臣ではありませんので、余り正確なことはお答えできないことはお許しいただきたいたいと思います。

私は、谷口先生のお話を聞いて、まず第一に思

うことは、国民皆保険という制度の中で、これは

世界的にはまれな制度だと思いますから、どこで

もある一定以上の医療を受けることができる、そ

れはプライマリーケアから二次、三次となるんだ

と思います。そのことが大事でありますから、全

国的に適当な配置がなされていなければならぬ

い。それを民間がやつたっておかしくはないわけ

ですから、公と民との間でうまく分派されても構

わないわけで、そういう民間の病院に税法上の特

典等を与えるのは正しい姿だと思っております。

ただ、そういう前提のもとで申し上げれば、一

千余りあるかと思われる公立病院は、もともとが

不採算地域、あるいは不採算になりがちな救急医

療とか産科、小児科とか、そうしたものが多くや

らされてきている。あるいは、その地域で、いわば僻地ということでしょうが、そこ一個しかない

というような状態で、患者さんがさほど多くなく

ても存在しなければならなかつた公立病院とい

のも数多くあるだろう。

やはり、公立ゆえの宿命というのか、公立ゆえ

の責任というものがそこにあつたわけですから、

経営の効率性という意味でいえば民間よりもはる

画税、不動産取得税を非課税にしようというようなどころも入つておるわけでございます。

これは、厚生労働省が中心となりまして、認定要件が大変厳しいんですが、認定されると一般的に変えていかきやいかぬ、非常に答弁は難しいんだろうと思いますが、一つの方向性として大臣がどのようにお考えなのか、お伺いたいと思います。

だとかが非課税になるということであります。

こういう状況の中で、財政、七百億ほどぶやし

たわけですが、この公立病院の運営に対して抜本的に変えていかきやいかぬ、非常に答弁は難しいんだろうと思いますが、一つの方向性として大臣がどのようにお考えなのか、お伺いたいと思います。

余り正確なことはお答えできないことはお許しいただきたいたいと思います。

○鳩山国務大臣 厚労大臣ではありませんので、余り正確なことはお答えできませんので、余り正確なことはお答えできないことはお許しいただきたいたいと思います。

私は、谷口先生のお話を聞いて、まず第一に思

うことは、国民皆保険という制度の中で、これは

世界的にはまれな制度だと思いますから、どこで

もある一定以上の医療を受けることができる、そ

れはプライマリーケアから二次、三次となるんだ

と思います。そのことが大事でありますから、全

国的に適当な配置がなされていなければならぬ

い。それを民間がやつたっておかしくはないわけ

ですから、公と民との間でうまく分派されても構

わないわけで、そういう民間の病院に税法上の特

典等を与えるのは正しい姿だと思っております。

ただ、そういう前提のもとで申し上げれば、一

千余りあるかと思われる公立病院は、もともとが

不採算地域、あるいは不採算になりがちな救急医

療とか産科、小児科とか、そうしたものが多くや

らされてきている。あるいは、その地域で、いわば僻地

ということでしょうが、そこ一個しかない

というような状態で、患者さんがさほど多くなく

ても存在しなければならなかつた公立病院とい

のも数多くあるだろう。

やはり、公立ゆえの宿命というのか、公立ゆえ

の責任というものがそこにあつたわけですから、

経営の効率性という意味でいえば民間よりもはる

かに不利である。したがつて、一般会計から繰り出しそれを助けるということは当然やらなければいけないことでございますので、今回、七百億円ばかり増額して三千六百億円ぐらいが地方財政計画に盛り込まれたところでございます。

ただ、問題は、私の決して詳しくない厚労省的

分野、つまり医師不足あるいは診療報酬という問題も経営破綻しやすい要素となっておりますから、その部分も同時に解決をしなければならない、こう思つておりますが、基本的にには、公立病院の民間病院と違つた特殊性に着目をして、できる限り経営が成り立つよう綜務省としては全力で応援をしたい、こう考えております。

なお、指定管理者制度というような形で運営されるようになつた公設民営の病院もあります。夕張もそうだったと思ひますが、これは本筋だとは思ひません。

○谷口(隆)委員 冒頭私申し上げましたように、いろいろアンケートをとると、今大臣おつしやつたような指定管理者制度を利用した民間委託の公

立病院みたいなものもやりたいという自治体もたくさんあるようですが、大臣がおつしやるよう

うように、やはりここは少々の財政的負担を国が担つてもやらないかないところもある。公立

病院が担つておる役割というのには非常に、パブリックなところを担つておるわけであります

で、私は、今の大臣の答弁はそのとおりだという

ようにも思つります。非常に難しい問題

であります。ただ、経営が成り立たなくなつたら

大変ですから、そういうことでよろしくお願い申

し上げたいと思います。

今度は、地方公共団体財政健全化法についてお

伺いをいたいと思います。

本会議の質問でも若干このことを言及しました

けれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実

質公債費比率また将来負担比率、この四つの指標

をもつて、そもそもこの制度そのものが、レッド

カードを出す前にイエローカードを出そう、地方

団体の財政に問題がある、そういう傾向があると

いった場合には、その中間段階で出していこうと
いう早期是正措置になるありますが、このト
ライアルとして、十九年度決算に関して、昨年
の十一月に公表されました。

この状況を見ますと、実質赤字比率が早期健全
化比率を上回る團体が二團体、このうち一團体は
再生基準を上回っている。連結実質赤字比率でい
りますと、早期健全化比率を上回る團体が十一團
体、このうち二團体は再生基準を上回っている。
実質公債費比率は、三十三團体が早期健全化比率
を上回っている、このうち二團体が再生基準を上
回っている。また、将来負担比率で上回っている
のは、これはもう早期健全化比率だけですから、
将来負担比率は五團体が早期健全化比率を上回っ
ている、こういうような状況であったわけござ
います。

これは、先ほど私が申し上げました早期是正措
置という意味もありますが、余りこれを厳しくや
ると、一方で行政サービスが低下するんじゃない
か、このような懸念を持っていらっしゃる方もお
られるわけでございます。このような懸念も念頭
に入れていただいて、この四つの指標をトライア
ルとして十九年度決算で出したんです。

本年の三月末の会計年度からいよいよ全面施行
です。ことしの秋にはこれが実現されるわけであ
りますが、そういう意味で、地方團体は、今回、連
絡でもありますし、また第三セクターもこの中に
入るわけです。将来負担比率というのは第三セク
ターも入るわけで、この三月までに何とか地方團
体も処理すべきものは処理しなきやいかぬとい
ふ大臣に、
このような懸念も含めて、今回のこの四つの指標
について御見解を、また評価をお伺いいたしたい
と思います。

○鳩山国務大臣 谷口先生御指摘のとおりの数字

でございまして、トライアル段階で計算をします

と、財政再生基準以上というのが、実質赤字比率

も連結実質赤字比率も実質公債費比率が浸透

わけで、将来負担比率を含めて、早期健全化しな

ければいけないところがかなり多くの自治体に

なってくわけでございます。

これは、いよいよ四月から本格実施する中で、

思ひます。確かに、地方自治体の財政が破綻して

は困るわけでありますから、このような法律を施

行いたしますが、この基準があるがために無理を

して行政サービスを落とすというようなことが本

來は余りあつてほしくない。そう思いますと、地

方自治体に対する別の面での援助策というものが

十分とられなければいけないだろう。まずそう思

います。

それから、将来負担比率というのがあって、將

来負担が四〇〇%ぐらいになって初めて、これは

基本的な財政規模の四〇〇%という意味だと思います

ますが、早期健全化基準になる。

たしか新聞で見たんですけど、東京都二十三区の

うち二十一区は、将来負担比率を出すとプラスだ

というわけですね。つまり、利益の方が残る。

ですから、千八百幾つかの自治体で、本当にこの財

政状況というのは違うんだと、その違いの大きさ

に驚くばかりでございますので、この法律は施行

いたしますが、もちろん早期健全化というふうに

なる團体もあるかもしれませんし、それは夕張市

の場合は財政再生の基準にひつかかると、これは、総

計は発生主義に基づいてやつてあるわけですね。そ

ういうような民間会計の考え方をやはり入れてい

うのか、状況を判定することだと把握しております。

○谷口(隆)委員 大臣のおつしやるとおりなんで

すが、ただ、国の会計また地方の会計というの

は、いわば大福帳の会計なんですね、簡単に申し

ますと、現金の出入りだけやつてあって、民間会

計は発生主義に基づいてやつてあるわけですね。そ

ういうような民間会計の考え方をやはり入れてい

うのか、状況を判定することだと把握しております。

○鳩山国務大臣 私は先生のような専門家と違つ

て、そういうのは不得意でございますが、早い話

が、公会計というのは、フローだけで、その一年

間のフローの赤字黒字だけを判断するのではなく

て、ストックも合わせいろいろな財務諸表をつ

くって、その企業あるいはその團体の健全性とい

うのか、状況を判定することだと把握しております。

○谷口(隆)委員 大臣のおつしやるとおりなんで

すが、ただ、国の会計また地方の会計というの

は、いわば大福帳の会計なんですね、簡単に申し

ますと、現金の出入りだけやつてあって、民間会

計は発生主義に基づいてやつてあるわけですね。そ

ういうような民間会計の考え方をやはり入れてい

うのか、状況を判定することだと把握しております。

○鳩山国務大臣 本当に素人で申しわけありません

。地方公会計、財務書類四表というのだそうで

が、この整備によつてストック情報を正確に

把握することが可能となり、先生の御指摘のとお

り、ちょうど地方公共團体財政健全化法が施行さ

れますので、その取り組みとあわせて進めていく

ことが大事なんだろう、こう思つております。

○谷口(隆)委員 第三セクターだと、塩漬けの

土地を持つておる土地公社だと、こういうとこ

ろの処理に大変困つておる地方團体が多いわけで

すね。ですから、今度もその処理に対して國の支

援というのですか、そういうこともあるようなこ

とを聞いておりますが、この財政健全化法が浸透

して、財政状況がつまびらかになるということは

いふことです、あとは、垂直的な比較だけではなく

て水平的な比較ができる、同規模の團体との間の

激にやりますとそういう副作用があるといつよう

なことも踏まえてやつていただきたいと思いま

す。

それで、これも前に申し上げた、地方公会計とど

んなものなか、簡単に言つていただけません

か。

いうのがあるんですね。大臣、地方公会計とど

んなものなか、簡単に言つていただけません

か。

それで、これも前に申し上げた、地方公会計とど

んなものなか、簡単に言つていただけません

か。

それが、これも前に申し上げた、地方公会計とど

○谷口(隆)委員 ゼひ一層推進をしていただきま

すよう大臣に申し上げまして、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○赤松委員長 次に、関芳弘君。

○関委員 ありがとうございます。私は、自由民主党的関芳弘でございます。

きょうは、大臣に幾つか質問をさせていただ

たいと思います。短い時間でございますので、全

部いけるかどうかちょっと不安でございますが。

以前から、日本の国というものは財政難、財政

難、國と地方が物すごい財政の赤字を抱えて大変

なんだというふうな話があるわけでございます。

私も、地域に行きますと、住民の方々と話をし

おりまして、あれもしてほし、これもしてほし

いと。話を伺いしていますと、まさにそのとお

りで、あれもしてあげたい、これもしてあげたい

と思うんですが、やはり負担と給付の関係もあつ

て、なかなか全部ができずにつらいなと思うよ

なところなんです。

昨年の十一月二十五日なんですが、地方六団体

が地方財政確立・分権改革推進に関する決議とい

うものを出しました。その中で、歳出の削減だけ

ではもう住民の暮らしを支えることさえ困難だ、

このようなことを言つております。

今、本当に大変な時期に大臣になられたのでござ

りますが、政府としまして、財源不足、長期債

務の状況、また個別団体の財政需要、こういうふ

うなことをいろいろ考えて、今後どのような改善

の目標を持つていらっしゃるのか、御意見を伺い

たいと思います。

○鳩山国務大臣 まず、関先生、少し大胆に言い

切る所を切る所を切る所を切る所を切る所を切る所を

ではない。

ある。これは百年に一度の危機がなくともそうであ

った。そういう現象は世界で決して珍しいわけ

ではない。

私は、外国のまねをしろと言ふわけではありません

せんが、我が国の借金はどれくらいあるのか、正

確に知りませんけれども、例えば、我が国が百兆

兆で、合わせて八百兆だと九百兆だ

ではない。

という議論がされる。これは、大体諸外国では、地方の分は国が肩がわりしているとか、國の借金は大きくて地方の借金は小さいということが目立つわけでございます。日本も本来はそうあってもれば総務大臣というのは気が楽だなというふうに思えます。

基本的に、地方財政が、千八百の市町村、それ

に四十七都道府県、合わせて百九十七兆円の借入

金がある。先ほどから出でておりますように、こと

しも地財計画の中で十三兆を超すお金をいわば借

金返済に充てなければならぬ。社会保障関係は

義務的にどうしても経費が増加してきている。

それから、これは意外と知られていないので、

おりまして、あれもしてほし、これもしてほし

いと。話を伺いしていますと、まさにそのとお

りで、あれもしてあげたい、これもしてあげたい

と思うんですが、やはり負担と給付の関係もあつ

て、なかなか全部ができずにつらいなと思うよ

なところなんです。

昨年の十一月二十五日なんですが、地方六団体

が地方財政確立・分権改革推進に関する決議とい

うものを出しました。その中で、歳出の削減だけ

ではもう住民の暮らしを支えることさえ困難だ、

このようなことを言つております。

今、本当に大変な時期に大臣になられたのでござ

りますが、政府としまして、財源不足、長期債

務の状況、また個別団体の財政需要、こういうふ

うなことをいろいろ考えて、今後どのような改善

の目標を持つていらっしゃるのか、御意見を伺い

たいと思います。

○鳩山国務大臣 まず、関先生、少し大胆に言い

切る所を切る所を切る所を切る所を切る所を切る所を

ではない。

ある。これは百年に一度の危機がなくともそうであ

った。そういう現象は世界で決して珍しいわけ

ではない。

私は、外國のまねをしろと言ふわけではありません

せんが、我が国の借金はどれくらいあるのか、正

確に知りませんけれども、例えば、我が国が百兆

兆で、合わせて八百兆だと九百兆だ

ではない。

ある。これは百年に一度の危機がなくともそうであ

った。そういう現象は世界で決して珍しいわけ

ではない。

私は、外國のまねをしろと言ふわけではありません

せんが、我が国の借金はどれくらいあるのか、正

確に知りませんけれども、例えば、我が国が百兆

兆で、合わせて八百兆だと九百兆だ

ではない。

ある。これは百年に一度の危機がなくともそうであ

った。そういう現象は世界で決して珍しいわけ

ではない。

くということは、将来の交付税の先食いである。こうなると、タコが一本ずつ足を食っていくと、五本食つた、六本食つたといって、二本足のタコになってしまいます。そういう思いでございます。五本食つた、六本食つたといつて、二本足のタコになってしまったやならぬ、こういう思いでございます。

○関委員 本当に、日本の国財政というのが苦

しい、苦しいというのは世界各国からも言われて

いるところだと思いますけれども、さはさりと

て、何とか、世界で第一位の経済大国であるこの

日本がますます今後繁栄していくように、ま

た大臣にもぜひともよろしくお願ひしたいと思

ます。

では、続きまして二つ目の質問でございます。

先般も関西で、私、地元で大学生が集まつてい

るところに寄せていただいて、意見交換とかをさ

せてもらいました。同志社とか同女とか関学とか

立命とか、そのほかの大学生もいっぱい来ており

ましたけれども、ちょうど今就職活動をいろいろ

やっているんです、もう本当に就職大変です、景

気悪いですねとよく言われます。今、百年に一回

の経済危機と言われていますけれども、僕たちに

か介護だとか年金だとか少子化とかいうだけでな

くて、地方の義務的経費というのは増加の一途を

たどつている。そこに、百年に一度と言われる世

界金融危機が襲つた。地財計画をつくるに当たつ

て、十・五兆円という財源不足が生じてしまつ

た。それを一生懸命埋めて地財計画をつくつたわ

けですけれども、結局、五兆四五千億が、折半

ルールというので、その半分ですから二兆七千億

円ぐらいは地方が臨財債を発行して穴を埋めた、

こういう状況でございます。

そういう状況でございました。

○鳩山国務大臣 この委員会で可決していただいた

地方交付税法をこの委員会で可決していただいた

わけですがけれども、あれも、平成二十年度の国税

がどんどん減つて、地方交付税がどんどん減つて、埋

めた穴が二兆三千億ぐらいだった。それは国が埋

なたかの質問の中で、年率一二・七%という昨年

十一十二月の風速が一年間続いたら、これはまさ

に百年に一度の大経済危機ということになるわけ

ですから、例えば雇用創出という意味で都道府県

に四千億基金を積んだ、一兆円のうち五千億円の

地方交付税で雇用対策をやるということではあり

ますが、例えば、もっと雇用を生むような財政政

策をやる。これは多分金融政策でどうにかなると

いう事態ではない、やはり、金融政策もあるで

しょうけれども、財政政策の出番なんだ、こう思

います。

関委員の方が私よりもいろいろお詳しいでしょ

うから、皆さんでまたアイデアをどんどん出して

いただければありがたいと思います。

○関委員 それでは、時間が大分迫つてきており

ますので、本当は二時間ぐらい大臣にしゃべって

いただきたいような項目をちょっと聞きたいんで

すが、実は自然との共生についてなんですか

も、時間がなくなつたので質問をすべて飛ばさせ

ていただいた、最後の質問に移らせさせていただきました。

関委員の方が私よりもいろいろお詳しいでしょ

うから、皆さんでまたアイデアをどんどん出して

いただければありがたいと思います。

○関委員 それでは、時間が大分迫つてきており

ますので、本当は二時間ぐらい大臣にしゃべって

いただきたいような項目をちょっと聞きたいんで

すが、実は自然との共生についてなんですか

も、時間がなくなつたので質問をすべて飛ばさせ

ていただいた、最後の質問に移らせさせていただきました。

この間、文部科学省の方々がまとめている資料

なんかを見ていますと、今の小学三年生、四年生

にチヨウチヨウを見たことがありますかとか言つ

たら、見たことがありますという人たちが三割と

か四割しかない。僕らが子供のころというのは、

今私は四十三歳ですから、チヨウチヨウやト

ンボとかを見たことがなかつた小学生というの

は、いなかつたんじゃないかなと思うんですね。

私も昆蟲が大好きで、今もオオクワガタを十七

匹ほど飼つていて、室内と娘から物すごく嫌がら

れています。それとかドジヨウとか金魚とかタ

ニシとか、そんなものを飼うのが大好きなんですね。

けれども、そういうふうに自然と触れ合つたりす

ることというのを本当に大事なことだと思いま

す。

そして、今は、例えばパソコンの前にずっと座つて、朝から晩までパソコンを打ち続けて、それも三百六十五日ずっとやっているとか、このようないうのは本当に人間の体にいいのかなという活といふのは本当に人間の体にいいのかなという心配もすごくあります。

大臣がよくおっしゃっている、本当に人間は自然との共生をしていかないと云ふふうな中にあります、来年度予算でも特別対応がとられておるわけでございますけれども、来年度予算とかに限ることなく、今本当に大切な人間、人類としてますます発展していきます中において、どういうことをやつていかないといけないのか。今は本当に夢のないような若者が先ほども言つたように、こんな苦しい社会だと云われておりますけれども、もっと学生にも夢を与え、人類が繁栄していく大きな観点で、大臣の御意見を賜りたいと思います。

○鳩山国務大臣 鳩山プランだとか地域おこし協力隊とか、そういうことはきょうは省略をいたしますが、閻先生がクラガタムシを飼い、私がチヨウチヨウを飼育しているわけでございまして、そういうことは存じ上げておりますから、本当に自然愛好者としての同志意識を先生には強く感じ、また、私の環境の勉強会にも毎回のように御出席をいただいておりますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

一番我々が知るべきことは、恐竜は、ジュラ紀、白亜紀、その前のときから合わせれば一億年以上も繁栄をした。六千五百万年前に突然絶滅をしたのは、多分ユカタン半島に直径十キロの隕石が落ちたからだろうとは思いますが、別の理由かも知れません。

しかし、人類は、まだ産業革命から数えれば本当に何百年、現生人類をクロマニヨン人の誕生から見るのはオーストラロビテクスあたりから計算するのかわかりませんけれども、本当に短い期間しか人類として生きていないので、みずから環境を壊すことによって滅びようとしている

る。

者に聞いても、今のような形で地球のそれこそストックから物を奪つてこれだけ環境破壊をしていふらははずがないと。三十年後だと言う人もいるんですよ。しかも、右肩上がりの経済成長など

ができるはずがないと。三十年後だと言う人もうろですが、だから、右肩上がりの経済成長などというものは幻想になつてくることは間違いないと。三十年とか二十年という期間で幻想になつてくるだろう。

ところが、右肩上がりの経済成長というのは、

要するに、実体経済としての成長ができなくなると、今度はサイバー経済に走るわけですよ。ですから、MアンドAだとかT.O.B.だとか、そういうふうなことばかり考えて、金で金をふやそつとする。何とか一万円でかんばの宿の跡地を買ってやろう、こういう発想になつてきたときは、もう実体経済から離れてマネーチームに走っている。それで見せかけの経済成長があつたって、それは本物の経済成長じゃない。経済成長を続けるは、環境に負荷がかかり過ぎて、エントロピーが増大をして、人間が人間らしい繁栄を享受できなくなる。

だから、一番大事なのは自然を知ることであつて、自然の中の一員だから、必要以上に威張りくさつて万物の靈長だといつて何を使つてもいいんだと、アメリカなんかはしばしば、その思想がたまに出ますよね。例えば、COP3の話のときだつて、これは我が国の産業にはマイナスだなんという演説をほつきりされて、そつちの方の意見が議会で勝つちやつたりする。そういうことが非常に怖いわけでございます。

私は、ここに委員の皆さん全員が、私はやつた

ことはないですねけれども、カブトムシを飼つたらいいんじゃないかと。そうやつて自然というものを感じるのを本当に理解する、そうすると、自然の怖さもすばらしさも強さもあるいは、自然の前で人間はどうにもならないという人間の弱さも感じることができるのではないか。私は、そういうところが

ら、やはりまず教育から始めるのが必要なのかなというふうに思つております。

○閻委員長 ありがとうございます。

大臣が今おっしゃられたとおりだと私も思いました。今、いろいろ経済が先行していつて世の中を

牽引してきたのも事実だとは思うんですけども、も、もつと生命だとかそういうふうなところに観

点を置いて、その観点からこの総務委員会として

も、原則のところから考え方をとつて、どういう

施策をとつていったらいいのかを考えていくこと

は本当に大事だと思います。

今も財政のところが非常に苦しくて、経済経済、数字数字となつておるんですけども、いま一度、生命だとか心の問題ですか、そういうふうなところに基本を置いた総務委員会の政策をま

たいろいろ考えていくとも非常に大事なことじやないのかな。どうも目先の政策ばかりに走つていてるような感がして残念があるのでですが、今は本当に百年に一回の危機と言われているの

で、まずはそつちの方が大事だというのもわかるんですけれども、まず、心の問題だと自然との共生だと、そういうところの方にも予算配分をしつかりとしてついていたので、ますます世の中が、日本が世界の牽引車となるよう、そんな立派な国になつていけたらなというところでござります。

何でかというところで、いろいろな理由が確かに挙げられます。三位一体の議論もきょうされておりましたけれども、それも、交付税が削減され

て響いているということも現実問題ありますし、それから、さらに今後について言えば、今年度、来年度、景気が悪化をいたしまして税収も減る、そういうこともこれから響いてくるということもあります。

あるんだろうと考えております。

そんな中で、来年度の予算、地方財政計画では、既定の加算とは別に交付税を一兆円増額する

ということがあります。きょうの質疑でもいろいろ議論はございましたけれども、たまたまこの月曜日に岡山県の総務部長さんとお話を機会がございまして、そのときに、その一兆円の増といふことも含めて、今回の措置によつて予算がやつと組めるようになつた、よかつた、大変助かつた、本当にありがたいという言葉がありました。

ぜひ、倉田副大臣からも大臣の方に、そういうよ

うな現場の声があつたということはお伝えいた

きたいと思っております。

では、具体的に幾つかの問題で質疑をさせてい

が、しっかりとさせていただきます。よろしくお願ひします。

きょうのテーマは、地方税法の改正案といふことであります。

は地方交付税法の改正案といふことあります

が、まず、きょうの質疑を聞いていても、地方自

治体、財政難が大変だなどいうところは皆、背景

として持つて議論をされているよう伺いました。

例えば、私の地元は岡山県ですが、昨年六月に

財政危機宣言というのを出しました。十一月に岡

山県財政構造改革プランというのを出して、何と

かそれを改めていこうという努力をしている。岡

山の者として、うちの県は財政危機なの、宣言し

ちゃつたのと大変驚いたわけですが、改めて伺つてみると、既に去年の六月の段階で十五道県がそ

んな宣言をしているということであつて、実はあつちこつちが危機だらけだというのが今の地方

財政の現状なんだろうということになります。

岡山の者として、うちの県は財政危機なの、宣言し

ちゃつたのと大変驚いたわけですが、改めて伺つてみると、既に去年の六月の段階で十五道県がそ

ただきます。

自治体の財政難というときに、もちろん本体の財政が大変だということはあるんですが、同時に、外郭団体でありますとか第三セクターでありますとか、そうしたところがいろいろな理由によつて赤字を出して、それが負担になつているという面もあります。

今回の地方交付税法の改正の中で、第三セクターの改革に関して地方債の特例が創設されるということがあります、まず、こちらについてどういう効果を期待されているかを教えてください。

○倉田副大臣 岩山大臣のように十分にお答えができるかどうかわかりませんけれども。

第三セクター等につきましては、先ほど来お話をありましたけれども、地方公共団体財政健全化法が二十一年度から全面施行されるということがありますので、条文に書いてありますとおり、この五年間をめどとして、地方公共団体の多額の損失補償とか債務保証とかがある第三セクター、これを早急に処理していただきたい。将来負担比率ですか、そういうもの等の公表とということがありまして、ここからも始めなくてはいけないのではないか、そういうことを考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。そういう形で取り組んでいかなければいけないのだ、方向性としてはそうなんだろうと思うんですね。

そこで、ちょっと具体的な話をさせていただきまます。

日本経済新聞のことし二月十五日の記事で、「岡山県・北海道「赤字隠し」」こういう見出しの記事が出ました。記事によると、岡山県と北海道が、それぞれ公社などに対し貸付金を適正に会計処理しないで赤字決算を逃れていたような指摘がございます。当然、総務省さんもこの件について、記事でも「総務省はこうした処理を問題視。改めるよう要請してきたが、岡山県と北海道は従っていない。」こういうことがあります

から、把握されているんだと思います。

岡山県の例について、まず、これは「赤字隠し」

という見出しがなっていますが、そういうものだ

ります。

私はともいたしましては、昨年の十一月に、林野庁、地方公共団体の代表、我々によって、林業

ケース、これは公社と一般会計との間の処理でございまして、明確に一般会計に適用される会計年

度独立の原則に反しているということは言ひがた

いと思います。ただ、不適切であるということは間違いないと思つております。

○久保政府参考人 岡山県の林業公社及び住宅供給公社に対します平成十九年度の短期貸付金への償還につきましては、平成十九年度の歳入として調定されまして、平成十九年度の出納整理期間中に、県は、法令の手続に沿つて公社からの償還金を平成十九年度の歳入として収入したと承知しております。

年度内に適正に調定が行われて、納入の通知に基づいて貸付先から償還された現金につきましては、仮にその現実の償還が出納整理期間、四月、五月になされたといたしましても、当該償還金を当該年度の歳入にするということは会計処理としておかしいということではない、法令に沿つておおかしいことがまず言えます。

ただ、一般会計などからの翌年度の短期貸付金を財源とする公社からの償還金を一般会計等の当該年度の歳入とすることを繰り返し行つていると、いうことは、一般論として申し上げますと、出納整理期間を利用した年度間の財源を調整している行為であるというふうにもとれるわけでございまして、私もといたしましては、出納整理期間の趣旨を逸脱した不適切な財務処理ではないか、こ

ういうふうに考えております。

したがいまして、私もといたしましては、岡山県に対しましては、繰り返しそういった面から助言を行つてきたということでございます。

○橋本委員 一点確認ですけれども、これは法令違反ではありません。

○久保政府参考人 似たようなケースとして夕張市の場合がございましたけれども、夕張市の場合は、一般会計と同一の市長が管理をしている特別

会計との間でそういうことが行われた。これにつ

いては、会計年度独立の原則に対しての違背をしておりました。今回の交付税の措置で少し充実を

されています。このことを伺つております。簡単

に、自治体病院についてどういうふうな措置を今

回拡充されているか、教えていただけますか。

○倉田副大臣 公立病院におきましては、例え

ば、過疎地における医療など、不採算でも地域の医療

確保のために必要不可欠な経費というものが要る

わけです。これを地方公共団体の一般会計が負担することとなるわけですから、必要に応じて地方交付税措置をとつていかなきやならない、こう思つておられるんですが、平成二十一年度におきま

では、地方財政対策を踏まえまして、公立病院に

関する地方交付税措置二千九百三十億円に加えま

て、平成十九年度末現在の債務残高、三十六都道府県四十公社合計で一兆三百九十二億円に達しております。

私はともいたしましては、昨年の十一月に、林野庁、地方公共団体の代表、我々によって、林業

の経営対策等に関する検討会というのを設置いたしました。この検討会では、今年の十九日に中間取りまとめを行いまして、平成二十一年度の対策といたしましては、林業公社への利子補給等に対する特別交付税措置の拡充といったことを盛り込みました。また、本年の五月を目途に、さらに本格的な経営対策について検討して取りまとめをするということにいたしております。

今回の中間取りまとめを踏まえまして、林野庁と連携しながら、特に林業公社の既往債務の軽減にあたって、さらには深掘りをしていきたいと考

えております。

○橋本委員 不適切というふうに言われれば、確かに一般的に言えば自転車操業のような状態だと思います。ただ、不適切であるということは間違いないと思つております。

○橋本委員 不適切というふうに言われれば、確かに一般的に言えば自転車操業のような状態だと思います。ただ、不適切であるということは間違いないと思つております。

○橋本委員 自治の問題とといえば自治の問題なんですが、林業というのは国土保全という意味もあるわけですし、地方財政という面から見ても、負担がおもしになつてしまつていうというのは問題であるわけですから、ぜひしっかりと今後とも取り組んでいただきたい、こう思つております。

○橋本委員 自治の問題とといえば自治の問題なんですが、林業というのは国土保全という意味もあるわけですし、地方財政という面から見ても、負担がおもしになつてしまつていうのは問題であるわけですから、ぜひしっかりと今後とも取り組んでいただきたい、こう思つております。

○橋本委員 続けて、今度は自治体病院の話を取り上げたい

と思うんです。

きょうの質疑でも、何人かの方が取り上げられておりました。今回の交付税の措置で少し充実を

されています。このことを伺つております。簡単

に、自治体病院についてどういうふうな措置を今

回拡充されているか、教えていただけますか。

○倉田副大臣 公立病院におきましては、例え

ば、過疎地における医療など、不採算でも地域の医療

確保のために必要不可欠な経費というものが要る

わけです。これを地方公共団体の一般会計が負担

することとなるわけですから、必要に応じて地方

交付税措置をとつていかなきやならない、こう

思つておられるんですが、平成二十一年度におきま

では、地方財政対策を踏まえまして、公立病院に

関する地方交付税措置二千九百三十億円に加えま

すけれども、岡山のケースあるいは北海道の

○久保政府参考人 そのとおりでございます。今は許可になつてゐるということでございます。

○河村(た)委員 それが、十八年を越えてから、それはできると。ただし、許可制のもとなら、どこかの市長が出てきて、わしはその分ちゃんと行政改革するだがや、市民税を一割なら一割減税しますと言つた場合、それは、いわゆる起債は許可制ですけれども、それはできるということでもう一回はつきり答えてください。

○久保政府参考人 当該地方公共団体の状況いろいろとお聞かせいただいて、判断をするということでございます。

○河村(た)委員 それは起債の許可制の内容なんですかけれども、今言いました市民税の減税は、そのことはできるようになつた、起債との関係です、許可制のものでできるようになつたと。そういうことをはつきりもう一回言つておいてください。

○久保政府参考人 許可制のもとでそれはもちろん地方債許可になつたということでございます。(河村(た)委員「減税できると言つてください」と呼ぶ)できます。それは先ほど言つたのは、標準税率以下で課税するということは可能でござりますから。

○河村(た)委員 できるということね。何じゃ、二人で役割が違うんですか。

だけれども、ここはなかなか知られておらないから、もう一回。
今言いましたけれども、標準税率未満の税率に下げることはできるということをもう一回はつきり言つておいてください。

○河野政府参考人 先ほどもお答えいたしましたとおり、標準税率は通常によるべき税率でございまして、条例によつてこれと異なる税率を定めることは可能でございます。

○河村(た)委員 下げると言いましたか。声が小さいで聞こえやせぬじやないですか。標準税率より、減税する、下げることはできるかということです。

○河野政府参考人 標準税率を下回る税率を条例で定めることは可能でございます。

○河村(た)委員 ということなんですよ、実はこれが。
だから、自治体もいろいろなことを言いますけれども、本当に何で商売だけ価格競争するんですかね、この苦しいのに。自治体は財政危機だ、財政危機だなんて言つていますけれども、これは自分のところのいわゆる価格競争ですよ。税率の競争をしないと言つけれども、実はできる。

私も、総務省は、久保さん見えになるけれども、ずっと住基ネットで聞つてきましたのでね、ろくでもない制度をつくるところだと思っていましてけれども、実はなかなかいいこともやるんですけど、これは減税が認められておるんですよ。そういう標準税率未満の税率でやる団体というのは、どこかまでありましたか。

○河野政府参考人 お答えします。
最近の状況でござりますけれども、私どもの方で、市町村税の税率等に関する調べというものをまとめておりますけれども、昨年四月一日現在で、市町村民税について標準税率未満の税率を設定している団体はございません。

同じ調べで、二十年ほどさかのぼつて調べてみましたがけれども、市への移行に際して経過的に均等割の税率を標準税率未満とした例はあるようでござりますけれども、これを除きまして、市町村民税について税率を標準税率未満に設定して減税を行つたという団体はございません。

○河村(た)委員 となると、これを名古屋で仮にやりますと日本初ということになりますが、それで結構ですか。

○河野政府参考人 先ほど申し上げましたように、二十年ほどさかのぼつて調べてあいつの状況でござりますけれども、それ以前について正確なことは申し上げにくい状況でございます。(河村(た)委員「二十年間でいいです」と呼ぶ)

先ほど申し上げましたように、二十年間調べま

したところ、市町村民税について、市制の施行、市への移行に際して均等割について経過措置を講じた例はあるようでございますけれども、市町村民税について標準税率未満の税率を設定した団体はございません。

○河村(た)委員 ということなんですよ、これは。よく総務省のものなんかを読んでいますと、キーワードみたいなもので、みずからの地域を経営できるなんということが書いてありますけれども、価格競争をしないようなところが経営なんですか。こんなものは、だれでも市長でもやれますよ。總理たつて、増税するならだれでもできますよ。だけれども、先ほど言いましたように、実はしたけれども、実はなかなかいいこともやるんですけど、これは減税が認められておるんですよ。そういう標準税率未満の税率でやる団体というのは、どこかまでありますけれども、ちゃんとこういういいこともありますけれども、ちゃんとこういういいこともやつておるんだということです。

先ほどちょっと久保さんが言われましたけれども、起債が許可制になる、このこと自体あはらしい話です、後で言いますけれども、何でそんな、例えば会社をやる人がどこかで金を借りるのにだれかの許可を受けるなんて、社長と言えぬですよ、そんばからしいことは。そうでしょ。

それは後で言いますけれども、久保さん、一応現行制度で許可制になるなどと、不許可になる場合はどういうときですか。
○久保政府参考人 今、一般的に、こういう場合等割の税率を標準税率未満とした例はあるようでござりますけれども、これを除きまして、市町村民税について税率を標準税率未満に設定して減税を行つたという団体はございません。

○河村(た)委員 だから不許可にするとか、そういうことを申し上げるのはちょっと差し控えさせていただきたいと。

団体の置かれたいろいろな意味での財政状況とか、あるいは行政改革も含めていろいろなことに對する取り組みの状況とか、そういうことをいろいろ総合的に判断して決めたいと思います。

○河村(た)委員 私も若づくりしておりますけれども、六十になりまして、国会でも十六年間ですか、やらせていただいたおるんだけれども、私は、税金の無駄遣いをなくそうということで、民

主党国会Gメンということで、亡くなりました石井紘基さんとか、原口さんもいますけれども、一緒に税金の無駄遣いで非常に闘つてきた方だけれども、そもそも減税せずに税金の無駄遣いはなくなるんですか。大臣がおられないかぬけれども、局長さん、これはどうかね。

○河野政府参考人 お答えします。
もちろん、歳出について常に無駄遣いのないよう効率的な使用をすることは大事でございますけれども、同時に……(河村(た)委員「もうちょっと」と大きい声でちゃんとと言つてくれな聞こえせんがな」と呼ぶ)
歳出につきまして、無駄が生じないように合理化を進めていくことは大変大事でございますけれども、同時に、税収についても、必要な歳出を貯うための税収を確保していくとともにまた必要なことであろうと思ひます。

○河村(た)委員 何を言つておるか、わけわからぬですけれども。
商売の場合は何で頑張るかというと、会社の中の無駄遣いがなぜないかというと、それは売り値が下がるからです、はつきり言いまして。これは経済学のどてつけの理論ですけれども、いわゆる需要供給曲線というのがありますて、これはやはり安いものは売れるということです。自分はこれだけだといつて見積もりを出したって、たとえ一万円だといって出したって、隣の店は七千円で出したら、私のところは財源ありませんからできませんなんて言えませんよ、商売は。それを言つたらさよならですよ、はつきり言いまして。

ということで、まず減税ありきではないか、そもそも政治の世界というのは。減税というのには、やはり市民と議員の関係です、そのサイズに合わせて行政がやるということでございますので。もう一回久保さんに言いますけれども、要するに、減税を行うと必然的に行政改革が起きます、本当の減税なら。これは行政改革をしなきやどうしようもならぬ。そうした場合に、例えば市民税一割減税ということになりますと、例えば名古屋

ですと、今、市民税収入が二千四百億ありますと、三百四十億円になります。この分行政改革に成功したと。その場合は起債は許可になるんでしよう。これは。

○久保政府参考人 いろいろな状況があろうかと思ひますので、今委員が言われただけで判断できるとは思えませんが、要するに、許可をするときに行々考えなきやいけないのは、減税といいますか、標準税率未満で課税をして借金に頼るということがどうのことなのか、それに尽くると思います。

○河村(た)委員 ということをございまして、そもそもまず借金かどうかという議論があるけれども、これはまたやらないあんところでございますけれども、そういう、きちつとやつた場合はいいであろうと。

では、なぜ十八年に法改正を行つて、今まで

市民税の減税をすると全く起債が事実上できなかつたわけです、したがつて市民税の減税は事実上不可能だつた、それをなぜ可能なように変更したんですか。

○久保政府参考人 多分、委員御案内のとおりのことと思ひますけれども、今のじゃなくて従前の地方分権推進計画に基づきまして、地方債制度につきましても原則として発行を自由にするようにつくりました、閣議決定いたしました分権推進計画にもそのことが明記をされて、そして、分権一括法で地方債許可制度を改めて協議制度へ移行した。それで、その施行が平成十八年度から一定の準備期間を置いてそういうふうに持つていきました。

ただ、一定のもの、例えば実質公債費比率が高いとか今のように標準税率未満で課税をするといつたようなところには、依然として許可ということにしたということでござります。

○河村(た)委員 自由にするという流れは流れですわ。

それでは、もう一回、久保さん。ということ

は、いろいろな自治体で減税していただきたいのか、いただきたくないのか。これはどうですか。

○久保政府参考人 今の減税をする、しないは思ひますので、今委員が言われただけで判断できるとは思えませんが、要するに、許可をするときに行々考えなきやいけないのは、減税といいますか、標準税率未満で課税をして借金に頼るということがどうのことなのか、それに尽くると思います。

○河村(た)委員 それは当然自治体の判断だけれども、そういう制度を変えてできるようにしたと

いうことは、将来は、今言われたよう起き債を自由にするための一歩か〇・一歩か知りませんけれども、少なくともそういうことですので、自治体が判断されればどしどし挑戦をしていただけたい、そういうふうに理解していいですか。

○久保政府参考人 今までできなかつたものが許可制になつたということをございます。

○河村(た)委員 ということは、言いにくいだらうけれども、ぜひ挑戦していただきたい、そういうふうに。当然ですが、制度が変わつたんだから

できないものができるようになったんだから。

○河村(た)委員 ということごぞいります。

それでは、先ほどの話ですけれども、鳩山大臣がお見えなので、ちょっとと聞こうかね。

最近、いろいろな議論があつて、議論という

か、国債とか地方債を借金だと言つて、すぐ財政難だと言う。それで、借金漬けで大変だと言つん

で、けれども、今はひょつとし

て、民間の貯蓄が銀行、金融機関に入るんです

ね、その金融機関が投資ができる、いわゆる民

間貯蓄過剰と経済学でいいますけれども、実際は

すが、そう思ひませんか。

市場にない金を政府が分捕つたと。ではなく

て、銀行は、実は銀行自体、庶民には金がない、

これで大不況です、だけれども銀行は今すごい金

余り。だから、国側に、借りてくれ、借りてくれ

れ、使つてくれと。だから、鳩山さんのおられる

政府の中には、金はじゃぶじぶにあるんじやないですか。

だから、私ようテレビなんか見ておつて思うん

い多いんですよ。それから、中部電力社債、トヨタの社債もありますよ。それは、社債を持つてお

る人は、これは財産でしょう。これが国債になる

とか、どうも。経済学の一番基本を踏まえていな

いんじゃないですか。どう思ひますか、大臣。

○鳩山国務大臣 昔は、資金運用部資金とい

か、郵貯のお金がいろいろなところに出回つてい

ましたよね。地方がそれを借りるということもあつたと思うし、財投にも使っておつたわけです

けれども、現在は、確かに、地方債、民間の金融

機関が引き受けているというケースはかなりある

と思つております。ですから、見方によれば、地

方が借金をしているわけではありますけれども、民間の金融機関が投資しているというのは変かも

しれませんけれども、そういうように見ることもできないわけではない。

ただ、それはそうですが、そういう形でお金がめぐつてくる、つまり、地方の借金が実は民間金

融機関からというのはふえてきているようであり

ますが、地方自治体としてみれば、それは地方債

を発行しなくて済む方がいいわけございまし

て、現在百九十七兆円も残つておるんじやないで

すが、そこを政府がとつてから上がるんですよ。

○河村(た)委員 これはそもそも違つておるん

で、民間でお金を回すのが一番いい。しよう

が悪いけれども、貯蓄・投資バランスとい

うのをやりますけれども、要するに貯蓄は投資と

いつたら、庶民の金が国へ行きますので、要する

政府が引き受けける、これは経済学の初步の初步なんだ、実は。だけれども、一番いいわけではありません。一番いいのは民間で使うことです、お金を

査とというのをちゃんと出すじゃないですか。だから、実際は日本の中のお金が今どうなつてゐるんだ。

だから、それを言わずに、何か国債は、余り名前を今は余る。

だから、私ようテレビなんか見ておつて思うん

だけれども、借金の話をして、増税、増税と言

う。まず、病気だつたら、今は心電図とか血液検

査とというのをちゃんと出すじゃないですか。だから、実際は日本の中のお金が今どうなつてゐるん

だと。それを言わずに、何か国債は、余り名前を出しちゃいかぬけれども、東京電力社債はどうえら

い多いんですよ。それから、中部電力社債、トヨタの社債もありますよ。それは、社債を持つてお

る人は、これは財産でしょう。これが国債になる

とか、なぜ突然借金になるんですか。国からいえば

借金かもわからぬけれども、トヨタの社債だつ

て、トヨタの経営者からすれば借金ですね。しか

し、そういう言い方はほとんどしない。こんなこ

とを言つておつてもしようがないんですけど

も。

それと、本当に金がないなら、なぜ金利は低い

んですね。これも質問通告しておらぬのでいかぬ

けれども。金がないなら金利は上がるはずです。

これはわかるでしよう。日本の国債の金利はとにかく下がりっぱなしで、今一・二ぐらいしかないです。

これはわかるでしよう。日本の国債の金利は上がります。アメリカは、やはり発行したら金利は上がつてきただじやないですか。だから、金のないところを政府がとつてから上がるんですよ。

○河村(た)委員 ということございまして、これはきょうのあ

れとはなんですか? 日本が借金漬けだとい

うことだから、増税やむなしという議論はもうや

めでてくる、つまり、地方の借金が実は民間金

融機関からというのはふえてきているようであ

りませんけれども、日本が借金漬けだとい

うことだから、増税やむなしという議論はもうや

めでてくる、つまり、地方の借金が実は民間金

融機関からというのはふえてきているようであ

りませんけれども、日本が借金漬けだとい

うことだから、増税やむなしという議論はもうや

めでてくる、つまり、地方の借金が実は民間金

融機関からというのはふえてきているようであ

りませんけれども、日本が借金漬けだとい

うことだから、増税やむなしという議論はもうや

めでてくる、つまり、地方の借金が実は民間金

融機関からというのはふえてきているようであ

りませんけれども、日本が借金漬けだとい

<p>に税金を払う庶民は苦労して、税金で食つておる方は極楽ということになるし、地方の金も国に入れるから、地方は苦しんで東京だけ潤うという欠陥はあります。しかし、まあ、そういうことでござります。</p> <p>総務省におかれましても、ぜひ地方税を減税するという新しい流れが出てきて、これは公債に依存するわけじゃありません、減税すると行政改革は起きるんです。反対に言いますけれども、減税しないで行政改革なんかできるはずがあります。放湯息子に金を出すときに、おまえ、自立せよ、自立せよと言つて、同じ金をおばあちゃんが渡しておつたら絶対自立しませんよ。お金を減らすと、あなた、自分で自立しなさいと、それならこれは初めてそうなる。</p>
<p>だから、そこのいわゆる基本的なところ、商売人だけ苦労せぬようにさせてください。いいですか、政府もすべからく価格競争をやってください。よりよい公共サービスをより安く提供する、この原則に立ち戻った自治行政をぜひお願いしたい。</p> <p>最後にちょっと総務省に一発、答弁してください。</p> <p>○久保政府参考人 地方債は、原則として許可制度から自由にするようにして協議制度に移行をしました。その過程の中で、先生御指摘の、標準税率未満で課税をするという団体につきましては、平成十八年度までは起債できないということにしていましたのを許可制度に切りかえたということでござります。</p> <p>○河村(た)委員 では、その後は自由にする方向に、何年かかるかわかりませんけれども、それは視野に入れておるということいいですか、起債は。</p> <p>○久保政府参考人 原則自由にという勧告を受け、長い間準備をして今の協議制度をつくった。それはもう先生御案内のことろでござります。</p> <p>繰り返して、それをどうしてそうしたのかといふことでござりますけれども、財政融資資金等の</p>
<p>○河村(た)委員 では、減税の方はそのぐらいにします。</p>
<p>○河村(た)委員 では、なつかなが総務省も、住基ネットというようなろくでもないのをやるとここでございますけれども、ええこともやつておるんです。それは、平成十六年ですけれども、地方自治法二百二条を改正しまして、これは地域自治体という制度をつくったんですね。</p> <p>これはどういうことかといいますと、私も地元では二百年ぐらい続くお祭りの会長もやらせていただいておりますけれども、本当に、本当の根っここのところ、地域のことは自分で決めるというお題目はありますけれども、本当に住民の人たちがみんな夜でも集まつて、地域の都市計画も含めて、本当は介護とか医療とかそういう身近なこと、それから子育て、文化、スポーツ、何でもいいじやないですか。何でそういうのを上から押しつけられなあかんのですか。そこに予算を割つて、自分たちで決める仕組みを事実つくつてあるんですね。わしはびっくりしましたよ、こんなええことを総務省がやることあるのかしらと思つて。びっくりしました。</p> <p>○佐村政府参考人 この地域自治体ですけれども、そこには、条文によりますと「地域協議会を置く。」と書いてあります。あつて、そのメンバーについて、これは首長が選任すると書いてあります。そこには選挙によるかどうかかというのは余りはつきり書いてありません。それは公職選挙法の適用でもないようでござりますけれども、公選制によって選ばれた人を首長が選任するということですけれども、地域協議会の構成員の選任について条例で定めるということはもちろん可能です。</p> <p>○佐村政府参考人 失礼いたしました。</p>
<p>○佐村政府参考人 今先生がおつしやつた、公選法の適用がないということをございますけれども、例え公職選挙法に準ずるような規定を設けるとか、そういうことをお考えかと思うのですが、ここには選挙によるところがございますけれども、選挙の手続によつて、公職選挙法の適用はないけれども、選挙の手續によつて、公職選挙法の適用は可能である。そのとおり、そうですが、市町村長の選任権を拘束するような方法をとるということはできないものと考えております。</p> <p>○河村(た)委員 何かわけのわからぬことを言つておられますよ、何遍も。これはちゃんと答えます。</p> <p>○河村(た)委員 何かわけのわからぬことを言つておられますけれども、要は、それはええということです。だけれども、最後は首長が選任するといふ。そこから首長が選任する。そういうことです。だけれども、最後は首長が選任するといふことですわな。そういうことでしよう。ここははつきりしてもらわぬと困るんですよ。そういうことをやつたところがあるから。ちゃんと答えてください。</p> <p>○佐村政府参考人 もう一つ言いますと、いわゆる公募の一形態として、公職選挙法の適用はないけれども、選挙の手續によつて、公職選挙法の適用は可能である。これはきちっと言つてますよ、あなたのところの人は。</p> <p>○佐村政府参考人 失礼いたしました。</p> <p>○佐村政府参考人 公募でやることについては何も問題はございません。</p> <p>○河村(た)委員 いや、公募の一形態として、公職選挙法の適用はないけれども、選挙の手續によつて、公職選挙法の適用は可能である。そのとおり、そうですが、市町村長の選任権を拘束するような方法をとるということはできないものと考えております。</p> <p>○佐村政府参考人 公募をされた者の中から選び出しますときには投票という方法はございますけれども、今、先生がおつしやられたようなこと、ちよつと私の方には例を持ち合わせておりません</p>

けれども。

○河村(た)委員 ちょっとと時間が。これは打ち合わせしたんですよ。うちに来た人おるでしょ、それはいいと言つていますよ。名前言つてもいいけれども、萩原さん、いいと言つていますよ。それはいいんです。やつたところがあるんですよ、もう。

これは困るので、ちょっととめてもらわないとね。

○佐村政府参考人 一番最初申し上げたのでござりますけれども、ちょっととお聞き取りにくくて失礼いたしました。

市長が委員を選任しようとするときは、委員の資格者のうちから委員に選任されようとする者を公募して、公募に応じた者について投票を行い、当該投票の結果を尊重して委員を選任しなければならない、そういう例がございます。この例を御説明申し上げたかと思つております。

○河村(た)委員 いやいや、そこはもう一回あれかな、普通のと言つちゃなんですけれども、この間言つたのは、条例で公職選挙法に準じた条例をつくつて、これは答弁書いただいています、それは可能になつていますね。公職選挙法の適用はないうから、公職選挙法に準じたというか、そういうような条例をつくつて、そこに罰則をつくるということは可能ですね。

○佐村政府参考人 地域協議会の構成員の選任については、おつしやるとおり、条例で定めることは可能でござりますけれども、ただ、市町村長の選任権を拘束するような、そういうようななつくり方、方法はできないのではないかと思っております。

罰則の意味が、どういうふうな罰則になるか、私どもの方もちよつと今よくわからないんですけども。

○河村(た)委員 いやいや、その選ばれた…… ちよつと、だめだ、これは。

○赤松委員長 では、速記をとめて。 〔速記中止〕

○赤松委員長 では、速記を起こして。

佐村大臣官房審議官。

○佐村政府参考人 失礼いたしました。

公募もできますし、また、拘束しなければ投票の方法も大丈夫でござります。失礼いたしました。

○河村(た)委員 お願ひします。早う言つてちょ

うだいや。ということをございますので。

それからもう一つ、これは条文にありますけれ

ども、いわゆる地域協議会の方を無報酬とするこ

ともできますね。任期は何年かも答えておいて。

四年。

○佐村政府参考人 失礼いたしました。

先生よく御存じのとおり、無報酬とすることは可能でござりますし、任期は四年でございます。

○河村(た)委員 ということで、これを中学校單位ぐらいでずっとまあねく、名古屋でなくともい

いんですけども、やりかけたところもないわけ

じやないです。政令都市なんかでこういうことを全面的にやろうというのは、これは日本で初にな

りますか。

○佐村政府参考人 先ほどちょっと緊張して答え

が不正確でございまして、委員の任期につきまし

ては、御承知のとおり、四年以内で条例で定める

期間ということございまして、失礼いたしまし

た。(河村(た)委員「日本で初ですか、大きく政令

都市で全面的にやるのは」と呼ぶ)

○赤松委員長 ちゃんと手を挙げて言つてください。

大臣官房審議官。

○佐村政府参考人 そうですね、大変画期的な試みかと存じます。

○河村(た)委員 何て言つた。(発言する者あり)

画期的ですか。

○赤松委員長 佐村審議官、要するに聞こえなかつた。だから、同じことを大きい声で。

○佐村政府参考人 ちょっとと質問がよく聞こえなかつたので、失礼いたしました。

政令市初などござります。

○河村(た)委員 ということでおざいます。

私としては、こうやつて地域で、自分たちで、こつちはボランティアの議員の方が出てきて、予算も持つて、まちづくりやらいいろいろな地域のことを本当に自分たちで決めていく。どうも

うのが。それが日本の民主主義の一一番根っこをつ

くつてくれるといいな、そんなふうに思つ

ています。

それでは、次は、問題の郵便局の話に行きま

しょう。大臣、よく聞いておつてよ。

まず文化庁からいきましょうか。大臣がまず文

化庁から答弁させてくれと言いましたので、文化

府から答弁させておいて。

それでは、次は、問題の郵便局の話に行きま

しょう。大臣、よく聞いておつてよ。

まず文化庁からいきましょうか。大臣がまず文

化庁から答弁させてくれと言いましたので、文化

府から答弁させておいて。

東京の丸の内にあります中央郵便局の建物、あ

れは、前にも聞きましたけれども、重要文化財と

なるのではないかというふうに思つておるんです

けれども、その価値はどうでしょうか。

○高塙政府参考人 一昨年十二月の決算行政監視

委員会でも先生から御質問がございましたが、私

どもいたしましては、東京中央郵便局舎は、戦

前の近代建築のすぐれた作品の一つであり、重要

文化財の指定を検討するに足りる価値を有してい

ると認識をしておるところでござります。

○河村(た)委員 本当によく聞いておつてよ、大

臣。いいですか。重要文化財ですよ、言っておき

ますけれども。国の重文の価値を有する建物であ

ると。

では、文化庁は、これを保存するように今まで努力されたことはありますか。

○高塙政府参考人 文化庁といつしましては、これまで総務省並びに日本郵政株式会社との間におきまして、この局舎の保存を図りながら再整備を図る方法の提案を行つたり、また、日本郵政株式会社が設置いたしました歴史検討委員会の委員長へ申し入れを行うなど、文化財としての局舎の保存が可能となるような働きかけを行つてきたとこ

ろでござります。

○河村(た)委員 大臣、今聞いたですか。文化庁は、保存してほしいということで行動も起こされ

ておるということでおざいます。

これは、このとおりにいきますと文化財となるんでしょうか。どうなんでしょうか、文化庁。

○高塙政府参考人 平成二十年六月二十五日に発表されました日本郵政株式会社の再整備計画によれば、建物の一部が保存されるとともに、旧局舎の外観の再現を行つて継承するという計画を承っております。

それで、次は、問題の郵便局の話に行きま

す。それで、次は、問題の郵便局の話に行きま

郵政、ちょっと答えて。とんでもないよ、本当に。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

東京中央郵便局につきましては、先生の御指摘や、また建築団体等からの保存要望があつたことを重く受けとめておりまして、平成十九年七月に東京中央郵便局歴史検討委員会を設置いたしました。その歴史的な価値等についての議論の結果、保存に関する提言をいただいたところでございます。

私もといたしましては、この検討委員会の提言や技術的な検討を踏まえまして、具体的には、東京駅前広場側の景観を継承する観点から、構造を含めた二スパン部分を保存するとともに、他の部分についても外壁を忠実に再現し、歴史的な景観の保存に努めることとしております。また、高層棟をスリム化し、セットバックするなどして、低層棟により東京駅前広場側の高さのそろった軒ラインを構成しまして、景観と調和を図るようにして、再開発の計画を進めることとしたところでございます。

また、都市計画手続の過程におきまして、千代田区の景観まちづくり審議会、東京都の条例に基づく環境アセスメントの説明会や、東京都が行われました都民の意見を聞く会の開催、東京都の都市計画審議会等での議論を行うなど、幅広い議論を踏まえまして計画を進めてきたところでございます。

このように歴史的な建築物としての保存、景観等への配慮をできる限り行つておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○河村(た)委員 今文化庁がはつきり言いましたけれども、あなたのところの保存は、重文には当然ならないし、その前段階というか、下と言つちやなんですけれども、別個のカタゴリーでそれども、登録文化財にもならないとはつきり答えているんですよ。あなたは文化財を壊すと言つてゐるんだ、はつきり。これはあなたの財産ですか。あなたの金でつくった建物ですか。これほど

うなつてゐるんですか。まあ、あなたに責任はないけれども。上がるくでもないから、こういうことをやるんだけれども。

それから、国土交通省が來ていますので、ここはいわゆる特定街区制度といって、東京駅もそうですが、経済的な問題もありますので別個に売れるようになつておるんです。なぜそういう制度をつくつたかというと、こういう歴史的景観を残すためにわざわざつくつたんです。あそこもそ

うなんです。だから、郵政に何の損害もないんですよ、実は。あのまま五階にして、上は全部売れ残すためにはづくつたんです。あそこもそばいいんです。これは買いたい人ばかりでしょ、あそこだから。

これは、国交省、ちょっと答弁してくれますか、そういう制度を。

○石井政府参考人 先生の御指摘の特定街区ではなくて、特例容積率適用地区という制度でございまます。が、公共施設が十分にあり、広い道路等があつて、敷地間の容積の移転を使うことで未利用の容積の活用を推進して土地の利用度を上げられるというところに指定をするものでございます。

御指摘の大手町、丸の内、有楽町地区につきましては、東京都の方でこの制度の趣旨を踏まえまして、歴史的建造物の保全、復元、文化的環境の維持向上などを図るとともに、地区全体としての土地の高度利用を促進し、質の高い業務機能への更新、商業や文化機能の集積などを図ることにより、都市再生を推進することを目的として、平成十四年に指定をしていただいております。

以上でございます。

○河村(た)委員 大臣、今聞いておつたでしょ

う。歴史的建造物を保存するためにわざわざ東京都がこういう制度をつくつたんです。それを無視してぶつ壊すとは何事だと。先ほどいろいろ言つてゐるように、これは私有財産じゃないですよ。一応答弁してください。

○河村(た)委員 今文化庁がはつきり言いましたけれども、あなたのところの保存は、重文には当然ならないし、その前段階というか、下と言つちやなんですけれども、別個のカタゴリーでそれども、登録文化財にもならないとはつきり答えているんですよ。あなたは文化財を壊すと言つてゐるんだ、はつきり。これはあなたの財産ですか。あなたの金でつくった建物ですか。これほど

けれども、切手好きの松木謙公さんてみえるけれども、あの方も非常に熱心で、残そうということは本当に勇気を出さないかね。こんなのは超暴挙ですよ、言っておきますけれども。

それと、先ほど言いましたように、かんぱとこれが国会にお伺いをしてほしい。国民の共通の財産であり、先ほど文化庁が言つておるよう、これは皆さんのが守る責務があるんです。

だから、鳩山さん、一遍国会で議論するよう持つていくという答弁をしてくださいよ。動きがあることは承知しておりますが、ただ、この問題の決着を、国会に説明して、国会に求めらるというたぐいのものではないだろうと思います。

私が申し上げているのは、しつこいようです。が、同じことでございまして、かつて文部大臣をやつた人間として、文部大臣が指定する、つまり、国指定の重文とか史跡、名勝、天然記念物、国宝等は非常に重いということを申し上げているわけです。

例えば千代田区の景観まちづくり審議会が了承したとか、東京都の都市計画審議会が了承したところと文化庁が認めるならば、その上に行くんですよ。それは、千代田区がどうの、東京都がどうのという話じゃないんですよ。まさに国民が最も大切にすべき国指定の重要な文化財になり得るかどうか、なる価値が十分あるものが、今度の工事によつて価値がなくなつてしまつたら、それは国家的損失になるわけです。

ですから、これは、私が協議すべきはむしろ塩谷文科大臣なのかなという思いがいたしました。

○河村(た)委員 文科大臣とは協議をされるといふことですね。一応答弁してください。

○米澤参考人 よく御当局と御相談申し上げます。

○河村(た)委員 それは一体何ですか、御理解を

賜る言うて。大臣が二人で協議すると言うのに、着々と壊すわけですか。少なくとも大臣が言つてゐるんだから、ちょっと取り壊しは停止すると。

○河村(た)委員 それだけですか、そんなこと。

○米澤参考人 よく御当局と御相談申し上げます。

○河村(た)委員 そういうことでござりますの

に。それだから環境の鳩山さんですよ。こういうことは本当に勇気を出さないかね。こんなのは超暴挙ですよ、言っておきますけれども。

それと、先ほど言いましたように、かんばと同じような、非常に疑惑がある、入札の疑惑が。ですから、同じ流れ……(発言する者あり)同じことですよ、それは。出てきたらどうしますか。(発言する者あり)何を言つておる。だから、調査してください、とにかくこれ

は、疑惑にとどめておきますから、私も。疑惑にとどめます。そういうお話をあるんだけれども、調査していただきたいということでございます。国交省、もう一回最後に。

今こういうことを受けて、取り壊しになる場合は国交省がゴーサインを出す必要があるんですよ。だから、国交省、少なくともこれはとめてもらえますか。

○石井政府参考人 今御指摘の件は、建物の取り壊しでござりますか。(河村(た)委員「はい」と呼ぶ)

○河村(た)委員 建物の取り壊しについて、私どもの方に都市計画上等でこれをとめるという法的な権限はございません。

○河村(た)委員 ないかね。

今鳩山大臣が文部大臣と協議すると言つてくれましたので、取り壊しについては直ちにストップすると言つてください。

○米澤参考人 よく御当局に御説明を申し上げて、御理解を賜れるよう努力をしたいというふうに考えております。

○河村(た)委員 それは一体何ですか、御理解を

賜る言うて。大臣が二人で協議すると言うのに、着々と壊すわけですか。少なくとも大臣が言つてゐるんだから、ちょっと取り壊しは停止すると。

○河村(た)委員 それだけですか、そんなこと。

○米澤参考人 よく御当局と御相談申し上げます。

○河村(た)委員 そういうことでござりますの

で、皆さん、ぜひ注目していただきたい、鳩山さん

も文部大臣もやられて、本当にこれは日本の悲劇

ですよ、重要文化財になるようなものを目の前で

取り壊して。

それが当たり前だという国は、私は

日本はそんなひどい国だとは思っていません、本

当に。

ですから、大臣、ぜひ先ほどの答弁で結構

ですでの、これはみんなで守りましょう、日本の

玄関ですから。お願いします。

終わります。

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本国共産党の塩川鉄也でございます。

きょうは、まず、国民共産の財産である郵政事業について、この間問題となつておりますバルク売却の問題について改めてお尋ねをしたいと思っております。

昨日の委員会で、私は、郵政公社時代の三回のバルクの落札者代表がすべてリクルートコスモス、現コスモスイニシアであり、できレースと見られて仕方がないと指摘をいたしました。大臣や、また松野委員の質問、私からの要求もあり、その一部が理事会、委員会に提出されました。

提出された日本郵政、旧郵政公社の資料の中で、公社不動産処分検討委員会資料というのがござります。その中の、平成十八年三月二十日付の公社不動産処分検討委員会議事録というのがござります。議題は、十七年度公社不動産の売却結果について、また十八年度公社不動産の売却についてなどありました。

そこで、日本郵政にお尋ねしますが、十七年度公社不動産の売却結果について、この議事録で委員長は何と発言をしておられますか。

○藤本参考人 お答えいたします。三月二十日の

委員長の発言でございますね。

三月二十日の公社不動産処分検討委員会議事録

がございます。

そこで、高橋委員長の発言に、

当時の委員長に確認しているわけではございません。

「昨年のバルクでは、リクルートは転売して相当儲けたと聞いている。グルーピングの方法やもつと高く売れる方法を考える必要がある。」との発言がございます。

○塩川委員 委員長の発言として、「昨年のバルクでは、リクルートは転売して相当儲けたと聞いている。」と記録をされております。

これは、私が、リクルートコスモスにおいて三年間連続落札をしているという経緯も含めて疑念がわくということを申し上げておりましたが、当時、この公社内の公社不動産処分検討委員会においても、委員長自身が、バルクでリクルートは転売して相当もうけたと聞いているという発言をしている。極めて重大な発言であります。

ここには、ごらんになつていると思うんですけども、十七年度バルク売却したD・E物件、

A、B、C、D、EのDとEの物件のことです

ね、そのD・E物件の件数と、売却先がほかへ転

売をしたという件数が書かれております。それ

は、それぞれ何件ですか。

○藤本参考人 お答えいたします。

このページ、「6 バルク売却D・E物件のそ

の後」という記述がございます。AからD、Eま

で物件があるわけございますが、D、Eと申し

ますのは比較的市場性の低い物件のことです

ます。

その記述を見ますと、十七年度バルク売却し

たD・E物件といたしましては、評価のDという

ものが四十八件ございます。そのうち、売却先が

他へ転売したものが三十八件ございます。それか

ら、E物件が十六件ございまして、そのうち、失礼いたしました、先ほどのDの四十八件のう

ち、売却先が他へ転売した物件は、ちょっと計算

いたしますので……(塩川委員)合計でいいんですか。(塩川委員)「はい、結構です」と呼ぶ合計

六十四件中、売却先が他へ転売した案件が、三足

す五十七の六十でございます。

○塩川委員 この郵政公社の資料で見ても、D、

Eの物件ということで、売却先がほかへ転売した

か。

○藤本参考人 時間の関係がございまして、直接

当時の委員長に確認しているわけではございません。

○塩川委員 この議事録でありますけれども、昨

年のバルクということで、このいただいた資料、

今言った議事録ですね、この議事録の入っている

一連のA3とA4の資料の一一番後ろに、参考資料

として、六番、「バルク売却D・E物件その後」

というのがあります。

ここには、ごらんになつていると思うんですけども

ね、そのD・E物件の件数と、売却先がほかへ転

売をしたという件数が書かれております。それ

は、それぞれ何件ですか。

○藤本参考人 お答えいたします。

このページ、「6 バルク売却D・E物件のそ

の後」という記述がございます。AからD、Eま

で物件があるわけございますが、D、Eと申し

ますのは比較的市場性の低い物件のことです

ます。

その記述を見ますと、十七年度バルク売却し

たD・E物件といたしましては、評価のDとい

うのが四十八件ございます。そのうち、売却先が

他へ転売したものが三十八件ございます。それか

ら、E物件が十六件ございまして、そのうち、失礼いたしました、先ほどのDの四十八件のうち、売却先が他へ転売した物件は、ちょっと計算いたしますので……(塩川委員)合計でいいんですか。(塩川委員)「はい、結構です」と呼ぶ合計

六十四件中、売却先が他へ転売した案件が、三足

す五十七の六十でございます。

○塩川委員 この郵政公社の資料で見ても、D、

Eの物件ということで、売却先がほかへ転売した

というものが六十四のうち六十に及ぶわけですよ。

すぐ転売をしているわけですね。

○藤本参考人 お答えいたします。

実関係そのものは確認をしておられないんです

か。

○藤本参考人 時間の関係がございまして、直接

当時の委員長に確認しているわけではございません。

○塩川委員 この議事録でありますけれども、昨

年のバルクということで、このいただいた資料、

今言った議事録ですね、この議事録の入っている

一連のA3とA4の資料の一一番後ろに、参考資料

として、六番、「バルク売却D・E物件その後」

というのがあります。

したがいまして、このD、Eにつきましては、

現在の認識でございますが、リクルートコスモス

のものではないと思いますが、なお調査させてい

ただきます。

○塩川委員 一昨日に確認しましたように、参入

をしているグループの事業者の中には、SPCも

ございましたし、リーテックもありました。それ

は、いずれもリクルートコスモスの関連企業だつた

のではないかということは、日本郵政自身もお認

めになりました。

○塩川委員 ですから、リクルートと言ふ場合には、リク

ルートコスモスに限らず、リクルート関連企業全

体を明らかにしてこそ、この指摘に即した事実関

係が解明できるのではありませんか。ですから、

関連企業も含めて全体を明らかにしていただきた

い。その点をもう一度確認させてください。

○藤本参考人 お話をございました出資の関連企

業が解明できるのではありませんか。ですから、

関連企業も含めて全体を明らかにしていただきた

い。その点をもう一度確認させてください。

○塩川委員 だから、SPCも含めまして、調査をさせていただきました。

したがいまして、このD、Eにつきましては、

現在の認識でございますが、リクルートコスモス

のものではないと思いますが、なお調査させてい

ただきます。

○塩川委員 まさに国民の共有財産がバルクとい

う形で切り売りされたのではないのかということ

を、郵政公社自身が知りながら容認したんじゃな

いのかと率直に疑念を持つわけですが、どのよう

に受けとめておられますか。

○藤本参考人 私どもの認識を申し上げますと、

リクルートコスモスで移転登記を受けておられま

すのはこの国分寺のものでございますし、あと、

G7-1というSPCがございました、これが赤

坂の社宅用地の移転登記を受けられておつたわけ

でございます。

そういうものも含めましてさらに転売があるかどうか確認いたしておりますが、今わかつたところで申し上げますと、G7-1からその他へ移転登記はございませんで、吸収合併されまして、所有権が移転しているというのはございません。ただ、それから先への転売というのではないというふうに認識をしてございます。

ただ、それも部分的な話でございますので、全部調査をいたしたいと思っております。

○塙川委員 鳩山大臣に伺います。

今、旧郵政公社の内部の検討委員会の資料におきましても、その委員長の発言として、「昨年のバルクでは、リクルートは転売して相当儲けたと聞いている。」と述べている。また、D、Eの物件ということで見ましても、六十四の物件のうち六十件が短期間で転売をされている。建て売り業者に行つたり投資ファンドに行つたりしているわけですね。

ですから、転売をして相当もうけたと言われるような実態があつた。当時もそういうことが議論になつていて、それにもかかわらず、解明も事実関係の確認もされていない。こういうことでいいのか、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○鳩山国務大臣 私は、かんばの宿の件について疑念を強く持つたものでありますから、それなりに調査をいたしておりますし、皆様方がいろいろ調査された結果も興味深く承っております。

しかし、そういう日本郵政の体質を考えれば、民営化以前にも公社時代にさまざまな売却があつた、本当にこれがすべて国民の財産をきちんと、一円でも高く売るようなものであつたならよかつたと思いますが、かんばの宿から類推をしますと、また疑惑を招くような、あるいはできレースと思われるような、あるいは特定のところに利益、利得をもたらすというようなことが前提となつてバルク売却が行われたとすれば、それは国民党は許さないことでありましようし、私にとっても大変残念なことであります、先ほどからの、あるいはこの間からのさまざま質疑応答を聞いていますか。

ております。リーテックに売った、私も書類を見ておつたら、いやリーテックは書き間違いですなんという、何を隠しているんだろかという疑惑を感じますよ。

そういう意味で、私はかんばの宿問題を取り上げてきたわけでございますが、それ以前の問題も解明しないと国民には納得してもらえないなど非常に重苦しい気持ちになっているのは事実でございます。

○塙川委員 国民は納得できないわけであります。リクルートコストのねれ手での転売疑惑についての解明が必要であります。

関連して、私は一昨日の質問で、平成十八年度の入札経緯が不透明であることを指摘いたしました。そこで、お尋ねします。

十八年度、十九年二月の入札の参加者は二社であり、落札者はコスモスイニシアであります。

日本郵政が明らかにしました資料を拝見しました。確認ですけれども、この十八年度、十九年二月の入札の際にコスモスイニシアと争つた相手方はモスイニシアでありますから、それにはどこですか。

○藤本参考人 お答えいたします。

平成十八年度バルク売却の入札参加者は、コスモスイニシアほか六社の一グループ、その他は有限会社駿河ホールディングスほか一社でございます。

○塙川委員 有限会社駿河ホールディングスはどこですか。

○藤本参考人 お答えいたします。

モスイニシアほか六社の一グループ、その他は有限会社駿河ホールディングスほか一社でございます。

○塙川委員 平成十六年の十月七日にできた会社が十八年度のバルクに参加をしている。登記簿を見ますと、この会社が解散をしているのが平成二十年の五月であります。ですから、十九年の二月に入札に参加したと思ったら、もうその一年後には解散をするような会社だった。

○塙川委員 平成十六年の十月七日にできた会社が十八年度のバルクに参加をしている。登記簿を見ますと、この会社が解散をしているのが平成二十年の五月であります。ですから、十九年の二月に入札に参加したと思ったら、もうその一年後には解散をするような会社だった。

○塙川委員 その十八年度の二社の入札におきまして、非常に経緯が不透明ではないかということを一昨日も申し上げました。今のように、相手方についての実態というのがこのような取引にふさわしいのかと、いうことを率直に疑わざるを得ません。こういう実態についてしっかりと調査を求める。

○塙川委員 大臣の率直なこの入札の経緯についての受け止めをお聞きしたいとの、しっかりと調査を改めて求めたいと思います。以上二点、お願ひいたします。

○鳩山国務大臣 かんばの宿だけでなく、公社時代の何度も何度も行われたバルク売却、あるいはバルク以外もあるかもしれません、そういう実態についてしっかりと調べなければならなくなつたというのは大変残念なことでございますが、私なりにできることがどこまであるか、総務省の権限でどこまでできるか、それを調べながら、できる限りの調査をしたい、こう思つております。

○塙川委員 この有限会社駿河ホールディングスなどのもどういうたぐいの会社なのか、私にはよくわからないことが多過ぎます。

○塙川委員 その関係についての資料を出していただけますか。

○藤本参考人 有限会社駿河ホールディングスが代表者でございまして、その共同購入者は合同会社CKRF4でございます。

○塙川委員 この有限会社駿河ホールディングスというのは、宅建業の届け出をしているのはしているんでしようか。

○藤本参考人 直ちにはわかりませんので、調べますか。

○塙川委員 東京都に確認したところ、宅建業の届け出はないということでありました。ペーパーカンパニーではないのかとという疑いを強く持つわけであります。

○塙川委員 この会社の設立がいつで、この会社は解散をしているようなんですか? その解散の時期はいつか、おわかりですか。

○藤本参考人 今、手元にございますのは、入札参加時点の証明書でございます。それを見ますと、会社成立の年月日は平成十六年十月七日となつております。

○塙川委員 平成十六年の十月七日にできた会社が十八年度のバルクに参加をしている。登記簿を見ますと、この会社が解散をしているのが平成二十年の五月であります。ですから、十九年の二月に入札に参加したと思ったら、もうその一年後には解散をするような会社だった。

○塙川委員 その十八年度の二社の入札におきまして、非常に経緯が不透明ではないかということを一昨日も申し上げました。今のように、相手方についての実態というのがこのような取引にふさわしいのかと、いうことを率直に疑わざるを得ません。こういう実態についてしっかりと調査を求める。

○塙川委員 大臣の率直なこの入札の経緯についての受け止めをお聞きしたいとの、しっかりと調査を改めて求めたいと思います。以上二点、お願ひいたします。

○鳩山国務大臣 かんばの宿だけではなくて、公社時代の何度も何度も行われたバルク売却、あるいはバルク以外もあるかもしれません、そういう実態についてしっかりと調べなければならなくなつたというのは大変残念なことでございますが、私なりにできることがどこまであるか、総務省の権限でどこまでできるか、それを調べながら、できる限りの調査をしたい、こう思つております。

○塙川委員 この有限会社駿河ホールディングスなどのもどういうたぐいの会社なのか、私にはよくわからないことが多過ぎます。

○藤本参考人 最初、かんばの宿のときに、二十七社が名乗り

を上げたときには、最初に何社かはじかれたりしている。はじかれた会社の中には、四百億とか五百億を提示したけれどもはじかれたと言っている会社もあるわけですね。それは何らかの要素をもつてはじいたんだと思うけれども、こっちの十八年一度のバルク売却では、もう全くわけのわからない会社でも何でもいいといつて認めている。

とすれば、その二十七社が名乗り出たときに何社かをはじいたやり方と、全く実態があるかどうかわからないようなものまで認めちやう。それには、レッドスロープというのも、何という会社だからわからないと週刊誌には書いてあつた。リーテックだつて、C A M 6 とか 7 とか、G 7 — 1 とか 2 とか、何か私まで名前を覚えちやつたけれども、何だか、にわかづくりでつくったのか、そのためだけにつくつたか、そういうようなものを平気で認めておいて、片やかんばの宿のときにはじいたりしている。その矛盾があるなどいうのが感想です。

○塩川委員 三回のバルク落札がいずれもリクルートコストモスで、一回目、二回目の入札の際に争つた業者に長谷工コーポレーションなどがあつたわけですが、三回目には相手方にはならず、

リクルートコストモスを代表とするグループの中に長谷工コーポレーションが入つて、その中で枚方

レクセンターという優良な物件を受け取れる。そういう点では、全体ができレースなんじゃないのかということを率直に言わざるを得ません。

こういった入札、十八年度の入札の経緯も含めて徹底解明をして、国民共有財産を勝手に切り売りするようなことは許さないということを、大いにこの委員会としても決意を新たにしていく、そういう質問どしたいと思っております。

そこで、地方交付税の財源不足問題に入ります。

地方財政の財源不足が十四年連続して生じています。このことは、地財三法の本会議質問での鳩山大臣の答弁の中にもございました。重大な事態であります。

で、どう対応するのかということが問わされてまいります。

そもそも、財源不足に対応する措置としての交付税率の変更というのが、厳密に言えば一度もなかったんだというのは大変驚きなんですけれども、大臣はそういうことは御存じだんでしょうか。

○鳩山国務大臣 総務大臣になるまでは、それはどういう勉強をしておりませんでしたから、それは比較的最近の知識でございますが、この法第六条の三第二項というものを素直に読めば、法定率の引き上げを考え始めなければならない、検討しなければならない時期に来ているというふうに読むのが素直なのではないかなと思います。

ただ、御承知のように、国の財政の方も火の車でござりますから、そう簡単なことではありませんけれども、中期プログラム等を検討するのであれば、こうした問題について当然検討しなければならないはずだと思います。

○塙川委員 交付税法の六条の三第二項で、財源不足が生じた場合の措置として交付税率の変更を行つ、こうい規定が法律で行われたのは、さかのほるといつのことなんでしょう。戦後すぐのころ、およその時期がわかれれば教えていただきたいんですが。

○久保政府参考人 御案内のように、今の地方交付税法は、もともとはシャウブ勧告に基づいて平衝交付金法という形で発足をして、昭和二十九年に法定率ができる、一定のものを交付税の原資にするといった形で、安定的な制度に切りかえた。昭和二十九年度に今の地方交付税制度がスタートをしております。

○塙川委員 制度としては五十年以上前にあるんですけれども、一度も使われたことがないと。抜かずの宝刀といいますか、抜かずにはびてゐるのかもしれませんけれども。こういう状況があつた上で、大臣も、素直に読めば交付税の変更をするのが筋だろうという話でございました。では、具体的に、この規定に沿つて財源不足の

解消策として交付税率の変更を行う、使うつもりですか。

○鳩山国務大臣 昭和二十一年に平衡交付金から地方交付税に変わったとき、この条文が最初からあつたとすれば、当然、予想外にいっぱい入つてきただときもまた考慮するということだったでしょ

うね。今はよつと考えられないけれども、物すごくいっぱい入つてきちゃつた、予想外にふえてきたから、これはまた行財政制度を変えるか、率を下げるかということ、実際にはそういうことは

私は、いつも申し上げますように、地方税と地方交付税という、地方が自由に使えるお金が十分

なしあつたようですが、それでも、二十九年、地方交付税法ができたときはその両方の予想があつたんだろう、そう思います。

私は、いつも申し上げますように、地方税と地

域の眞の経営者たり得るというのが理想だ。その

場合には、財源として自由に使える財源、補助金、交付金でなくて、地方税と地方交付税が潤沢にならなければならぬという前提で地方税財政制度を考えております。

○塙川委員 地財三法の本会議質問の際に、私

は、地方財政に関連して、十四年連続の財源不足

が生じている。地方行政制度の改正ではもう限

界だ、だからこそ交付税率の引き上げが必要だと

いう質問を行いました。同趣旨の質問は原口議員

がおこなつたけれども、それに対し

て、いずれも大臣の答弁においては、そろそろ地

方交付税の算定率についても議論を始めていい時

期ではないかと考へています。

○塙川委員 地方交付税の交付税率の引き上げ

も、そこまで行き着かずに時間が来てしまいま

たので、まずその部分から入らせていただきま

す。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

前回の質問の折、通告しておりましたけれど

も、そこまで行き着かずに時間が来てしまいま

たので、まずその部分から入らせていただきま

す。

三位一体改革についての大臣の考え方をお聞きい

たしたいんですが、大臣は事あるごとに、改革の

光と影、そういうことを強調され、改革には影

部分もあつたんだ、そういうことを申しております。

私は、三位一体改革に果たして光の部分が

あつたんだろうが、そういうふうな思いを持つわ

るようにならなければならないのではないかということ議論が始まつていい時期ではないかと述べておられます。

それで、地方行財政制度の改正としてこの間措置してきた折半ルールが三年ごとに、多少形は変わつてますけれども更新をされて、それが〇九年度、来年度いっぱいまで一応枠がはまつてい

ます。

ですから、〇九年度まで枠組みが決まつてい

る。逆に言えば、その先は決まってないわけ

ですから、まさに検討するいい機会で、その点で、

その先をどうするかということで、今大臣はどの

ようにお考えですか。

○鳩山国務大臣 地方交付税法第六条の三第二項に基づいて地方行財政制度の改正か地方交付税の法定率の引き上げを行うことが必要なわけですか

ら、地方交付税の法定率の引き上げはとにかく検討しなければならないし、政府の中でも、できれ

ば国会でも議論をしていただきたいと思っており

ます。

中期プログラムというものがあって、これは経

済状況が好転することが前提になつてはと思

いますが、そこで中福祉・中負担が議論されてい

く。その際に、消費税の話、そして地方消費税の

話、その他の基幹税目の方といふのも検討課

題に入つておりますから、ここでもこの議論は持

ち出さなければいけない。

地方消費税のありよう等によつては、地方交付

税の法定率の議論をしなくて済むというような事

態もあるかもしれませんけれども、いずれ俎上に

あわせて、中期プログラムの中での検討を続けて

いこうと思つております。

○塙川委員 地方交付税の交付税率の引き上げ

も、そこまで行き着かずに時間が来てしまいま

たので、まずその部分から入らせていただきま

す。

三位一体改革についての大臣の考え方をお聞きい

たしたいんですが、大臣は事あるごとに、改革の

光と影、そういうことを強調され、改革には影

部分もあつたんだ、そういうことを申してお

ります。

費税というものは、所得の少ない方により重い負担のかかる逆進性の強い税制で、福祉破壊の税金だ、こういう形で手当てをするということは、消費税の増税ということには断固反対であります。

大臣がおつしやる地方消費税の拡充、充実といふのは、消費税の増税を前提としたものということでお考えですか。

○鳩山国務大臣 今は四%の消費税に一%の地方消費税ですね。これは、確定することは言えないんですが、消費税を将来一〇%にするということをお考へられるとして、九%が消費税で一%が地方消費税というような案も、いや、今現実に検討されていると言つてゐるわけではありませんが、そういう案も存在をしているようでございまして、そういうことは絶対に認められないなと。そうであるならば、もし消費税が一〇%であるならば、そのうち二%、できれば三%を地方消費税にしてもらいたい、こう思います。

○塙川委員 消費税増税を前提とした地方税の拡充や、あるいは交付税の算定率の引き上げということは、やはり福祉破壊にもつながる、認められない。法に基づいたふさわしい対策を強く求めています。

申しわけありません。就学援助について質問す

る予定でしたが、次の機会にさせていただきます。文科省の方、引き続きよろしくお願いします。失礼しました。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

前回の質問の折、通告しておりましたけれど

も、そこまで行き着かずに時間が来てしまいま

たので、まずその部分から入らせていただきま

す。

けです。

もともとの考え方、なぜ三位一体と言わたれたのかという点ですが、改革の流れが補助金、交付税の削減に偏重しかねない情勢の中で、地方への税源移譲、自主財政権の確立こそが重要なだというふうに思っております。だからこそ、この三つを一体として行うべきだという中で生まれたこの三位一体という言葉のはずなんですね。

十分な税源移譲は三位一体改革の中心をなすべきものでなければならぬ。成否を決する最大のボ

イントは、つまり税源移譲であります。私も、十分な税源移譲が行われていれば光の部分はあつたと考えます。ところが、実際に実行されたのは、不十分な税源移譲と、それをはるかに上回る大幅な補助金、交付税の削減。このことは大臣もお認めになられていることだろうと思います。

そのことが、結果として地方が大変な状況に追い込まれた。その点についても、大臣とある部分認識が共有できるのではないかと思うのですが、二月十二日の本会議で、我が党の日森議員の質問に対する大臣の答弁を聞いて、本当にそういう認識に立っているのかなという疑問を持たざるを得なかつた。

大臣は答弁の中で、三位一体改革当時は税収も伸びており、大変になったのは、急激な財政の悪化等があると地方交付税の急激な減少が響いて地方は厳しい状況になつて、こういうふうに発言されております。昨年の秋以降の世界的な金融危機と国内の景気悪化を原因とした今年度の税収不足と来年度の税収の減少、そのことを指していると思うんですが、私は大臣の答弁を聞いておりまして、ちょっと認識がこれまできたのかなというふうに言わなければなりません。

三位一体改革が光を失つた原因は、繰り返しま

すけれども、不十分な税源移譲なんですね。

三位一体改革当時は順調だったという大臣の答弁、これが問題なのであります。財政制度審議会が見解を出しておりますけれども、その中で、地方税は増加している、交付税が減額されて財政が悪化し

ているわけではない、財政体質は改善している、

こういうことを言つておるんです。平成二十一年度予算の編成等に関する建議で財政制度等審議会はそのように言つてゐる。私は、これは了とするわけにはいかない。

これに追随をして大臣が議論を構成するといふのであれば、これはやはり変えでもらわぬと困るというのが率直な私の思いですが、その点について大臣の答弁を求めます。

○鳩山国務大臣 私は、三位一体改革が始まつたときに、二つの疑問を持つております。

それは、先ほどからしつこく申し上げておりま

すが、私は文部大臣をやつて教育に一生懸命打ち

込んでいた時期があつたものですから、義務教

育国庫負担制度というものはとても大事だと。これ

は、フランスのように義務教育諸学校の先生を国

いは人口が移動したりしても、全部に対応しなく

は、扶養費など持つべきだ、こう考えておつたわけでございま

す。

もう一つの疑問は、それでも補助金を削減する

というのは一つの道ではあるな、税源移譲があれ

ばすばらしいな、でも、何で一緒に交付税に手を

つけるのかなという疑問があつた。

私も納得して賛成はしたわけでございますが、や

はり結果としては、地方交付税の見直しによる減

額が非常に急であった。補助金が四・七兆円削ら

れて、税源移譲が三兆円。

いうことはすばらしいことだと思つた。これは一

兆円

というのは何なんだろうと。結局、行政の効率化で地方に行革を押しつけるものなのかなで

あるから、これで頑張るといいのかなと思つたの

が當時の私の気持ちなんですね。

ですから、重野先生にあえて誤解を解きたい部

分が一つだけあるのです。三位一体改革で地方交付税が急激に減った中で、みんな地方財政は厳しくなつた。ただ、あの時代は、まだ地方税が比較的伸びがよかつた時代だったので、それによつてその痛みが少なかつたところもあつたのではないか

かといふ意味で申し上げたわけでございますの

で、それは誤解なきようお願いをしたい、こういふふうに思つております。

結局、三位一体の期間中、都市部の法人関係税を中心と地方税は増加したんでしょう、地方歳出の抑制に取り組んだ結果、交付税は急減した。結

局、財政力の弱い自治体にしわ寄せが行つて、極めて厳しい財政運営を強いられるようになつた。これが私の認識でございまして、光と影といえれば、まさに影であり、もう一つの大きな改革をや

れば、うまくいくところもあれば、うまくないところもあるわけで、うまくないところがここへ出てきているという考え方でござります。

○重野委員 今の大臣答弁は、私も了としたい。

今確認できよかつたな、このように思つております。

そこで、具体的に入つてきますけれども、やはり今我々が求めるのは、削減された補助金、交付税に見合うだけの税源移譲が必要だという結論にならんんですね。繰り返しますけれども、これがなければ、本当に地方財政というの、大都市は別といたしまして、特に私どもが住んでおりますような地方の自治体にとっては暗黒の改革だ、こ

ういうふうに言わなければなりません。

もう一点、大臣は本会議の答弁の中で、地方交

付税法第六条の第三項の規定、つまり、五税の税率を引き上げるべきではないかという我が党日

森議員の質問に対し、直ちに引き上げることは現実には困難だとしながらも、そろそろそのよう

うちに、好況時、不況時はありました。それでも

うつと足らないわけです。しかも、一割以上の不足、これは小さなものじゃありません、大幅に足

らしないということが続いている。

○重野委員 もう十五年以上にわたつて一割以上

の不足が続いているわけですね。この十五年間の

うちにも、好況時、不況時はありました。それでも

うつと足らないわけです。しかも、一割以上の不足、これは小さなものじゃありません、大幅に足

らしないということが続いている。

総務省はさまざま特例を実施してきたと言わ

れるかもしませんが、しかし、三、四年続いた、あるいは単年度でたまたま大きな不足があつたというのとは違うんですね。十五年です。これ

は一過性というには余りにも長期にわたる構造的な問題だといふ認識に立つべきではありません

か。地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正

での対応ではなく、私は、先ほどもお願ひいたし

ましたが、法定率を変えるべきだと。

大臣、そろそろではなくて、直ちに検討を始めるべきだと思いますが、今後の展望私が展望が開けたと思えるような、そういう答弁をしていただきたい。

○鳩山国務大臣 国との話し合いになるわけでございますから、これは検討をして国に要求を突きつけていかなければならぬ時期になつております

ですが、例えば、法人税の法定率を倍にしたら、この百年に一度の危機で国の法人税が半分になつちゃつたので結局変わらなかつたなんという、想像したくない事態が絶対に起きないとは言えないと。

つまり、国の経済状況が、あるいは、平成二十一年において法人税が六兆、七兆という割合で減収になつていくという状況があるものですから、やはり一定の経済回復というもののタイミングを見計らながら、今から戦闘準備は整えておくと

いうところなのかと存じます。

○重野委員 今の大臣の答弁を前向きに受けとめておきたいと私は思います。

やはり光と影の部分があるんですよ。言うならば、財政力豊かな大都市、富裕県と、九州は福岡を除けば概して弱い県、もう明らかにその差がこんなに開いているんですね。その部分をどうするかという視点もこれあり、ひとつ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、雇用対策について伺います。

昨秋以降の景気の急激な悪化と大企業の派遣切り、請負切りに対し、各自治体は緊急の雇用対策を打つまいました。その中で、臨時職員の募集を行っている自治体はたくさんあるわけです。ところが、調べてみると、この臨時職員の募集定員をはるかに下回る応募しかなかつたというケースが多数あります。なぜだというふうな思いを持つわけです。

そこで、総務省はこの昨秋以降の景気の急激な悪化と大企業の派遣切り、請負切りに対し、自治体が行つた雇用対策、特に臨時職員の募集の状

況、どういう募集に取り組んで、その結果どうでございますか、これは検討をして国に要求を突きつけていかなければならぬ時期になつております。

○松永政府参考人 お答えいたします。

方公共団体におきまして、緊急的な措置ということで、臨時、非常勤職員の募集を行つていることは承知いたしております。

ただ、募集、その応募者、あるいは採用、こうがそれぞれの地域の実情に応じまして、任期とか対象者の設定など、非常に多様な形で対応しているところをございまして、総務省としてこの全体がそれなりながら把握していないという状況ではございません。

なお、現任、特別交付税の三月分の交付に向かって、算定に用います数値といたしまして、直接受けるところをございまして、総務省としてこの全体会員がそれなりながら把握していないことではいけない。だから、この点についてはしっかりと

行われたものでございますが、これに要しました一般財源の所要額、こういうものを調査、集計しているところをございます。

それから、募集に対しまして、報道等によりますと、実際の応募が少ないというような状況が見られるという御指摘等があるところでござります。

が、この原因につきましても、いろいろな理由があろうかと思いますが、一つは任期が限られていいふることや、いわゆる職種のミスマッチと申しますようか、こういうものが一つの理由として挙げられるのではないか、このように思つてゐるところでございます。

以上でございます。

○重野委員 麻生内閣は、新年度予算編成の中で

ものにしていかないやならないという点から見ると、その結果について掌握していないということは甚だ遺憾である。

私は、政策を打つときには、現状はどうなつてゐるのか、それは那辺に問題があるのかという究明がなされないと、打つ施策は有効なものにならぬと思うんですね。それを把握できる能力は私は

総務省にあると思うんです。すべての自治体末端まで神経が行き届いているわけですから、それを最大限利用して、どうしたらいのか、どういう手を打てば有効なのか。それは、額も、トータルしますと小さな額じゃありませんからね。結果的に、予算はつけたけれどもそれが有効に生かされなかつたというような総括をされるようなことはいけない。だから、この点についてはしっかりと

調査をし、状況把握をしなければならぬ。

その点について、大臣、ひとつ約束してくださいます。

一方で、正規職員は、総務省が見ている以上に、今、自治体では正規職員の減員、人員削減がどんどん進んでいる。これは総務省の予想したデータよりも二十万人近く人が減らされている。

そこで、何が正規が減つて、非常勤がどんどんふえている現実を導き出しているのか、そこら辺について大臣の認識をお聞かせください。

○鳩山国務大臣 私どもで、地方公共団体の臨時、非常勤職員数は大体五十万人ぐらいとどちらであります。したがって、先生のおつしやつた二ヶ月とかいうのを入れれば、あるいはもうちょっと週の勤務時間が短いのを入れれば、これは六十万、七十万、八十万人いるかもしれないで、そここのところは何とも言えないところでございます。

一つは、地方がそれぞれ行政改革を進めて、簡素で効率的な体制にしろといつて人員削減をしていく必要があると思います。

これが重野先生御承認のように、国は五年で五・七%純減と。どうも地方の場合はこのペースでいくと、五年で六・七%とか八%の純減にな

ります。したがって、先生のおつしやつた二ヶ月とかいうのを入れれば、あるいはもうちょっと週の勤務時間が短いのを入れれば、これは六十万、七十万、八十万人いるかもしれないで、そここのところは何とも言えないところでございます。

○重野委員 そこで、自治体におけるそういう臨時職員の問題について掘り下げていきたいと思うんです。

さつき、なかなかかみ合っていないということ

を申し上げましたが、自治体が今回の問題で臨時職員を雇用するというときに、大体二ヶ月、あるいは長くて三ヶ月、そういうふうな形で雇用しますと、自治体では同様の低賃金のいわゆる臨時職員がどんどんふえているんですね。五十万とも六十万とも言われております、自治体に働く臨時職員の数は。その中身は、半数以上が時給九百円未満なんですね、月給十六万円以下。こういう実態なんです。

一方で、正規職員は、総務省が見ている以上に、今、自治体では正規職員の減員、人員削減がどんどん進んでいます。これは総務省の予想したデータよりも二十万人近く人が減らされている。

そこで、何が正規が減つて、非常勤がどんどんふえている現実を導き出しているのか、そこら辺について大臣の認識をお聞かせください。

○鳩山国務大臣 私どもで、地方公共団体の臨時、非常勤職員数は大体五十万人ぐらいとどちらであります。したがって、先生のおつしやつた二ヶ月とかいうのを入れれば、あるいはもうちょっと週の勤務時間が短いのを入れれば、これは六十万、七十万、八十万人いるかもしれないで、そここのところは何とも言えないところでございます。

一つは、地方がそれぞれ行政改革を進めて、簡素で効率的な体制にしろといつて人員削減をしていく必要があると思います。

これが重野先生御承認のように、国は五年で五・七%純減と。どうも地方の場合はこのペースでいくと、五年で六・七%とか八%の純減にな

という部分もあるんだろうと思いますが、進んできている。それで、やはり行革をどんどん進めていくので、臨時、非常勤職員に置きかわっているという面があるのかなというふうに思われるを得ません。

したがって、今後、彼らの待遇、処遇の問題は、これは新ワーキングプアをつくり出すわけにはまいりませんので、給与や手当は支払えない、報酬と費用弁償しかできないということではあります。これが本当は言つてはいけないことかもしれません。人事院からも何か意見が出ておるようですが、人事院からも何か意見が出ておるようですが、この問題は決して軽視してはならないと考えております。

ただ、これは本当に言つてはいけないことかもしれませんが、世の中、非常にアルバイト希望というのかそういう空気が若者の中に強くあるということも事実でございますが、それは世の中全体ではそういうことは大きく影響していると思いますが、地方自治体における臨時、非常勤職員がふえてきていることは、そのこととは直接関係がないと思います。

○重野委員 自治体の財政事情ということが必要の場合出てくるので、それは私も全く否定するわけではありません。

この臨時職員というのは、その賃金の出どころは物件費なんですね、給与じゃないんです。物件費の中から臨時職員の給与が出ている。そうでありますから、結局安く雇用をしなければならぬという必然があるわけですね。

私は、効率化、効率化ということを言われますけれども、眞の効率化というのは人件費の総額を下げるのことなんですかという問い合わせならぬと思うんです。実際に、人は減つても、その自治体に課せられた業務の幅も深みも変わらないんですね。ますます行政ニーズというのは高まっている。ところが、そういう形でそれを担う職員は間違なく減らされる。しかも、総務省が見るベース以上のペースで人が減らされている。こういふことになるわけですね。

私は、最も大事なことは、これはやはりび

しゃつと人件費の中にカウントすべきであると。上から下まで物件費なんかで賃金を出すというふうな認識が、私は結果として現実を隠ぺいする形になつてゐるんじやないかと。地域の最賃に近い時給による低賃金。

私は、大臣に聞きたいのは、非常勤というのは、本来正規の職員がやる仕事も含めて、この非常勤の方々が実際やらされているという実態をまず認めるところからスタートしないと、この問題についての解決策というのは出でこない。今や、非常勤、臨職というものを抜きにして自治体の業務が前に進むということは語れないというほどに、役所の中に占めるそういう方々のウエートといふのは高まつてゐるということですね。そこからスタートしないと、この問題の根本的な解決というのは出でこないと私は思つんですが、その認識について。

○松永政府参考人 様お答えいたします。
今、臨時、非常勤職員につきまして、賃金が物件費として扱われているという御質問等ございましては、決算統計上、報酬として人件費に位置づけられるものと、賃金として物件費に位置づけられるものがございますが、これは任用や勤務の形態に応じましたあくまで統計上の分類でございます。

いずれにいたしましても、臨時、非常勤職員は、臨時の、補助的な業務に従事されるというることはございますが、いずれもいわゆる正規職員と並びまして、それぞれの職責に基づきまして行なわれるものがございますが、いわゆる勧告じやあります。今や、自治体においてもこの問題については同様の扱いをしなければならぬと思うんですが、まず、総務大臣、人事院が、いわゆる勧告じやありませんが、そういうことを各行政府に求めた、各自治体でもそのように行なうべきであるという私の主張、それに対する認識と見解を出してください。

○鳩山国務大臣 人事院とは話が合わないこともありますから、肉のハナマサというところへ行って安い肉の生協で食べたらあつという間になくなっちゃうんですね。家賃等もありますから、彼は、東大で非常勤職員をやつておけば、おまえ、東大で非常勤職員をやつていれば、なつて七、八年はたつんでしょうね。博士であります。これがオーバードクター問題の始まりで、ドクターになると四十万、五十万の給料を払はれることはあります。その中で、基本となる給与は類似する職務の常勤職員の級の初号俸を基礎とする具体的に書いてあるんですね。それから、通勤手当に相当する給与を支給する、相当長期、これは六ヵ月以上と書いていますが、相当長期にわたりて勤務する者に対する給与を支給するよう努めると、人事院が各省にこういう文書を出しております。

私は、自治体においてもこの問題については同様の扱いをしなければならぬと思うんですが、まことに、東大の生協で食事してはいるのかと言つたら、とにかく、肉のハナマサというところへ行って安い肉を大量に買ってきて、食事は三度三度家に帰つてそれを焼いて食べているんです。かわいそーなのが、私が月に一遍ぐらい栄養補給をしてやつてくれるわけです。

もちろん、東大は国でも地方でもありません、今や国立大学法人です。しかし、正規職員でないで、私が月に一遍ぐらい栄養補給をしてやつてくれるわけです。

○重野委員 いい話を聞かせていただきました。

○鳩山国務大臣 人事院とは話が合わないこともありますから、肉の生協で食べたらあつという間になくなっちゃうんですね。派遣などの非正規雇用の増大によつて、企業は容易に人員削減ができるようになりました。

昨年末から年始にかけて、全国で展開されたあの姿ですね。これがもし正規の社員であれば、企業も簡単に首を切るなんということはできなかつたと思うんですね。また、ここまで雇用危機というものは発生しなかつたのではないかと考える

んどん正規職員は定数削減で減らされていく、マンパワーがもし仮にないとすれば、役所の仕事を毎日できませんよ。やはりそういう認識をしっかり持たなきゃいかぬと思うんですね。

私が遺憾に思うのは、こういう臨時、非常勤の皆さん方については、給与も安いんですが、通勤費、あるいは一時金、退職金がもちろん出されおりません。人事院が、昨年の八月に、「一般職の職員の給与に関する法律第二十二条第二項の非常勤職員に対する給与について」という通知を発出しております。その中で、基本となる給与は類似する職務の常勤職員の級の初号俸を基礎とする具体的に書いてあるんですね。それから、通勤手当に相当する給与を支給する、相当長期、これは六ヵ月以上と書いていますが、相当長期にわたりて勤務する者に対する給与を支給するよう努めると、人事院が各省にこういう文書を出しております。

私は、自治体においてもこの問題については同様の扱いをしなければならぬと思うんですが、まず、総務大臣、人事院が、いわゆる勧告じやありませんが、そういうことを各行政府に求めた、各自治体でもそのように行なうべきであるという私の主張、それに対する認識と見解を出してください。

もちろん、東大は国でも地方でもありません、今や国立大学法人です。しかし、正規職員でないで、私が月に一遍ぐらい栄養補給をしてやつてくれるわけです。

○鳩山国務大臣 人事院とは話が合わないこともありますから、肉の生協で食べたらあつという間になくなっちゃうんですね。派遣などの非正規雇用の増大によつて、企業は容易に人員削減ができるようになりました。

昨年末から年始にかけて、全国で展開されたあの姿ですね。これがもし正規の社員であれば、企業も簡単に首を切るなんということはできなかつたと思うんですね。また、ここまで雇用危機というものは発生しなかつたのではないかと考える

働く人たちは、職場を一歩出れば、今度は消費者なんですね。安定した雇用があれば、景気後退による消費縮小にも一定の歯止めがかかると思うんです。企業が好き勝手に非正規の雇用を奪い続ければ、今五十万とか六十万とか言っていますが、三月の年度末、一体どれぐらいになるのかと本当に心配です。

今やこの国の経済、景気も底が抜ける寸前まで来ている、こういうふうに言う方もおりますけれども、私はそういう意味では、本当に今の状況というのは危機的状況にあるんだと。何とか雇用を維持させる、あるいは雇用を創出する、そのためには不安定な雇用を生み出した派遣法の規制強化が必要だという意見が世論の多数派ではないのかな、私はこのように思うんです。

公的部門での雇用の吸収も当然必要になつてくる。積極的に雇用を拡大する、正規雇用での吸収が求められている。それで、二万五千人の雇用を減らすということをやろうとしているんですが、これをやつたら、今までほつておけば三万三千人弱の臨時、非常勤職員がふえることになる。これは私の試算であります。

今回、雇用創出を政府は前面に出しているわけですが、片方で良質の雇用をなくして、片方でワーキングプアをつくり出す、アクセルを踏みながらブレーキを踏むというようなちぐはぐな対応はやめるべきだ、私はこのように思うんですが、その点について大臣の見解をお聞かせください。

○鳩山国務大臣 平成二十一年度の地財計画で、結局、二万五千人の定員削減という、純減という計画になっておりまして、これは、国が五年で五・七%，地方も五年で五・七%と同じ目標でやつてきて、国を上回るスピードで純減してきてるわけでございますから、効率化、無駄を減らす行財政計画という意味ではこの二万五千人の純減という計画は実現しなければならないというふうに思つておりますが、そのことが常勤職員を減らして非常勤に切りかえるということであつては困るわけでございまして、実態をよく把握して、

そういう形にならないよう、正規職員を中心とする行政体制を基本的につくっていく、やむを得ないときのみ臨時、非常勤職員を任用するという形がきちんとできるよう指導はしなければいけないと思つております。

○重野委員 まだあと三項目ほどあつたんですけど、時間が来ましたのでやめますけれども、私は、人を雇う、雇用するということが経営的見地から見れば、その分人件費が高くなるんだというような狭義の見方ではなくて、この国の経済を考えているのは労働者なんだ、その労働者が良質な労働につくということが回り回つて経済の底上げに非常に大きいんだという認識も絶対忘れぬでやつていただきたい、そのことを要望して、終わります。

○赤松委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会